刑政第53巻第12号

矯正図書館

刑政

第五十三卷　十二月號　第十二號

スザーランドの刑事學原理（卷頭言）　寺光忠二

盛典に參列して　吉田律五

社會的豫後　日沖憲郎八

行刑における價値の創造—文化現象としての行刑—（一）　市川秀雄元

ナチス・ドイツ少年行刑（二）　公文彪壹

構外作業座談會（二）　府中刑務所　充

フリードリツヒ・ニーチエの人性論と彼の刑法觀（三）　シユペヒト八〇

ニユー・ヨーク州矯正法（五）　公六

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

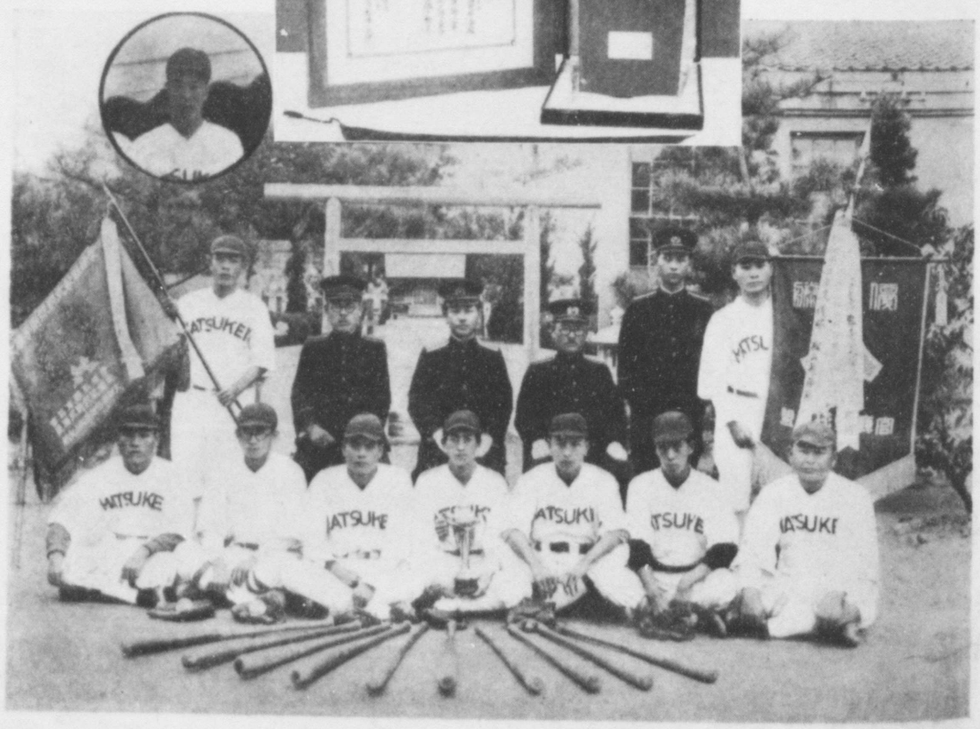
苗穂支所開廳式



川越・橿原神宮奉納建國體操優勝



表彰記念



松山刑・野球優勝記念撮影

矯正図書館

刑政

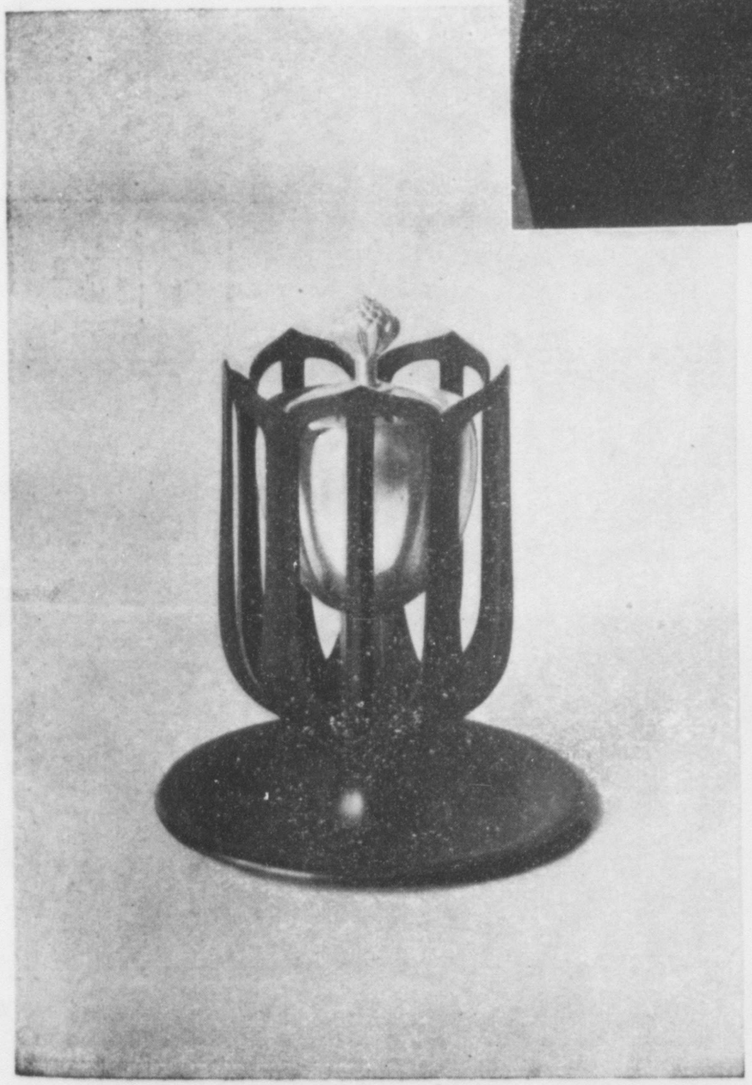
十二月號

第五十三卷
第十二號



同氏作

香爐「瑞兆」



紀元二千六百年奉祝美術展覽會入選の府中刑務所作業技手　廣瀨英五郎氏

スザーランドの刑事學原理

スザーランドは其の新版 Sutherland, Principles of Criminology, 1939. の中で、犯罪行爲に關する新理論の展開を試みてゐる。それは、犯罪行爲なるものを體系的・一般的に觀察しようとするのである。彼は、此の試驗的理論を以て、特に舊版に比し、クリミノロジーの科學的發達を示さうとしたものであると自ら云つてゐる。そして、次のやうに述べる。

一　犯罪行爲一般 systematic criminal behavior を結果する過程は、合法的行爲一般 systematic lawful behavior を結果する過程と形に於て根本的には同じである。

二　犯罪行爲一般は、恰かも、合法的行爲一般が良民との接觸の間に決すると同じく、犯罪者との接觸の間に決する。

三　特殊の交際 differential association は犯罪行爲一般の發展に就いて特別の原因となる。

四　或る者が犯罪行爲一般に加はるチャンスは、概して、犯罪行爲のお手本 patterns に接する度合 frequency and consistency によつて決定される。

五　個性若くは境遇 personal characteristics or social situations に關する個人的差異は、好んで特殊の交際に入つたり・犯罪の手本に屢々接觸したりすることによつてのみ、犯罪原因となる。

六　文化的衝突 cultural conflict は特殊の交際を結成させる基因であり、同時に、犯罪行爲一般の基因である。

七　社會的分裂 social disorganization は犯罪行爲一般の根本的原因である。

此の七つの提言は、極めて謙虚な語調を以て、しかし極めて積極的な意圖を以て、提示せられてゐるのであるが、要之、犯罪行爲一般は、文化的衝突の見られる或る情況に於て特殊な結合が結ばれることにその直接原因を持ち、結局、其のやうな情況下に於ける社會的分裂にその原因を有する、とするのである。

此の犯罪行爲に關する理論は、スザーランド自身も云つてゐる如く、全然社會學的見地に立つものであり、原因論としてはまた實證主義的なものであらう。そして、此の一般的理論が若しもつと完成すれば、個々の或る犯罪行爲 specific act は、其の骨組に入れさへすれば、容易に說明することが出來ることになるであらうと、彼は期待するのである。十五年前には『犯罪者は一つの概念 a concept としてではなく一箇の人間 a human being として取扱はれねばならぬ』とのみ云つたスザーランドの進步が、斯く、科學的なるものとしての刑事學を提唱させるのである。

今日のわが社會狀勢は、殊に其の戰爭狀態と犯罪現象との關連に於て、現に、われわれに考慮すべき多くのものをもとめてゐると考へる。そこにあるものは複雜なる社會學的現象の累積である。此の意味に於て特に、原因論に關する組織的研究が强くわれわれに要請せられてゐる筈である。

また、今日われわれの行刑は甚だしく多事であり、いろいろの急需に追はれてゐるのであるが、其のいろいろの急需への應待の外に、やはり、離れて、底深く掘り下げねばならぬものがある筈である。

巻頭言

犯罪原因に關する研究は、云ふまでもなく、刑事學に前提的なるものであると同時に其の結論でもある。そして、原因論に關して爲された論述も既往に於て決して尠しとしないのであるが、しかし、いま、今日に卽し・われわれに卽した組織的な研究が緊急なものとして要望せられるわけであるのである。

（——二六〇〇・一一・一五——）

寺光忠

盛典に參列して

吉田律謹記

皇紀二千六百年の歴史的式典に參列するの光榮を擔ひ、早朝坂下門口から式場に參入、最前列に席を占め、並みゐる參列者と共に只管時の至るを待つ。

式殿は杉皮葺の典雅な寢殿造り、大理石やうの白い圓柱の正面眞上に、『萬歳』額がかかげられ、前面左右には、十六旒の錦の旛幢秋の陽光に映え、殿上中央には、燦然たる一双の金屛風、その前に輝かしき　玉座が仰がれて、端麗さ言はんかたなく、尊き極みである。

前夜來、氣遣はれた空は、奇蹟的にカラリと晴れ渡り、一抹の片雲をも止めず、天はあくまでも高く、清く、綠色濃き大內山の老松の上には、二羽の鴟がゆるく輪を描きながら、ひら〳〵と舞ひ揚り、舞ひ降り、瑞氣自ら四邊にみなぎるの感を深からしめた。

十時五十分頃、りうれうたる國歌の奏樂裡に　兩陛下式場に出御、長身の近衞首相は直に南階段を降りて、式殿前の中央直下に屹立し、陛下に對し奉り開式の旨を奏上する。その一瞬の莊嚴さ。遠つ上　神武天皇が、橿原の宮に御卽位遊ばされたるも斯くやと思ひ偲ばれつ。吾等一億の民草は、その時の血と魂とを世々に受繼

ぎて、悠久玆に二千六百年、爾來汚れなき貴き歴史にはぐくまれ、今ぞ、純潔無比なる日本民族としての榮光と歡喜とに浸つて居るのである。

やほら五萬二千餘の參列者は、一齊に國歌を奉唱し始めた。わたくしは眼のあたりに　龍顏を拜みつゝ「君が代は……」と合唱したのみで、萬感交々胸に迫り、最早それ以上を續け得なかつた。その際、わたくしの胸中に去來したる感懷は『如何にして　陛下に御靈し參らすべきか』『如何にして　國家に奉仕すべきか』『今は一身一家を顧るべき秋ではない、若しお召しとあらば、この一命は惜しからじ』と云ふのであつた。此の場合、さうした感激にふるへた者は、恐らくわたくし一人ではなかつたであらう。見よ、隣席の老將軍は、ハンカチを顏に押し當てゝゐるではないか。

兩陛下には畏くも立御し給ひ、之を御受け遊ばされてゐるのである。この時、近衞首相は正面階段を昇り、恭しく御前に進み、謹んで壽詞を奏し奉る。無窮の皇運を讃へ、聖壽の萬歲を壽ぐ聲、高らかに響き渡り、一億國民の赤誠と歡喜とを場內一杯にこだまさせた。

天皇陛下には天機一しほ御麗しく、百武侍從長の奉ずる勅書を御手にせられ、玉音朗々として有難き勅語を賜つた。その御語調の莊重さ、御結語の力强さ。並みゐる參列者は一瞬忝さに胸を打たれ、寂として聲なく、たゞ頭を深く垂れて居るのみであつた。恰もそれを呼び醒すかの如く、紀元二千六百年の頌歌が唱ひ始められた。陸海軍軍樂隊の伴奏で、東京音樂學校生徒の齊唱する「遠すめらぎのかしこくも、はじめたまひしおほ大

和……」の歌聲が、長く餘韻を曳ひて、青空高くひろがり行き、感激は今や最高潮に達した。

近衞首相は再び階段を降り、正面中央に立ち、双手を擧げて「天皇陛下萬歲」を奉唱、總員歡喜にふるへて之に和し、天へも通れとばかり萬歲を三唱した。感激の波、歡喜の渦。今ぞ聽け、世界の人々よ。八紘を以て宇と爲す、肇國の大精神に則り、大東亞共榮圈の建設に邁進する我が國民の意氣を！　二千六百年の雄叫を！

十一時三十五分近衞首相が、式終了の旨を奏上するや　天皇、皇后兩陛下には、式殿を發御、百一發の皇禮砲殷々ととゞろく中を、宮城に還幸啓遊ばされ、民族の胸に不滅の肝銘を刻める曠古の盛典は、斯くして玆にその幕をとぢたのである。

おゝ、何んたる榮光ぞ、何んたる感激ぞ、我れこの世に生を享けて、この盛典に參列し、　陛下の御前に於て、君が代を奉唱し、萬歲を三唱す。海行かばみづくかばね、山行かば草むすかばね、大君のへにこそ死なめ、顧みはせじの感、愈々新たなるものがあつた。

刑政第53巻第12号
矯正図書館

社會的豫後

日沖憲郎

累犯はこれを科學的に豫測し得るか。およそこれは刑事司法の全分野に跨る最も重要な課題である。何となれば、犯罪者の將來の社會的行狀に關する豫後を判定することは、まづ裁判官が裁判をなすに當つていなかる種類の刑をいかなる分量において定めるかについての重要な資料でなければならない。さらに、改正刑法假案において認められたやうな常習累犯者に對する不定期刑の制度が將來實施される曉には、何よりもまづその犯罪者の危險性の判定が前面に立つわけであり、しかも此の危險性の判定こそ取りも直さず豫後の問題なのである。このことが同じく假案中に規定されてゐる保安處分について一層高度に妥當することは絮說を要せぬところであらう。しかしながら、かかる豫後の問題はひとり刑乃至保安處分の言渡に當つて重要性を有するに止まらない。すなはち、かやうな處置が必要であるか否かの判定のみならず、その處置の執行をいかなる期間繼續せしむべきかの判斷も畢竟豫後の問題に歸着するのである。此處にエクスナーの所謂釋放豫後（Entlassungsprognose）の問題がある。(一)わが現行法上釋放の決定が豫後と關聯せしめて考慮されるのは假釋放と少年に對する不定期刑の終期の決定に限られてゐるが、將來一層

廣汎に不定期刑が採用せられ、また保安處分が實施せられた場合において釋放豫後がいかなる實踐的重要性をもつに至るかは蓋し想像に難くない。さうして此等を合はせて科學的見地の下に論究せんとするのが現代の實踐的犯罪生物學の最も困難にして且つ最も重要なる課題たる「社會的豫後」（soziale Prognose）の問題なのである。(二)

(一) エクスナーは犯罪者の將來の社會的行狀の豫後の問題を分つて三とする。その一は判決豫後（Urteilsprognose）であつて、裁判官が例へばドイツ法上の「危險なる慣習犯人」であるとか「危險なる風俗犯人」であるとかを判定し、これに相當する處分を宣告せんとする場合の問題である。その二が本文にいふ釋放豫後（Entprognose）なる問題の存することを指摘してゐる。遺傳豫後は當該犯罪者の行狀ではなしに、その子孫の特性および價値を豫見せんことを期するものであるが（Exner, Kriminalbiologie, 1939, S.344）、それは差當り本稿の目的の外にある。

(二) 社會的豫後の問題に關する外國の文獻は本稿中に引用するものを除いて總てこれを省略する。なほ、本稿は最近において本問題を包括的に取扱つたものとしてエクスナーの前揭書に負ふところが多い旨を附記する。邦語の文獻としては次の二を擧げて置かう。不破敎授、刑の量定に關する實證的研究、一七三頁以下および二八二頁以下、高瀨氏、犯罪者の敎育、一四〇頁以下。

犯罪者の將來の社會的行狀について豫後を判斷することが刑事司法全般に亙つてかくのごとく重要であるに拘らず、從來このことは專ら直觀的な調査と無統制な經驗に委ねられて來たのであつて、これを科學的方法の分野に持ち來すことは近時における犯罪生物學の發展に俟たねばならなかつたのである。もつともロンブローゾ以來犯罪者および犯罪者に對する實證的研究は何等

刑政第53巻第12号
矯正図書館

かの程度において此の問題の解決に志向しつつあつたものといひ得よう。さりながら例へば頭蓋骨の形式とか觀相學とか變質徴候とか體格型とかいふやうな身體的に把捉し得る徴標をもつて犯罪者の類型を立てることは畢竟失敗に終つたものといふ外はない。さればといつて、一方あらゆる犯罪者に共通する心的な徴標を定めることも今日のところ未だ成功してゐない。結局あらゆる犯罪者に通ずる身體的類型を發見することができないと同様に、あらゆる犯罪者に通ずる心理的類型を定めることもできないのであつて、なし得るところはそれぞれの犯罪者群に共通する種々の特徴を擧げるにあるといふのが現代の犯罪生物學の結論である。(三)(四)

(三) Meywerk, Beitrag zur Bestimmung der sozialen Prognose an Rückfallsverbrechen, Monatsschrift f. Kriminalbiologie u. Strafrechtsreform, Bd. 29, S.S. 423; Exner, a. a. O., S. 239.

(四) 此の意味においてロンブローゾの理論がその内容に關して完膚なきまでの攻撃を浴びながら、しかも窮極において犯罪者の類型を見出さうとするその志向において正しいものを含んでゐることを看過すべきではない。佐藤氏、ロムブローゾの生命(法律における思想と論理所收)、七頁參照。

エクスナーのいふごとく、およそ信ずるに足りる豫後なるものは、人の性格と併はせてその將來具ふるに至るべき外部的生活條件を概觀し、しかも最後にまたこれこれの人々はこれこれの生活條件の下にあつていかなる行狀をとるかといふことに關する經驗を所有することを前提する。もしも人格を完全に洞觀し、その將來の生活狀況を豫見することが不可能であり、さらにまた實際に同樣の人格は存せず、またこれこれの人々はこれこれの生活狀況の下ではいかなる行狀をなすかといふことを教へるに足りる同樣な生活狀況が存せぬとしたら、社會的豫後の問題については殆んど解決の匙を投げるに等しい。(五) しかも、犯罪生物學があくまで此の荊棘の途を切り拓いて行かうとする熱意に滿ちてゐることは何人と雖もこれを肯ふところであらう。

(五) Exner, a. a. O., S 346.

二

しからば、犯罪生物學の分野において從來此の社會的豫後の問題についていかなる研究が行はれたか。まづ此の問題に關して劃期的な業蹟を擧げたものとしては、何といつてもアメリカにおける諸々の研究を擧げねばならない。(六)

(六) アメリカにおける業蹟に關する手際よき概觀を與ふるものは、Exner, Kriminalistischer Bericht über eine Reise nach Amerika, 1935, S. 72 ff. なほ、同書には豐富なアメリカの文獻が擧げられてゐる。此の論文の紹介として、不破氏、前揭書、二八二頁以下。

社會的豫後の問題はアメリカの刑事學が近年特に力を籠めて研究に從事した問題の一つであつたのである。(七) それは簡單にいへば、畢竟いかにして過去の諸事實を基礎として犯罪者の將來の行狀に關する豫測をなし得るかといふことに歸着する。さうしてアメリカにおいては尨大な收容者の資料に基いて釋放後累犯に陷つた者としからざる者とがいかなる外部的に認識し得べき徴候において區別せられるかといふ研究が重ねられたのであつた。此處にはその一例として一九二八年におけるイリノイ州の保護觀察制度に關するシカゴ刑事裁判所の調査委員會の研究中にシカゴ大學の社會學の教授バーヂスが「假釋放の成績を決定する諸因子」について報告して

ゐるところを擧げたい。(八)

(七) 何がゆゑにアメリカにおいて特に此の問題について關心がもたれたか。エクスナーはその原因をアメリカにおいて廣汎に採用されてゐる不定刑期および宣告猶豫制度から來る實踐上の必要性に覓めてゐる。

(八) Burgess in: Bruce, Burgess and Harno, The Workings of the Indeterminate Sentence Law and Parole System Illinois, printed in Journal of Criminal Law and Criminology, VOL. XIX, No. I. Part II. その飜譯として、米國イリノイ州に於ける不定期言渡竝に假釋放に關する調査(司法資料第一六一號)、四七六頁以下。

バージスによれば、此の調査は假釋放の成績を決定する諸因子を見出すことが果して可能であるか否かといふことを目指すものであり、イリノイ州の刑務所から保護觀察期間を付して釋放された三千人の收容者について行はれたのであつた。それゆゑに次の二點が調査事項となつた。その一は當該假釋放者のいかなる特殊的事情および記錄中の前歷が假釋放違反の有無に關係があつたかの點であり、その二は以上の外なほ假釋放の記錄中に何か特に注意を要すべき事實があつたかの點である。その際醫學上、心理學上および社會學上の以下の二十二點が經驗上未知の犯罪原因の先在を示す外部的徵候として累犯の豫測にとり重要だとされたのである。

一　犯行の種類
二　共犯者の數
三　父の國籍
四　兩親の家庭事情
五　犯人の婚姻關係
六　犯罪者類型、すなはち、初犯者、機會犯人、慣習犯人または職業犯人の別
七　社會的類型、例へばやくざ者、ギヤングまたは浮浪者の別
八　犯行のなされた地方
九　市町村の大いさ
一〇　近隣關係
一一　逮捕當時その地の居住者なりしや、または一時の逗留者なりやの別
一二　寬典を與ふべきか否かに關する公判判事および起訴檢事の意見
一三　犯人が全部を自白したか、それとも一部を自白したに止まるかの別
一四　刑の種類および期間
一五　釋放前既に服役した期間
一六　犯人の刑事上の前歷
一七　職業上の經歷
一八　在監中の徵罰事犯
一九　釋放時の年齡
二〇　精神病學的檢査に基く知能年齡
二一　精神病學的檢査に基く人格類型
二二　精神病學的豫後

さて、かかる調査の結果は果して此等の諸點が假釋放の審査に當つて眞實に役立つことが立證せられたらうか。バージスはこれを肯定する。何となれば、イリノイ州のボンティアク感化監では全體で二一パーセントの釋放者が累犯に陷つてゐるから、累犯者の割合が此の平均よりも低い場合にはその因子を「良き」因子と名付けることができ、累犯者の割合が平均以上である場合にはその因子を「不良な」因子と名付けることができる。そこで收容者が良き因子をもてばもつほど愈々善行を保持する機會が多いといふことになるのは明かである。かくてバージスはボンティアクからの千人の釋放者を分類し、しかも上述の評價に從ひ最も大きな豫測的價値を有する二十一點について調査を遂げ、各人に對し良き因子一個に付一點宛を與へた。すなはち、その結果各人は最良の場合には二十一點を有することになり最惡の場合には一點もないといふことになる。かやうにして「豫測表」が作られたのであつて、その表において同點者の群が分類せられ、その各々の群の累犯性が檢されたのであつた。その結果例へば十四點以上の者は約二パーセントの累犯率を示すのみであるが、十點しかない者は三四パーセントのそれを示し、さらに五點以下の者は殆んど七六パーセントのそれを示すことが判明した。そこで此の豫測表は個々の事例における豫想の標準を與へることになる。例へば、或る釋放者の將來の社會的行狀を知らうとすれば、その者を上述の二十一の因子について取調べ、良き因子を何點取つてゐるかを確定する。さて、その上右の表から尨大な事例の經驗によつて獲られてゐる確率を讀み取ることができるといふわけである。(九)

(九) Exner, Kriminalistischer Bericht, S. 76 ff. 但し、エクスナーはバージスの此の業績の最大の缺點が本來頗る異なつた徴表的意義を有するに相違ない二十一個の因子に同一の價値を賦與したことにあることを指摘してゐる。そこでこれに一歩を進めたものとして注目すべきはグリュックの方法である。彼は社會的豫後判定のために比較的少數の因子を選び出し、且つ各因子に對してそれぞれ異なる價値を賦與せんことを試みたのである。Glueck, One Thousand Jevenile Delinquents, 1834.

かくのごとくしてバージスは結論する。「最後に假釋放の成績を左右する因子が何であるかを決定することが可能であることはもとより疑ひがない。人間の行動は或る程度まで豫測し得られるものであるやうに思はれる。さて、果してしからば、此等の記錄によつて明かにされた事實を基礎として收容者に對し假釋放の許否を決すべきであるか。それとも或は假釋放委員會の審査の際委員たちの目に映じた收容者の印象のよしあしによつてこれを決するのであるか。將たまた或は政治的な力もしくはその他の力が該決定を左右するのであるか。」(一〇)そこで前記の調査委員會はその調査の報告を終るに臨んで次のごとく勸告するに至つた。假釋放委員會は假釋放を許可するに當つても、また假釋放者に對する保護監督を行ふに當つても、假釋放の非違反を統計により豫め知るといふ方法を用ふることによつて、假釋放といふ仕事を科學的な基礎の上に置くといふことを眞面目に考へねばならないと。(一一)

(一〇) Burgess, o. c., p. 271.
(一一) Burgess, o. c., p. 305.

三

かやうなアメリカにおける研究に刺激を受けて起つたのがドイツにおける所謂社會的豫後の研究であつた。アメリカに範を採つた最初の研究はシートの(一二)それであるが、その後殆んど同

様の方法がマイウェルク(一三)およびシュウァーブ(一四)によつて踏襲せられ、頓に學界の注目を惹きつつある。

(一三) Schiedt, Ein Beitrag zum Problem der Rückfallsprognose, München Zeitungsverlag K.-G., 1936. 原書はこれを見ることを得ないが、その大要がエクスナーによつて紹介されてゐる。Exner, Über Rückfallsprognosen, Monatsschrift, Bd. 27. S. 401 ff.

(一三) Meywerk, a. a. O., S. 422 ff.

(一四) Schwaab, Die soziale Prognose bei rückfälligen Vermögensverbrechern. これはミュンヘン大學における未完の單行論文としてエクスナーにより引用されてゐるが、最近その公刊が報ぜられてゐる。しかし、未だこれを見ることを得ないので、ことごとくエクスナーの紹介に據る外はない。

すなはち、シートはミュンヘンの犯罪生物學蒐集所の記錄に基き、一九三一年に釋放せられ、一九三五年に犯罪登記簿の確定したところの無選擇に取上げた五百人の有罪宣告者について、彼等がその四年乃至五年といふ中間期に累犯に陷つたか否かを調査した。彼はその際一切の事例を例へば血統とか生活經歷とか外部的行狀とかといふやうな記錄により認識し得る特性から研究し、此等の特性の存否が累犯に陷る危險性のある者にいかに現れるかを推測しようとしたのである。此の結果或る同樣の徵候を示してゐる人々にあつて累犯率が平均的に高いときには、かうした徵候の存在は個々の事例にもまた累犯の確率を示すといふことが明かにされた。此の研究の結果はエクスナーのいふやうに積極的にもまた消極的にも重要である。何となれば、このことは累犯豫測に當つて何を觀察すべきかを敎へるに止まらず、何を觀察しないでよいかをも告げるものだからである。そこで、例へば重懲役をもつて處罰せられた者は單に輕懲役をもつて處罰された者より累犯率が低いとか、或はまた私生兒はしからざる者より累犯率が高くないとかいふことであれば、累犯の豫測に際してはかうした事情には何等重點を置くに當らないわけになる。かくてシートによれば十五點が豫測的價値をもつものとされたのである。さうして此のシートの研究はマイウェルクによりやはり釋放後四年になる二百人のハンブルクの收容者につき試されることになつた。しかも此のハンブルクの調査の結果はかのミュンヘンの數字と「まさに驚くべき一致」を示したのである。(一五) さらにシュウァーブが四百人の財産犯の累犯者について行つた研究はシートおよびマイウェルクの結果を一層確めることになつた。

(一五) Meywerk, a. a. O., S. 430

しからば、累犯者にあつて非累犯者に比し本質的に頻繁に現れる因子はいかなるものであらうか。もつとも、此の場合特に法意すべきは、此處に選ばれた因子は精確に記錄上確定し得べきものであり、判斷者の主觀的裁量をできる限り離れたものでなければならぬことである。かくて以上の研究に現れた因子は次の十五點を數へる。(一六)

(一六) もつとも、シュウァーブは第二點を除外してゐる。

一　遺傳的負因。これは血族中の精神病、神經性疾患、自殺および飮酒癖をいふ。尊屬中の犯罪は第二點中で特に考慮される。

二　尊屬中の遺傳犯罪性

三　不良な敎育關係。これは兩親の許から始まつて少年時に及ぼす諸影響をいふ。

四　不良な學業。これは個々の科目における進歩ではなしに、全體の成績と勤勉をいふ。特に、

頻繁な學校怠けは不良な生徒の群に數ふべきである。

五　始めた修業の中絶

六　不規則な勞働。これは勞働嫌忌者に、または明かな外部的理由なしに永い間働かないでゐる人々に、さらにまたかうした人々の本質中に存する落着なさが度々職業を變へさせてゐる場合に認められる。

七　十八歳以前に於ける犯罪性の初發

八　五犯以上の前科

九　特に急速な累犯性。これは刑の執行終了と新たな有罪判決との間に僅か五個月乃至六個月の期間を存する場合である。だが、個々の場合には此の限界は延長される。特に、新たな行爲が重い犯罪を成し、公判までの豫備審査が經驗上長時間を要する場合をしかりとする。

一〇　數地方に跨る犯罪性。これは個々の有罪判決が異なつた地方裁判所の管轄區域内で行はれたことが犯罪簿から明かになつた場合、頻繁な累犯者について認められる。

一一　病的人格（監獄醫の診斷による）

一二　飲酒癖

一三　刑務所内における不良な一般的行狀。（刑務所の報告および懲罰事犯に從ふ）

一四　三十六歳以前における刑務所よりの釋放

一五　釋放後における不良な社會關係。これは蹉跌することなしにその環境を克服するためには、釋放者本人またはおもらくは第三者の強い相對抗する積極的態度を必要とする場合である。

さて、以上のやうな徴候の一つが存するときに社會的行狀がいかに形成されるかを示すのが次の表である。

第一表

左記の不良な徴候を示す有罪判決者中下記の百分率が累犯に陷つた

	五〇〇のミュンヘンの事例の場合（シート）	二〇〇のハンブルグの事例の場合（マイウェルク）	四〇〇の前科ある財産犯人の場合（シュヴァーブ）
	%	%	%
一　遺傳的負因	六四	八五	七七（一八）
二　尊屬中の遺傳的犯罪性	七七	六七	
三　不良な教育關係	七〇	八三	八四
四　不良な學業	六七	七四	八一
五　始めた修業の中絶	六五	七九	八三
六　不規則な勞働	七五	七六	七九
七　十八歳以前における犯罪性の初發	七〇	七六	七七
八　五犯以上の前科	七一	七三	七三
九　特に急速な累犯性	九〇	八四	七八
一〇　數地方に跨る犯罪性	九七	七八	八〇
一一　病的人格	六四	七四	八〇

一二　飲酒癖……七三
一三　刑務所内における不良な一般的行狀……七一
一四　三十六歳以前における刑務所よりの釋放……五六
一五　釋放後における不良な社會關係および家庭關係……八三

（一七）シュウァープはシートおよびマイウェルクが不良點を擧げてゐるのであるが、無論その方法は本質的に同一である。從つてエクスナーは比較の便を得るためシュウァープの擧げた數字を裏返しにしたことを斷つてゐる。

（一八）既に註（一六）で述べたやうに、シュウァープは第二點を除外してゐるから、此處には數字が現れてゐない。

七七	
八四	
六九	
七八	
八四	
八五	
七三	
八九	

此の表は明白な事實を物語つてゐる。すなはち、一見して直ちに此等の諸點の殆んど全部が相一致して七〇乃至九〇パーセントといふ高率の累犯率を示してゐることを知るのである。換言すれば、此處に擧げられた諸因子が累犯危險性の徴表たり得ることが十分明かにされてゐる。なほ、曩にも一言したやうに、此等の徴候はいづれも客觀的に把握し得且つ統計的に把握し得べきものからなつてゐるとはいへ、一見したところでは種々異なる事實を雜然と並べ立てたかのごとく思はれぬでもなからう。だが、詳細に眺めるならば、そこにはおのづから内部的關聯がある。まづ此の表に現はれた十五點は大きく分つて二つの群に岐れる。すなはち、第一點乃至第十二點は犯罪生物學的犯罪者類型の問題に關係するのであつて、此等の徴候の存在は取りも直さずリストの

所謂狀態犯人たることを示すわけである。さらに第十三點は受刑中に被驗者の狀態を何等か變更させる徴候が存するか否かを取扱ふ意味において、犯罪者類型の徴表に屬するものとなし得よう。その他の諸點、すなはち、第十四點および第十五點は釋放後の事情に關聯する。（一九）かくて此處にもまた犯罪原因論における素質と還境との奇しき契合を見るのであつて、素質から成るものは還境に依存し、一方いかなる還境が、またその還境がいかに人間に働くかは素質に依存するといふ現代の犯罪生物學の命題が識認されるわけである。（二〇）

（一九）Exner, a. a. O., S. 39 ff.

（二〇）Exner, Kriminalbiologie, S. 351.

さて、上に擧げた十五點の諸因子が累犯性にとつて意味があるとすると、各人にあつてかうした不良な徴候が多く現はれてをればをるほど、累犯の確率が益々大きいものとしなければならない。かくてシート、マイウェルクおよびシュウァープはその被驗者の全部について各人の有する不良點と併はせてその累犯率を研究した。その結果を總括すれば、次表のごとくである。

第二表

群	不良な徴候の數	群の人數	内累犯に陷つた者	五〇〇のミュンヘンの事例の場合（シート）	二〇〇のハンブルクの事例の場合（マイウェルク）（二一）	群の人數	内累犯に陷つた者
I	〇	三〇	一＝三%			四	〇＝〇%
II	一——三	一〇一	一五＝一五%			四〇	五＝一三%

群	不良な徴候の數	四〇〇の數犯の前科ある財産犯人の場合（シュウァーブ）			
		群の人數	内累犯に陷つた者		
I	〇——四	八	〇＝〇%	四〇	一〇＝二五%
II	五——六	四八	六＝一二・五%	六七	六〇＝九〇%
III	七——八	七五	四六＝六一%	三七	三四＝九四%
IV	九——一〇	一二二	八〇＝六六%	一二	一二＝一〇〇%
V	一一——一三	一三六	一三三＝九八%		
VI	一四	一一	一一＝一〇〇%		

II	四——六	一七〇	六九＝四一%	四七＝九四%
IV	七——九	一一八	八一＝六九%	三一＝一〇〇%
IV	一〇——一一	五〇	四七＝九四%	
VI	一二——一五	三一	三一＝一〇〇%	

（二一）前註に述べたやうに、シュウァーブは十四點だけを豫測的價値ありとしてゐることに注意すべきである。

以上の豫想は此の表で完全に裏書されたわけである。すなはち、不良な徴候が少なければ少な

いほど累犯に陷る率が低く（シェウァーブの研究によれば、前科數犯の財産犯人においてすら四點以下の不良點しかもたないものは累犯に陷つてゐないことを知るのである）、その徴候の數が增すに從つて累犯率もまた增加し、やがて最後に十二點以上の者となれば一〇〇パーセントの確率といふまことに驚くに堪へた結果を示してゐる。しかも此の系列の連續性、換言すれば第一群から第六群へ至る累犯率に跳躍のないことは、その間に聊かも偶然性の働いてゐないことを立證するものといはなければならない。

四

しからば、個々の事例に當つて此の表により果して謬りなく將來の社會的行狀を豫測し得るかを論じてゐる。（二二）だが、かうした個々の缺點はさて置き、そもそも社會的豫後における採點法そのものの價値はいかなるものであらうか。バージスはその採點法を考案するに當つて保險會社の生命表に示唆を負うてゐるものだとされてゐる。しかし、犯罪現象は人の死亡といふがごとき自然事實に比し遙かに複雜である。況んや大量觀察に基いて人の死亡率を計算し保險料率を立てる場合と個々の犯罪者の將來を個別的に豫測せんとする場合とはおよそ比較を絶するものといはねばならない。されば、みづから採點法に基いて研究を遂げたマイウェルク自身も客觀的事

刑政第53巻第12号
矯正図書館

實のみに觀察を局限することのあまりに粗野に過ぎることを警戒してゐる。(二三)犯罪生物學は犯罪者の精神的に條件づけられた人格の研究をこそそのこととすべきものである。「玆においてかエクスナーはいふ。「此處にいふ採點法は收容者の個人的印象をも人間の全體的評價をも利用せずに、專ら記錄に基くものである。それにも拘らず結果が比較的よいことは注目に値するが、さりながら實際に當つては此の全體觀といふものが必ず附け加はらねばならない。このことは決定的意義を有するのであつて、いくら强調しても足りないところである。すなはち、たとひ採點法に著しい改良がなされたとしても、これは決して個々の事例について直接豫後を明かにし得る本當の豫後判定法ではない。此の方法はおそらく診斷者が思考を節しようといふ目的で案出されたのではない。むしろそれは診斷者が一層進んで考慮を費すための基礎を供するにある。しかも、その基礎たるや、診斷者は斷じてその價値を輕く評價するを許されないのである。しかし、私もまた採點法のやうな分析的觀察方法はせいぜい心理學的全體評價や人格の全體的觀察の準備となり得ても、決してこれに代はり得ないといふ意見であることは自明であり、今更特にこれを力說する要があるであらうか」と。(二四)

(二二)トゥルンクはシートの研究に刺激されて社會的豫後の問題を百人の保安監置者について研究した。その結果はシートやマイウェルクの獲たところと多少異なるところがあるが、それは被驗者の範圍が小さいことやその施用した方法に部分的な差異が存することに歸すべきであらう。Trunk, Soziale Prognosen an Strafgefangenen, Monatsschrift, Bd. 28, S. 209 ff. その紹介として、高瀨氏、前揭書、一五三頁以下。

(二三) Meywerk, a. a. O., S. 443.

(二四) Exner, Bemerkungen zu dem vorstehenden Aufsatz von Dr. H. Trunk über „Soziale Prognosen an Strafgefangenen," Monatsschrift, Bd. 28, S. 229. なほ此のエクスナーの敍述は殆んどその儘「犯罪生物學」中に收錄されてゐる。derselbe, Kriminálbiologie, S. 352.

かくのごとくにして、その後實際家の側から一つの新しい提案が現れた。それはゴルノウ犯罪生物學研究所長ゲレケの構想になる「累犯確率表」である。(二五)

(二五) Gercke, Zur Frage der Rückfallprognose, Monatsschrift, Bd. 30, S. 35 ff.

第三表

徵標	評點	强度（一倍乃至四倍する）
一 情緒缺乏	一〇	兩親の許や職場における內部的無敎養より著しい冷情に及ぶ
二 不安定	八	意志形成、目的追及性、根氣の缺乏や容易な被影響性より完全な無支持に及ぶ
三 その他の病的人格的特徵	七	例へば自我顯示性、狂信性など、その種類および程度に應ずる
四 精神薄弱		
(a) 性格的變質なし	二	個々の知能缺陷（一） 普通の愚鈍（二） 輕い精神薄弱（三）
(b) 性格的變質あり	六	魯鈍および癡愚（四）

五	初犯の時期	九
六	二五歳以前の前科（刑の輕重を考慮する）	七
七	近親中の病的人格	五
八	從來の生活振	八
九	不良な環境影響	
	(a)從來	二
	(c)今後	三

一五歳乃至一七歳（四）、一八歳乃至二〇歳（三）、二一歳乃至二五歳（二）、二五歳以上（一）、

一犯（一）、二犯乃至四犯（二）、五犯乃至七犯（三）、七犯以上（四）、

保護教育の場合は一點を加ふ

種類（社會的意義、重き犯罪性、飲酒癖など）頻度および親等に應ずる

學校、修業時代、勞働の質、社會的、非社會的、反社會的態度

兩親の許、教育の不足、犯罪者環境

結婚の相手、職業および交際による危險

まづ此の表が上述の表と趣を異にするところは、個々の因子に種々大いさの異なる點數を與へてゐることである。（二六）なるほどこのことは確かに社會的豫後の判定に一つの進歩を齎したものといひ得よう。ゲレケは各因子に特別の數字的な價値を賦與して、これをその强度に應じて個個の場合に高めようとする。すなはち、彼は右の表で合計九點を取り上げ、各個の場合に强度に應じてその點數を一倍乃至四倍しようとするのである。かくてその總計が累犯率を示すわけである。さらにもう一つ此の新しい表が從來のそれと根本的に相違する點は、單に外部的に確定し得る。べき徴候を含んでゐるばかりでなく、被驗者の種々の犯因性性格特徴をも含んでゐることであり、

それこそ取りも直さず現代の犯罪生物學の要請たる全體觀に任さるべきものなのである。彼の說くところはかかる全人格の把握によつて始めてよく本當の豫測表ができ上るのであつて、それに基いて個々の場合に累犯の確率を直接に抽き出し得るといふにある。

（二六）豫測表における各因子に異なる點を與へんとする試みが既にアメリカで行はれてゐることは曩に一言した。前註（九）參照。

しかしながら、ゲレケと雖ももとより右の方法に全面的の自信をもつものではない。何となれば、此の評點表なるものは一九三一年から一九三八年に亙つてゴルノウにおいて試みられた合計二百十七件の事例から獲られたものに過ぎないからであり、本表がさらに多くの事例について檢討を重ねられた上でしかるべき是正を受くべきことを期待してゐる。それにも拘らず、彼が本表に一應の自信をもつてゐることはこれを認めることができる。彼はいふ。「私が既に强調したやうな表が單にそれだけでは全人格への直觀的感情輸入とさうしてそこから生ずる豫後判定に代はり得ないにせよ、しかもそれは就中十分に熟練してゐない者にとつてはその判斷に對する一つの規準を供するものである」と。（二七）思ふに、ゲレケの方法には勿論缺點はあらう。既にエクスナーも指摘してゐるやうに、たとひ此の方法の根本思想が正しいにしても、病的人格的性格特徴などといふやうな不可量物を數字的價値で表現しようとする以上、そこには初心者にとつて豫後判定の機械化の危險が介在し得ることを否み得ない。さらにまた一方「從來の生活振」といふやうな因子は全く判斷者の裁量のうちにあつて客觀的な確定性を缺いてをり、かの「不良な學業」とか「修業の中絶」とか「勞働の不規則性」とかのやうに多くは記錄に基いて確定するに難からざるものに比し

明確を缺くの嫌がある。そこにゲレケの方法がかの採點法に一籌を輸せねばならぬ所以がある。(二八)

(二七) Gerecke, a. a. O., S. 38.

(二八) Exner, Kriminalbiologie, S. 353 ff.

しかしながら、社會的豫後の問題におけるゲレケの功蹟はこれを蔽ひ難い。バージス＝シートの採點法の機械化に陷る弊をできるだけ避けようとしつつ、しかも發達した犯罪生物學的因素を導入することによつて累犯の豫測を完全ならしめようとする點において彼の意圖はまさに正しいものを含んでゐるものとなすべきである。がその完成は將來における幾多の險しい試練と夥しい經驗の集積に俟たねばならないであらう。犯罪生物學の途は斷じて薔薇を撒かれた路ではない。その荊棘を切り拓くものはひとり多數の眞摯な研究者の熱心な努力と麗しき協同あるのみである。

行刑における價値の創造 (一)

——文化現象としての行刑——

市川秀雄

一 はしがき
二 法治國家における國家理念
三 法治國家における刑罰の本質（以上本號）
四 文化國家における國家理念
五 文化國家における刑罰の本質
六 行刑における文化國理念の展開
七 文化現象としての行刑と價値思想の發展
八 むすび

"In der Gegebenheit, dem ungeformten Rohstoff unseres Erlebens, liegen Wirklichkeit und Wert chaotisch durcheinander...Kultur ist zwar nicht Wertverwirklichung, aber Kultur ist die Gegebenheit, die die Bedeutung, den Sinn hat, Werte zu verwirklichen."

—— Radbruch, Rechtsphilosophie, S. I. u. 2 ——

一

行刑、すなはち、刑罰執行の實踐といふことは、犯罪に隨伴して古代から現代に至るまで斷絶されることなくして行はれ來つたところであつた。それ故に、それは、一の歴史的な意味をもつてゐる社會現象であるといはねばならぬ。しかも、この歴史的な社會現象である行刑、すなはち、刑罰執行の實踐といふことは、われわれの社會から犯罪といふものが根絶せられず、從つて、之に對應する方策として刑罰といふことが隨伴する限り——われわれは、保安處分の發展といふことを、十分考へておかねばならぬが——將來もなほ、ながく繼起して止まないところのものであらうことが豫想せられるのである。從つて、それは、多分に發展的な或ものを具へてゐる社會現象であるといふことが考へられるのである。さうして、他方、行刑は一の社會現象として、それが歴史的なものであるが故に、それにおいては、當然に、また、回顧的なものがあるものともせられねばならぬ。

かやうにして、行刑、すなはち、刑罰執行の實踐といふ社會現象においては、當然に、その回顧的なものと、さうして、更に、その展望的なものとが合一されて事が理解せられねばならぬことになるのである。それで、それが眞に合一して理解せられるためには、先づ、それは事が分析的に理解せられ、その分析的に理解せられたものが、更に、綜合して理解せられねばならぬのである。それで、わたくしは、先づ、行刑の歴史的解析、特に思想史的解析といふことから、先づ、事を始めることとする(註一)。さうして、次に、更に普遍史的解析に移ることとしたい(註二)。

さて、極めて古い時代の社會現象としての行刑は、いまは、しばらく之を措くこととして、差し當りにおいて、わたくしは、法治國家における行刑の理念と文化國家における行刑のそれとを思想史的に分析し、更に、その回顧的なもの及び展望的なものとして法治國家における行刑の理念と文化國家における行刑のそれとを普遍史的に比較して考察してみたい。さうして、このことは、やがて、行刑の理念が、法治國家から文化國家に變遷するにつれて、それが

如何に轉回せられたかといふことを考へることになるのであり、それは、すなはち、文化現象としての行刑といふことを考察することになるのである。

しかし、それにしても、行刑そのものの實際について、全くその何ものをも知るところのないわたくしが、ただ、歴史的に過去における行刑の理念を通して、大膽にも、また、抽象的に當來の行刑(der kommende Strafvollzug)の理念を展望してみようとする試みであるにすぎないことを、特に、この小論稿の冒頭において、わたくしは、ことわつておかねばならぬ。それで、わたくしは、わたくしだけのその論旨をすすめることとする。

(註一) 玆に、『歴史的解析』といふ言葉は、牧野博士がはじめて用ひられたところのものである(その『刑法總論』第三七頁以下參照)。

(註二) 『普遍史的解析』なる語も、亦、牧野博士の創意になるところである。『普遍史的解析』とは、一方において、比較法學的に考察して、その一般的趨勢を沿革的に論斷するとともに、他方において各種の要素を分析した上、それをその沿革における進化の階程に當て嵌めることに因つて、その文化的意義を省察することをいふのである(『刑法總論』揭參照)。

二

わたくしは、まづ、法治國家における行刑の理念と、その實踐の實際とについて考察をはじめるに先立つて、法治國家の理念がいかなるものであつたかを深くかへりみねばならぬ。蓋し、行刑は、之を國家の手に依つて實踐せられるやうになつたのは、既に相當古いことに屬するが、かく行刑が國家の手に依つて行はれることになると、行刑の理念も、亦、おのづから國家の理念と微妙に關聯して、之に制約せられることになるからである。それで、われわれは、法治國家における行刑の理念の如何なるものであつたかを深く認識するためには、やはり、法治國家における國家理

刑政第53巻第12号
矯正図書館

念そのものを、先づ、認識しなければならぬのである。

抑も、法治國家は十九世紀において完成され、二十世紀の當初において最も隆盛を極めた國家思想であるが、その法治國家の理念を論ずるについては、われわれは、十九世紀の世界觀を支配した世界觀を顧慮することなしに、また、之を理解することは全く不可能であるとせねばならぬ。蓋し、法治國家の理念も、十九世紀の世界觀の影響の下に、それに規制されつつその展開をみたものであるからである。否、むしろ、法治國家の理念は十九世紀の世界觀の所生にかかるところであるといふのを正鵠な事理の見方とせねばならぬであらう。されば、法治國家の思想は、當然に、當時の世界觀なる十九世紀の世界觀に制約せられてゐるわけになるのである。

さて、十九世紀の思想、十九世紀の世界觀を支配したものは、いふまでもなく、カントの哲學であり、カント的思想であつた。されば、十九世紀の世界觀がカント的世界觀であつたのは當然なこととせねばならぬ。さうして、カント的世界見は、いふまでもなく個人主義的なそれであつた。かやうなわけで、十九世紀の世界觀の所生であり、それを基調としてゐる十九世紀の國家思想であつた法治國家がその理念において個人主義的であつたことは、亦、當然なところとせねばならぬ。

さて、次に、法治國家の根本的理念が如何やうなものであつたか、わたくしは、その少しばかりを考察してみなければならない。それで、法治國家といふときには、何人も、まづ、アンシュッツの法治國家についてのあの有名な言葉を思ひ出すにちがひない。曰く、『法治國家（Rechtsstaat）とは、國家の最高の意思は國王（Rex）ではなくして、法律（Lex）であるとして、完全に法を體化して存立する國家である。それは、人民相互の關係のみならず、人民と國家との關係もが法律を以て規定されてゐる公共制度である。それ故に、治者も被治者も法規の下にある國家である。法秩序は國王に依つても破る可からざるものであり、成文法は被治者の意思を拘束すると同樣に治者の意思を

も拘束する』と（註一）。さて、かやうに、この言葉の裡においても見られる如く、法治國家は、その理念において、もともと思想的には、本質的に原子論的なものを基調としてゐるのであつて、それはカントのいはゆる『目的の王國』（Reich der Zwecke）であつたのであり、そこでは、ルツソーの社會契約説の影響を受けて、國家、社會は個人相互の共同意思から成立したものと考へられてゐたのであつた。さうして、このルツソーの國家、社會を以て國家社會を構成する人人の間の契約であるとする社會契約説を醇化してこの思想を更に進展せしめたのが、實に、カントの國家についての理念なのであつた。

それで、カントの説いた國家理念は、すなはち、いはゆる國家人格契約説に基づくものであつた。抑も、カントは、人間存在の理由及び目的をデカルトの『知性人』的——『我考ふ、故に我在り』ego cogito, ergo sum——なものから、實に、『實踐理性人』的なものに轉回して、人間はそれ自體各自に實踐理性の意思の主體、すなはち、人格者として、それぞれに自己目的を有してゐるのであつて、この自己目的の實踐以外に、各人はその自己以外の何もののためにも奉仕すべきでないとした。詳言すれば、各人の人格は、他の人格者のための手段視されてはならないといふのである。すなはち、各人は完全なる自己の存在目的の實踐的人格者として一個の絶對者であるとされ、それは獨立自尊——この言葉は、明治のはじめ、わが國において福澤諭吉翁の創唱されたところのものである——であらねばならないとしたのであつた。かやうにして、以上の目的を實踐するためには、實に、各人は、それぞれ一個の人格者として獨立であり、自由であり、且つ、平等であらねばならなかつたのである。極言することが許されるならば、各人は本質的に自己以外の何もののためにも何等の拘束をも受くべきでない、すなはち、完全に自由でなければならいと考へられたのであつた。さうして、人間の本質として、その人格の實踐のための完全なる自由についての各人の要求は、實に、いはゆる『天賦の權利』、すなはち、『人たるの權利』『人權』と呼ばれ、

刑政第53巻第12号
矯正図書館

それは、實に、超法律的のものとすらせられて、しかく絶對視せられ、神聖視せられたのであつた。しかも、自己の人格を絶對のものとし、その獨立、自由、平等を主張する者は、自己以外の他の總べての人格者に對しても、その人格に關して自己と全く同樣に、その絶對の尊嚴を認めなければならないわけである。市民社會におけるいはゆる『市民同權』(égalité des citoyens)の思想はかやうなところから生れたのであつた。蓋し、然らざれば、各人の人格は絶對に獨立であり、自由であり、平等であるとは考へられぬからである。さうして、各人が、それぞれ相互にこの人格を認め合ふところに、實に、契約の觀念が、はじめて生れて來ることになるのである。相互に、その人格を認めはぬところに契約の成立といふことは生じないわけである。かやうにして、社會的實在としての人格者たる各自は、それぞれ人格者としてその自己の自由なる意思に基づいて契約的に人格と人格とが相互に結合した社會として國家の成立を認めることになつたとしたのである。かくて、すなはち、國家人格契約説に展開せられることになり、さうして、國家をもつていはゆる『目的の王國』とする思想が誕生したのであつた。されば、その根本をなす國家觀、社會觀は、當然に、いはゆる人格的國家觀、人格的社會觀であつたのである。さうして、ここでは、實に、各人は實踐理性の主體としての人格者的實在として、それは、又、實に、國家以前の存在とされたのであつた。この意味において、國家を個人の外に在るものとする見方は一面的には妥當は、十九世紀における有力な一派の社會學者が考へたやうに、國家人格が國家に服從するの義務を負ふ所以のなものとされねばならぬことになるのである(註二)。それにも拘はらず、各人は、それぞれ、自己の有する自律的實踐理性の表現の一つである自己の立法者的意思(自己立法權)にものは、因つて國家の成立を認め、之を成立せしめたのであり、從つて、その自己の自律的立法意思に因つて成立せしめた國家に服從しないといふことは、とりもなほさず、自己の自律的立法意思を蹂躙するものであり、これは、やがて、自己の人格的存在自體を無視するものであり、自己自體を否定することになるからである。されば、かやうなわけあひ

から、各人は、實に、國家創造者の一人であり、又、國家における立法者の一人でもあると考へられたのである。この意味においては、各人、すなはち、個人を國家の內にあるものと考へた十九世紀における他の有力なる一派の社會學者の主張も、亦、一面的には妥當であるとされねばならぬのである(註三)。かくて、實踐理性の人格者として絶對者たる各人が、それぞれ自由なる意思から承認しあつて成立せしめた國家は、それ自體絶對なものとせられねばならぬ。さうして、その國家のもつ主權は絶對者たる各人の意思の綜合——各個人全體の契約の總合——として絶對の神聖性と價値とをもつものとせられ、ここに、國家主權の絶對性の觀念がその確立をみることになつたのである。この意味においては、國家は各個人の間に在るものとせねばならぬのである。

さて、この國家主權の絶對性の確立の結果は、國家は法律上權利の主體ではあるけれども、義務の主體ではなく國家は權利を有つのみで義務を負はないものとされたのである。この觀念は主として公法の領域において最近迄最も明瞭に表示されてゐた。例へば、行政法上行政權の作用に因つて人民に財產上の損害を加へ、しかも、その損害が人民の責に歸すべき事由のない場合においても、從來は國家としてはその賠償について何等の義務のないものとされてゐた。——但し、國家の機關としての官吏、公吏が行政上の不法行爲に對して人民に對し責任を負ふのは、官吏、公吏の個人的責任の問題であつて、國家が國家として責任を負ふのでないから、問題はおのづから別である——就中、有罪として逮捕せられた者が後に至つて無罪なることが確定した場合においても、從來は之に對して國家は損害賠償の責に任じてゐなかつたことは、その顯著なものであつた。しかし、最近に至つて、かやうな場合の國家的賠償の原理が廣く認められ、わが國においても、昭和七年から『刑事補償法』がその實施を見たことは周知のことに屬するところである。なほ、その他にも、最近に至つて行政權其の他國家の權力に因つて人民の權利を不當に侵害した場合に、之に對して國家が人民の求償に應ずるのは正義の當然の要求とされ、又、文化國家におけるカリタスの當然の要請と

して、近時に至つて文明諸國は漸くこの趨勢を承認することに傾いて來たのである。しかし、これとても、或る限度においてのみ國家の賠償責任を認めてゐるに過ぎないのであることを注意せねばならぬ。すなはち、國家が公權力を以てする權力的作用については、國家はその損害賠償をなす義務がない(註四)。ただ國家が非權力的の作用、すなはち、經濟生活の主體として人民に對する場合に限るとされてゐる。しかも、この場合においても、國家が賠償責任を認めてゐるのは、主として公企業の經營と公物の管理に付てのみであるのである(註五)。

上述の如くにして、カント的國家觀は、國家及び國家主權の絶對性を確立したのであつたが、しかし、それは、結局において個人人格の絶對性に依據し、之に還元せられることを、われわれは、格別に注意しなければならぬ。すなはち、カントは、前述したやうに、社會契約說に影響されて、國家、社會を個人相互の契約から成立したものであるとしたのである。しかも、それは個人の人格を基本とした人格契約說であつた。されば、そこでは、國家は本質的に個人人格のための手段視されるのは當然であつて、かやうにして、カント的國家觀或は社會觀は、個人意識、個人人格から出立するが、窮極において、それは、個人意識、個人人格に還元する。それは、國家の絶對性を認識するが、しかし、それも結局は個人のためのものであつて、やがて、國家の絶對性は個人人格の絶對性に還元されることになるのである。蓋し、前述のやうに、カント的世界觀においては、そのいはゆる『目的の王國』における個人の人格は自律的意思の主體であつて、實に、絶對價値を有する『目的それ自體』(Zweck an sich selbst)であつて、國家は、實に、それの手段的存在と考へられたからである。かやうにして、カント的國家觀はその徹底せる原子論的な、又、個人主義的世界觀に基づいてゐることが明かにされるのである(註六)。これが、實に、カント的國家觀或は社會觀が國家或は社會の眞の絶對性を認識し得なかつた理由であるとされ、それ故に、また、カント的國家觀或は社會觀が十八世紀的市民社會的規範であり得るに過ぎぬとせられ、從つて、ヘーゲルの國家觀或は社會觀のやうに、現實的歷史性を齎らし得なかつた所以であるといはれてゐるのである(註七)。しかし、ここでは、それはそれとしよう。さうして、デカルトに因つて見出された個人意識を深化し、之を醇化して個人人格の哲學を完成した偉大なる功績については、われわれは、カントを永久に忘れることは出來ないのであるが、しかし、それも、亦、それとしよう。

さて、法治國家の理念は、實に、このカント的國家觀に基づいて成立を見たのである。されば、法治國家がその理念において、しかく原子論的であり、又、個人主義的であつたのは當然なところとされねばならない。それで、わたくしは、前述のアンシュッツが法治國家についていつた言葉から、更にいま少しく法治國家における理念を仔細に考察してみることとしたい。

抑も、十九世紀的世界觀に制約せられてゐる十九世紀の國家理念、すなはち、法治國家の理念においては、國家は個人間の契約に依つて成立してゐるのであり、又、個人の人格は絶對のものとせられるのであつてみれば、もともと、法律的には個人と個人とは相對立したものとして考へられたのであつた。蓋し、前述したやうに、契約は相對立した人格者間において、はじめて眞に成立するものだからである。さうして、かやうに法治國家において各人は人格的に平等なものとして相對立したものと考へられた結果は、前世紀の封建的な身分及び身分關係の觀念は消失して、法治國家にあつては社會における——總べての關係は、メインに依つて、いみじくも道破せられたやうに『身分から契約へ』といふことになつたのである。それで、法治國家においては、個人と個人との對立關係、すなはち、人民相互の關係は、前述のアンシュッツの言葉に示されてゐるやうに、法律を以てその對立の平衡を規定したのである。換言すれば、一種の法律であるところの契約——契約は、個人人格の絶對性が前提とされた法治國家においては個人がその絶對的な人格に基づく自律的立法權に依つて立法した個人間の個人的法律であつた

刑政第53巻第12号
矯正図書館

のである——に依つて個人間の對立の平衡は維持されたのであつた。

さて、法治國家においては、かやうに個人と個人とが相對立してゐたばかりでなく、實に、更に、國家と個人とをも、亦、相對立したものとしたところに事がはじめられたのであつた。このことは、アンシュッツもその言葉において明瞭に道破したところである。『法治國家は、人民相互の關係のみならず、人民と國家との關係もが法律を以て規定されてゐる公共制度である』としたのがそれである。蓋し、個人が、前述のやうに、人格者として完全なる自律的意思の主體であると觀念せられるにおいては、個人は國家と對立せざるを得ないからである。しかも、個人が國家を以て自己の實踐理性の人格者としての目的實現遂行のための手段として考へ、自己の立法意思から國家を契約に因つて成立せしめたと觀念するにおいては、國家と個人とが相對立したものと觀念されるのは當然なところとせねばならない。

されば、法治國家の理念においては、個人と個人とが相對立してゐるものとせられ、又、國家と個人とが相對立するものとせられた結果は、總べてにおいて個體主義——個人主義にあらず——であり、それは、やがて、自由競爭といふことが生活の指導原理とせられ、これが經濟上では、經濟的個人主義となり、やがて、經濟的自由主義となり、經濟的自由主義が、又、法律上では法律的個人主義となり、法律的自由主義となつた。さうして、それは、民事的には、いはゆる私的自治となり、刑事的には、いはゆる罪刑法定主義が法治國家における原則とされるに至つたわけである。惟ふに、私見に依れば、刑事上の罪刑法定主義も、民事上の私的自治と同樣に、刑事上における一種の私的自治の精神に出でゐるものであつて、個人はこの原則に因つて、實に、國家に對してその絕對者たるの地位を確守したのであつた。(註八)

さて、この經濟的自由主義、經濟的個人主義、すなはち、資本主義と法律上の自由主義的個人主義、すなはち、私的自治と罪刑法定主義とは、勿論、思想的に相對立したものでなく、又、獨立して相互に無關係なものではなかつたのである。この三者は、實に、相互に密接に因果的關聯をもつて、法治國家に對して機能的に奉仕したものである。すなはち、經濟上の個人主義、自由主義を理念とする資本主義は、法律上においては、必然的に、民事的には私的自治を要求し、又、刑事的には刑事上の私的自治である罪刑法定主義を要請することに逼られてゐたのであつた。逆に民事上の私的自治及び刑事上の罪刑法定主義の原則は、必然的に、經濟上資本主義の發展を、ますます、促すことになつたのである。又、民事上の私的自治は刑事上において罪刑法定主義の原則を確立せしめたのであり、反對に、刑事上の罪刑法定主義は民事上において私的自治の原理を定立させる結果となつたのであつた。

されば、經濟が法律を規定するか、法律が經濟を規定するか、詳言すれば、經濟制度が法律制度を規制するか、形式たる法律、すなはち、法律秩序が實質たる經濟、すなはち、經濟組織を制約するか、といふ問題は、有力な經濟學者と法律哲學者との間において論爭を見たところであり、それは容易に決定を許さない興味ある根本的問題である(註九)。しかし、わたくしの大膽なる臆測が、わたくしに許され得るならば、形式たる法律も、實質たる經濟も、それらは、それよりも更に、各時代時代においてその時代を支配するより高次なる世界觀或は時代思想がその總べてを決定するのだといひたいのである。しかし、それはそれとしよう。それで、要するに、抽象的には規制してゐる形式と規制せられてゐる內容(實質)とは區別されることは可能であるけれども、しかし、總べての社會的觀察に對して、現實においては、兩者、形式と實質、すなはち、法律と經濟とは恒に不可分なものとして表示されてゐることを見落してはならないのである(註一〇)。かやうにして、前記の三者、すなはち、資本主義、私的自治、罪刑法定主義は相互に因果の關聯をなして、更に語を許されるならば、三者は三位一體の關係において法治國主義の思想の確立に奉仕したのであつたのである。

さて、かやうに個人的對立が前提とせられるところにおいては、必然的に個人的競爭が生ずるのは自然の勢である

とせねばならぬ。さうして、かやうな對立競爭の狀態においては、個人に對して或る程度の自由が許與されるのでなければ、個人は相對立して正當に競爭することを得ない。蓋し、自由のないところにおいては競爭といふことは成立しないからである。しかも、個人は相互に人格的絕對者として對立するものであるが故に、各個人はおのがじしその自由を有するにおいて平等でなければならない。かやうにして、各人の有した自由と平等とは、そのままに、各個人をして一の自治體(selfgoverning body)として、又、それ自體小國家として相互に對立せしめたのであつた。いはゆる『目的の王國』とは、かやうなものとしての各個人の集合を指稱するものに外ならないのである。

しかし、かやうに、個人に對して無制限に、その自由を認めることは、遂に、ホッブスがいつたやうに、萬人をして萬人に對する狼たらしめることになるのである。そこで、各個人は相互の契約に依つて國家——それは、すなはち、『目的の王國』であつた——の成立を認め、各自の自己立法權を各自の自由意思に基づいて國家に歸屬せしめることを承認し、各自の無制限なる自由を統制して之を制限したのだと觀念されてゐたのであつた。されば、國家においるいはゆる法律とは、實に、人格的絕對者としての各個人がその自己立法權をその自由意思に基づいて自ら國家に歸屬せしめた總合であると觀念せられたのである。法治國家においては、國家の絕對性が尊重され、國家秩序、すなはち、法律秩序が重んぜられたのは、實に、萬人が萬人に對して狼であることを免れ得たのであつた。されば、法治國家においては、國家の絕對性が尊重され、國家秩序、すなはち、法律だ消極的な目的のためのものに過ぎなかつたのである。

かやうにして、國家は個人に對して各人の國家生活及び社會生活における最大限の自由を許與すると同時に、その許與された最大限の自由を超えて個人をして行動せしむるを得ざらしめるもの　換言すれば、個人の一定限度以上の自由を抑制するものとして、實に、個人と相對立することとなつたのである。前述の私的自治や又は罪刑法定主義や

の原則は、小國家としての個人に許與された自由の最大限を意味するものに外ならぬとともに、逆に、小國家としての個人はそれらの原則に依つて、國家に對してその小國家たるの自由の地位を確守したのである。私見に依れば、罪刑法定主義の原則は國家が最大限の自由を個人に許與することを認めると同時に、個人が國家にその許與された最大限の自由を超えて行動せざることを約諾した國家と個人間の契約の如きものである。かくて、罪刑法定主義は個人のマゲナ・カルタであるとされたのである。さうして、國家は、その法律に依つて個人がその許された自由の最大限の範圍内において行動するの自由を許したと同時に、個人がその自由の最大限を超えて行動することは、國家の秩序を紊し、その存立を脅かすものとして、その法律を以て之を阻止したのであつた。かやうにして、法律は、それ自身獨立した小國家として國家に對立したものと觀念せられた個人に對して、國家が或程度以上の干渉をすることを禁じたのである。すなはち、一言にして覆へば、法治國家は、かやうに國家と個人との權力對立のバランスの上に、その國家の生命が維持されてゐたのであつたのである。しかも、法治國家における國家と個人との權力對立の權衡は法律に依つて維持されたのである。それで、このことを、アンシュッツは『治者も被治者も法規の下にある國家である』として法治國家を表現したのである。それで國家の法律は、實際において絕對のものとしてしかく尊重されねばならなかつたのである。

されば、この意味において、法律は國家活動に生命を與へるものであるとともに、又、個人活動に生命を與へるものでもあつたのである。さうして、かやうに國家が個人に或る程度の自治又は自由を許與したところにおいては、國家、社會の秩序といふことは格別に重要視されねばならぬのである。それで、法治國家における國家機能は國家秩序及び社會秩序、特にそれらが法律に依つて維持せられる秩序、すなはち、法的秩序を維持するといふことを以てその主たる任務とし、しかも、個人に自由を許與したるの結果は、國家は、この法律秩序維持の任務を果たすといふとこ

ろにその機能を止めざるを得ないことになるのであつた。蓋し、この限度を超えて國家がその機能を働かしめることは、やがて、國家が個人の自由に干渉することになるのであり、國家、社會の秩序に却つて支障を來すからである。又、それは、思想的には、個人の人格の自律性を冒瀆することになるし、國家の絶對性も結局は個人人格の絶對性に還元せられねばならぬといふやうな思想とも矛盾することになるのである。

かくて、國家は個人の活動をその法律を以て許されたる最大限の自由以內に制限したのであるし、又、個人は自己に許されたる自由を法律を以て國家及び他の個人に主張し得たのであつた。さうして、國家と個人との對立、個人との對立は、實に、法律に依つて、その對立に秩序あらしめられてゐたのであつた。それで、アンシュッツのいふやうに、法律は國家に依つても破られる可らざるものであり、個人に依つても破られる可からざるものであるのであつた。さうして、之に對して法律は、それが破られざる限り、實に、國家と個人に對してその總べてを保障したのであつた。それで、法律は國家にとつてその活動の準繩であつたとともに、個人にとつても、亦、行動の準繩であり、保障であつたのである。個人がその自由活動を保障されるといふことは、資本主義の社會においては、その生命を保障されるにひとしいものであつた。すなはち、法律は個人にとつて、國家に對してその許與せられたる自由を確保し、小國家たる地位を主張し得るためのものであつた。市民的社會におけるいはゆる『市民の自由權』及びこれに沿革をもつと思はれる憲法上のいはゆる『自由權』とは、法律を以て個人が國家に對する小國家たる地位を確守するためのものとして意味があつたのである。さうして、法律は國家にとつて、個人に對し或程度の自由を保障するとともに、又、それ以上の自由を制限するための機能のものであつた。蓋し、一定の程度以上を超えざる自由を個人に行使せしめ、之に濫りに國家が干渉しないといふことは資本主義における自由競爭を圓滑に進捗せしめるための要求であつて、これが社會に秩序あらしめ、やがて、國家の富强を一段ならしめ、その繁榮を招致せしめる所以であることは、

アダム・スミス以來周く信ぜられ來つたところであつたが、しかし、一方、一定程度以上の自由を個人に行使せしめることを許し、之を國家が放任しておくことは、資本主義における自由競爭を無秩序ならしめざることになり、それは社會の秩序を喪失せしめ、やがて、國家の存立を失却することは、更に、やがて、個人間の平和なる對立を脅かすことになり、個人に平和なる生存を完うせしめ得ないことになり、個人の存在の目的そのものを蹂躙することになるからである。されば、國家の機能は、主として個人の一定程度以上の自由を超えて行動するの自由を個人に制限する後見的役割を果すといふ消極的なところに、すなはち、相互に對立した各個人間をして平和裡に自由競爭を完うせしめるために社會的秩序——市民社會的秩序——を維持存續せしめることにあつたのである。さうして、法治國家においては、個人生活の目的を完うせしめるために、ただ社會の秩序を維持するといふ消極的な機能を法律に依つて營むの點に國家の存立が完うされたのである。これが、實に、法治國家における國家存在の哲學であり、その國家存在の理論なのであつたのである。されば法治國家における法律の理念は、おのづから、消極的なものたらざるを得なかつたのであり、その國家の法律は、それ自體國家的には、之に依つて個人の行動を或程度以上においては之を制限する、すなはち、或程度以上における個人の行動を消極的ならしめるといふ消極目的のための存在であつたのである。

しかし、國家はその機能を法律に依つてのみ之を營み得たところであつたので、法律は國家にとつても、亦、個人にとつても、おのおのの活動の基準として、又、準繩として、國家と個人との雙方から、破られる可からざるものとして、しかく神聖視され、しかく重要視されたのであつた。すなはち、換言すれば、法律が國家と個人を支配したのであつたといふことが出來るのである。かやうな意味において、カール・シュミットは、歐米における法治國家にお

いては、そこでは王（Rex）の統治ではなくして、法（Lex）の統治であると喝破したのであつた(註一一)。すなはち、法治國家において、しかく絶對のものとして尊重せられた個人の自由とは、それは實に『法律の下における自由』(libertas in legibus)を意味したのである。かくて、法治國家においては、前述のやうに、國家との個人、個人と個人とが、悉く相互に對立し、その對立の基礎の上に總べて事が營まれることになつてゐたので——その對立關係は、實に、國家機能の三大要素、立法、行政、司法の上にも現はれてその三權は分立、すなはち、相互に對立してゐたのであつた——法治國家においては、その社會は當然に利益社會的型態とならざるを得ないことになり、國家それ自體も、亦、利益社會的色彩が濃厚であつたのである。これが、すなはち、法治國家が利益社會的色彩に富み、その社會が典型的な利益社會であつて、協同社會でなかつたことが、フランス革命において叫ばれた三つの合言葉、自由、平等、友愛の中、自由と平等についてのみ深く思索され、殊に自由の本質と概念とに至つては哲學的にはカントに依つて徹底的に考察され、又、社會的、經濟的にはミルに依つて明かにされたのであるが、ひとり友愛のみは、その掛聲の大きかつたにも拘らず、それが世の人人に依つて深く思索せらるるところなく、動もすれば、宗教的な徒らに抽象的なものとせられて、他の二つの標語とは異つて、ただ宗教家の口に唱へられたのみに止まつて、社會的にはその實踐を見なかつた理由であらうと思はれる。かやうに、法治國家が利益社會的型態の社會であるに止まつて、後に述べる文化國家のやうに、協同社會的型態の社會に發展しなかつたことが、法治國家をして、いはゆる『閉ぢた社會』として、その國家、社會の構成員をして相互に對立せしめ、愛のない社會たらしめたのであつた。しかし、それは、漸く近頃に至つて、法治國家が協同社會的型態の文化國家に轉回するにつれて、いはゆる『開いた社會』に近づくに從つて、わが國においても牧野博士に依つて、いはゆる『國家の好意』といふことが主張せられるやうになり、わたくしも、亦、その驥尾に附して『國家の愛』といふことを說いたことである(註一二)。しかし、われ

われは、マックス・ウェーバーが、その『プロテスタンチズムの倫理と資本主義の精神』において、資本主義の精神はプロテスタンチズム、特にカルヴイニズムの倫理であるとした禁慾、すなはち、信仰と友愛とにあつた、といつたことを深く反省してみなければならない。

それで、もし、わたくしに、法治國家の本質について一言にして評し去ることを許され得るならば、わたくしは、法治國家は、要するに、カント的國家であつた、といひ得ると考へる。それは、十九世紀の世界觀がカント的思想に支配された當然の結果とされねばならぬ。兎に角、かやうなのが、法治國家の理念であつたのであり、その本質であつたのであることを、われわれは、その思想史的解析から明かにすることを得るのである。

三

法治國家においては、上に述べたやうな十八世紀の終りから十九世紀の當初にカントに依つて代表せられた個人自由主義的な世界觀を基礎として、之に制約せられ、經濟的には資本主義の原理の上に、法律的には憲法上のいはゆる自由權の原理、それから私的自治及び罪刑法定主義の原理の上に、國家と個人、個人と個人とは相互に對立し、その權衡狀態の上に國家と社會と、さうして、個人の間に秩序が保たれ、おのおのの繁榮と幸福とがあるとせられ、又、實際さうであつたのである。かくして、國家と個人、個人と他の個人との對立は必然的に思想的に個體主義を確立せしめ、それは、法律的個體主義となり、それは更に、個人の絶對性をその前提とした法治國家の理念においては、格別に、法律を個人のためのものとして觀念せしめたのであつた。——後述の如く、文化國家においては、法律は社會のためのものとして觀念せられた——例へば、法治國家において、いかに個人間の契約それ自體や契約自由といふことやが强調されたか——われわれは、『ヴェニスの商人』の法廷の場面におけるシヤイロックの臺詞を思ひ出す

ことに依つて、このことを充分に思ひ合はされ得よう——又、いかに個人の所有權が尊重されたか——疑はしきは所有權に從ふ、といふ言葉が考へ合はされ得よう——更に、いかに刑事上の個人の利益が尊重されたか——疑はしきは被告人の利益に從ふ、といふことが考へ合はされ得よう——かを考へることに依つて、このことは明白であらう。惟ふに、前述したやうに、十八世紀乃至十九世紀の世界觀がその一面において國家を個人の間に在るものと觀念したことは、一派の社會學者が主張したやうに、その場合、個人はその自由な行動に因つて國家を規制し、その權能を限定することになるのである（註一三）。

一方、法治國家においては、個人はその自由意思から國家の絶對性を承認したのであるが、しかし、それは飽くまでも個人の絶對性を前提とし、それを推進せしめるために認められたのであり——さればこそ、國家の絶對性は個人の絶對性に還元されるのである——國家と個人とは對立的立場に在つた關係上、しかく個人の絶對性が尊重せられた反動として國家の絶對性は社會秩序維持のために大なる權威を以て個人の絶對性に對立せしめられ、國家は、個人が國家に對するよりも、より强大なる權威と權力とを以て個人に臨むことになつたのである。されば、法治國家は、かの警察國家におけるやうな素樣なる權威主義又は權力主義ではないけれども、なほ一種の權威主義の國家（autoritärer Staat）であり、權力主義の國家の屬性をもつてゐたのは當然なこととされねばならぬ。惟ふに、前述したやうに、十八世紀乃至十九世紀の世界觀が、その一面において、個人が國家の絶對性を認めて、すなはち、個人の外に國家を認めたことは、國家は個人の外に超越して外部から個人を規制し、その權能、自由を限定するの結果となるのである（註一四）。さうして、それは、國家が命令的、强制的な力を以て個人に對することになるのである（註一五）。これは、實に、國家が個人を規制し、限定するものであるとの觀念に基くものである。さはれ、一派の社會學者が主張するやうに、法治國家においては、個人の外に國家或は社會が在つたとして、その國家或は社會は個人の外に之を超越して威壓的に個人を規

制し、限定したとのみ見るのは、法治國家における國家と個人との關係の半面をのみ見て他の半面を見ざるものと批評するの外はない、とわたくしは考へるのである。又、反對に、他の一派の社會學者が之を反駁して主張するやうに、法治國家においては、個人の間に國家を、すなはち、國家の內に個人が在るものとし、國家の內に個人を見ようとして、個人にのみ優位を認めて、個人が國家、社會を規制し、限定したとのみ見るのも、亦、法治國家における國家と個人との關係の半面をのみ見て、他の半面を見落したといふ非難を免れないものと、わたくしは批評したい。わたくしの見るところに依れば、法治國家においては、國家は個人の外に在つたとともに、又、個人は國家の內にもあつたのである。さうして、國家が個人を規制し、限定するとともに、個人も國家を規制し、限定したのである。この交互的制約のバランスの上に法治國家はその安定を保つてゐたのである。カント的世界觀においても、そこでは、一方において君主の權力、すなはち、國家の權力及び個人に對する教會の專權を縮少し、他方においては、個人の恣意的な自由を倫理的に制限することに因つて國家と個人、社會と個人との關係を合理化したのであつたことを考へ合はせねばならないであらう。されば、法治國家の理念を以て、その實際において單に徹頭徹尾個人主義であつたと考へることは未だ皮相の見たるを免かれないとせねばならぬ。それは、ただ、その理念の本質において原子論的であつたのであり、固體主義的であつたのであり、個人主義的であつたのである。さうして、上述の二律背反のバランスの上に破綻を生じたところに二十世紀の當初まで合理性を有してゐた法治國家が新たにその非合理性を露呈することになつて、やがて、文化國理念を生み出すことの契機をなしたのである。

かやうにして、法治國家は、なほ依然として權威國家であり、權力國家的であつたので、その法律の理念においては、正義、すなはち、ユスチチアのみが格別に權力を以て高調されたのであつた。蓋し、凡そ、對立的秩序は各人が正義を守ることに因つてのみ、最もよくそれが維持されるのである。されば、カントも『もし、正義をして地に墜ち

刑政第53巻第12号
矯正図書館

しめば、地上に人間の生存するのは最早や全く價値のないことである』(Wenn die Gerechtigkeit untergeht, so hat es keinen Wert mehr, dass Menschen auf Erden leben.) といつて、しかく正義を神聖視し、之を尊重したのであつた(註一六)。まことに、各人が正義を守らないときには、その對立的秩序は平衡を破られて、萬人は萬人に對して狼とならねばならぬ。かくては、カントのいふやうに、地上における人間の生活は動物的なものとなり、全く價値のないものに墮するのである。されば、法治國家の法律は、その理念として正義をしかく尊重することになつたのであり、法律は正義を擔保することを以て要務としたのである。それ故に、國家は個人が正義を守らないときには、法律の理念に背反するものとして、正義がしかく神聖視されたが故に、その反動として國家の權力を以て之に應報の制裁を科したのであつた。カントがかやうな思想を最も明白に示してゐる。曰く、『たとひ、市民社會がその全員の一致を以て社會を解散する場合があつたとしても(例へば、ある島に土着してゐる住民が互にばらばらになつて生活するために、あらゆる世界に分散しようと決議したと假定する)、牢獄の中にゐる最後の殺人者は、それに先んじて死刑に處せられなければならぬであらう。それは、各人がその行爲に價することを自ら受けるために、且つ又、殺人罪の處罰を迫らなかつた民衆に殺人罪の責が歸せられないためにである。蓋し、殺人罪の處罰を迫らなかつた民衆は正義の公然たる侵害に參加したものと見做され得るからである』と(註一七)。さうして、應報といふことは、元來、對立したものの間における反動としてただ意味をもつものなのである。カントの刑罰に對する思想が、亦、これを明らかにしてゐる。すなはち、カントは、刑罰は惡に對する反動たる應報として、ただそれ自身に意味があるとして曰く、『裁判官の刑罰 (rieterliche Strafe: poena forensis) ——これは、惡業がそのもの自身を罰し苦しめ、さうして、立法者はこのことに全然顧慮を拂はない天罰 (natürliche Strafe: poena naturalis) と區別しなければならぬが——は、犯罪者自身に對し、又は、市民社會に對して他の善事を促すための單なる手段では決してな

い。それは却つて恒に犯罪者が犯罪をなしたが故に犯罪者に對して罰が加へられねばならないのである。蓋し、人は決して單に他人の目的のための手段として使はれて、物權の對象の中に置かれてはならない。却つて反對に、たとひ、彼に彼が市民たることを失ふべき判決がなされ得る時でも、彼を天賦の人格が保護するからである』と(註一八)。かくて、カントに依れば、犯罪に對する應報それ自體が正義である。蓋し、カントに依れば、『正義は、もし正義が他に何等かの代償に身を委ねるならば正義たり得ない』(denn die Gerechtigkeit hört auf eine zu sein, wenn sie sich für irgendeinen Preis weggibt.) のであるからである(註一九)。それで、カントは刑罰論においていはゆる絶對主義を主張するとされてゐるのである。

それで、カント的世界觀を基調とする法治國家における刑罰の理念はカント的刑罰觀に影響されて、それは反動たる應報として意味があつたのであり、それは犯罪といふ惡に對する反動、害惡として實踐せられたのであり、それは刑罰を容易に本能的なものたらしめるのである。かくて、法治國家における應報刑論は本能論的なのをその特徴とすることになつたのである。さうして、一方刑罰の理念や制度やも、それが環境、すなはち、國家、社會と個人との對立狀態に適應することに因つてのみ存續し得るのである。さうして、適應とは、又、對立するものの間における均衡の關係を意味するものとされるのである。それで、その適應の仕方の最も單純なのは本能的なものとされてゐるのである(註二〇)。本能は環境に對する適應の仕方の一つであるが、それは必ずしも單に盲目的なものではないとされるのである。しかし、それは知性的なものには未だ及ばざること遠いものとされねばならぬのである。

しかも、法治國家は、前述したやうに、權威國家であり、權力國家であつたのであるが、その權力的主義の思想は、その刑事思想を當然に權力的なものたらしめたこと、又、法治國家において正義がしかく尊重されたことが微

妙に關聯して、正義に違背することに對する反動を權力的なものたらしめ、その權力的反動は、一層容易に害惡的應報に傾き、やがて、正義に反することに對する反動的な害惡的應報が、實に、正義であるとすら思考せられるに至つたのである。いはゆる『應報的正義』(ius talionis)がこれである。されば、法治國家における刑罰が應報を理念とし、その應報主義が應報刑を原則としたのはこの意味において當然であるとせねばならぬ。

又、法治國家において國家も個人も、總てが對立的狀態に置かれてゐたこと、さうして、更にその對立の平衡狀態を以て社會秩序、すなはち、市民的社會秩序が維持されてゐるものとされ、しかも、この秩序維持といふことが法治國家の國家存在の理由であり、從つて、之が國家の唯一の任務であり、その唯一の機能であるとされたところでは、その國家刑罰の目的は、社會秩序の維持が、しかく國家及び個人から神聖視され、尊重せられた點から推度するときは、當然に犯罪の一般豫防に在りとせざるを得ないのである。この意味において、法治國家の刑罰論が刑罰の目的を社會に對する一般豫防にあるとして一般豫防主義を採つたことは當然であり、法治國家に關する限りその刑罰論は正當であつたといはねばならぬ。その一般豫防の方法として犯罪人に對し威嚇主義を採つたことは、法治國家における權威主義、權力主義の思想と、そこに微妙に關聯して相絡まつてゐるのに由るものとせねばならぬ。かやうなのが、實に、法治國家における刑罰の根據であつたのである。

法治國家における刑罰の權力性と威嚇性と應報性とは、行刑の理念に對し、その理念をして素樸的に、又、最も容易に害惡的なものたらしめる傾向を有たしめるのである。法治國家の行刑が害惡刑であり、その中心が自由刑にあつたのは妥當であるとせねばならぬ。之を一言にして評し去れば、法治國家の刑罰觀が、しかく道義(正義)を重んじ、之に反するものとしての犯罪に對して、しかく反動的に、それ故に、しかく本能的に、しかく應報的に、しかく害惡的に刑罰を科し、行刑を實踐することにありとしたカント的刑罰觀に支配せられたことは、十九世紀の世界觀がカント的世界觀に依つて代表せられた當然の影響とせねばならぬのである。

要するに、法治國家の刑罰存在論が、その理念において應報主義を採り、一般豫防主義を採り、威嚇主義を採り、害惡主義を採つたことは、それが法治國主義に關する限り妥當なものであつたとせねばならぬ。さうして、われわれは、この意味において、法治國家に關する限り、その刑罰における應報性、一般豫防性、威嚇性、害惡性の文化的意義を妥當に高く評價せねばならぬのである。法治國家におけるそれらの刑罰の屬性が、實に、資本主義の發展を推進せしめる原動力となつたものであること、すなはち、その十九世紀的意味を、われわれは遺却してはならぬのである。しかし、又一方に、われわれは、應報的、威嚇的、一般豫防主義的、害惡刑的な刑法觀及び行刑觀は、實に、法治國家の理念にのみ妥當するものであつて、しかも、それは、いまや、十九世紀的な文化的役割と意味とをもつものに過ぎないことを深く認識せねばならぬのである。

(註 一) G. Anschütz, Deutsches Strafrecht in der Enzyklopädie von Holtzendorf-Kohler, 1904, Bd. 2, S. 593.
(註 二) デュルケーム(Durkheim)は、個人の外に國家を見たものとされるのである。
(註 三) デュルケームの見方を反駁して、國家の內に個人を見るべきものとしたのはタルド(G. Tarde)とせられてゐる。
(註 四) 美濃部博士『日本行政法』上卷第三四三頁以下特に第三五〇頁以下參照。
(註 五) 美濃部博士前揭第三五一頁。
(註 六) 拙稿『少年福祉より見たる斷種論の文化的意義』「刑政」第五二卷第二號第九頁參照。
(註 七) 拙稿前揭參照。
(註 八) 美濃部博士は『刑法學者は刑罰が法律に依るを要するの原則を稱して「罪刑法定主義」と謂ふを普通と爲すと雖も、是れ現代に於ては刑罰に特有なる原則に非ずして、國家が人民の自由及び權利を侵害する總ての場合

に共通なる原則なり。故に或は之を公法上に於ける權義法定主義と稱することを得』と說かれてゐる（同博士『行政法撮要』上卷改訂增補第四版第九二頁）。

（註九）經濟が法律を規定すると主張したのはカール・マルクス（Karl Marx）であり、逆に、形式たる法律が實質たる經濟を規制するとするのはシタムラー（R.Stammler）である。さうして、後者の見解を主張し經濟組織、經濟制度の變革も法律の變更に因つて容易になし得べきところとしたのは法理學者のアントン・メンガーであることは人の知るところであらう。

（註一〇）Stammler, Wirtschaft und Recht 1921, 4, Aufl. S. 155.

（註一一）Carl. Schmidt, Über die drei Arten des rechtswissenschaftlichen Denkens. 1935, S. 14 ff.

（註一二）『國家の好意』ということを近代國家において認識され、それを創唱されたのは牧野博士であられる。數多い述作の中特に同博士『法律における倫理と技術』第一六頁以下。わたくしも、その驥尾に附して『國家の愛』を論じたことである。揷稿『少年法におけるカリタスとユスチチア』「少年保護」第二卷第七號以下。同『刑政における文化國の理念』帝國大學新聞第八二三號所揭。

（註一三）前述した社會學者タルドの說いたところである。

（註一四）前述した社會學者デュルケームの說いたところである。

（註一五）デュルケームの主張するところである。

（註一六）Kant, Metaphysik der Sitten.

（註一七）Kant, ibid.

（註一八）Kant, ibid.

（註一九）Kant, ibid.

（註二〇）三木氏『哲學入門』第一五頁以下參照。

ナチス・ドイツ少年行刑（二）

公文彪

五　少年行刑令は第一編に少年行刑の施設及び收容範圍、第二編に少年行刑の實行に關する規定がおかれ、第二編は更に處遇の原則、職員の任務、受刑者の特性調査、拘禁形式、作業、敎育、體育、自由時間の形成、外部との交通、懲罰、釋放後の保護等の各節に分たれる。少年刑務所の數竝に少年刑務所に收容すべき受刑者の範圍については前號で少しく觸れたが、なほ收容範圍を細敍すれば、

（イ）十四歲乃至二十一歲の受刑者——執行指揮の際滿二十一歲未滿者の輕懲役及び拘留は少年刑務所において執行するのであるが、但し在所期間一月以上の場合たることを要する。（第三條第一項）一月未滿といふが如き短期刑では少年行刑として特別の行刑をなす意義が見出されないから、これらは地方裁判所所在地の通常刑務所において執行し（第八條）たゞ滿二十一歲に達した他の受刑者より分離拘禁するに留める。（第六十四條）また執行指揮の際滿二十歲に達した者で二十五歲に至るまでにその刑期の滿了しない者は成年刑務所に收容する。（第三條第二項）

（ロ）十八歲乃至二十一歲の受刑者については重要な特例がある。卽ち滿十八歲に達した受刑者のうちで、それまでに一回以上の自由刑に處せられたことがあり、且それらの刑期を合すれば一年以上となる者が改善不能犯人と認められる場合には、前刑釋放刑務所長の意見を徵した上で、指行指揮官廳はこれを累犯成年刑務所に指定するのである（第四條第一項）。いかなる者をもつて改善不能犯人とするかは、實際上きはめて重大な問題であらう。前刑釋放刑務所長の意見を徵すること、及び第四條第二項に揭げる如く少年刑務所收容中の初犯受刑者と雖も改善不能犯人と認むるに至つた時は、檢事長はこれを

同じく累犯成年刑務所に移送を命ずることができるとした點よりみれば、服役中における少年刑務所職員の觀察がきはめて重大なる役割を演ずるものと考へられる。從つて受刑者の特性調査といふことが嚴密に實行せられなければならぬのであつて、本令第二編第三節にはそれに關する規定が設けられてあるが、特に犯罪生物學的調査は少年犯人についてのみならず、一般成年受刑者に對しても行はれ、しかもそれには特別の命令が發せられライヒ保健院との聯携の下にひろく民族優生の觀點から行はれるのであるが、詳細は當該の節に述べることとする。

(ハ) 二十一歳乃至二十四歳の受刑者——現に成年刑務所に服役中の二十四歳未滿の受刑者のうち滿二十五歳までにその刑を終了すべき者で、心身の發育が充分ならず、少年行刑を執行することによつて將來民族協同體に編成することが容易となる見込みのある者は、これを刑務所長の申請に基いて檢事長は例外として少年刑務所に移送することができる。(第五條) 但し右受刑者を拘禁するために他の收容者に惡影響を及ぼす處のない場合に限ることは當然である。

以上は收容の際の年齢に着目した場合であるが、收容後滿二十四歳に達した者は成年刑務所に移送しなければならぬ。但しその殘刑期一年に滿たず、且つ刑務所の變更のために敎化上惡影響を及ぼす處のある時は移送しなくとも差支へない。(第六條)

(ニ) 初犯者と累犯者。少年行刑を執行すべき者のうち累犯者には累犯少年刑務所が特設せられてゐるが、前號にも述べた如く全國を通じそれは二ケ所 (ボツーム及びノイミユンステル) しかないので、これを利用し難い時には同一所內に累犯區劃を設ける。然し受刑者の素質、經歷又は行狀より見て必要ありと認むる時は、少年刑務所長は初犯區劃から累犯區劃へ、また累犯區劃から初犯區劃に移すことが出來る。(第七條) きはめて實際を尊重したものと謂へるが、それだけにこの可能規定の運用には刑務所長の達識、經驗、仕事に對する誠實を必要とするわけである。

以上の如くして徹底せる合目的的な選擇、一面から見れば陶汰が行はれ、敎育行刑の基礎が築かれる。同時に以上の規定より將來の實體少年刑法において少年の年齢が引上げられることが豫想せられると思ふ。

六　少年行刑の目的又は處遇上の原則については前號において觸れたから、こゝには累進處遇に關する本令の態度について附加しておきたい。第九條第六項の末尾に「所長ハ階級ニヨル刑罰ノ執行形式ヲ用フルコトヲ得、但シ階級ノ向上ニ伴フ夫々ノ優遇ヲ認ムルコトナシ」とあつて、その所において累進處遇を行ふや否やは一に所長の裁量に委ねられてゐる。しかも所長が累進處遇を是なりと認めこれを實施するも、階級別の處遇の緩和即ち優遇を認むることはない。優遇は個々の受刑者について審査の上與へられるのであつてそれぞれの階級に伴ふ一般的な優遇を認めない。

階級による刑罰執行はナチス治下のドイツでは低く評價されてゐるが、こゝには前揭「少年行刑觀」(八六頁以下) においてフライスラーが述べているところを參照しよう。曰く

「ワイマール體制時代のドイツは申すに及ばず、殆ど全世界において階級行刑は受刑者一般殊に少年受刑者の敎化手段として實施せられた。然し階級行刑はさきにも例示的に說明した如く刑務官をいはば下僕の地位に放逐し、囚人生活のための權利や請求の地盤を造り、受刑者の自治だとか『共同生活』とかいふやうなグロテスクなものが出來上つたが、それはもちろん敎育の成果とは似ても似つかぬものとならざるを得なかつたのである。

然しこのグロテスクな相を以つて同時に階級行刑の制度全體が終始するものと考へるならば誤りであらう。その原理が問題ではなくその方法が問題であるといふ一事については、これを明確に意識してゐなくてはならぬ。しかもより仔細に檢討すれば、階級行刑に對する贊否の論議は——前述の如き弊害は暫く措き——要するに敎育目的のための優遇たる執行緩和の形式化 Schematisierung に對する贊否の論に歸せられることがわかる。

少年刑務所長はいづれも個々の受刑者の敎育上有效な影響を與へんがため執行緩和を認め得べき餘地を殘すことは絶對に必要なりと感じてゐるところである。一體隨處で執行緩和は執行における受刑者のより善き分類に資するものであるとの聲を聞き、また從つて隨處で執行緩和は良好なる秩序維持のための藥劑であると考へられてゐるやうであるが、それは私の見るところでは全く無用な弱點の告白に他ならぬと思ふ。何となればドイツの刑務所、殊にいはんや少年刑務所においては、秩序の維持といふことはかくの如き藥劑なくとも絶對に保證されて

ねることは多言を要しないのである。然し乍ら適當な場合に個別的に執行緩和を認める餘地を殘すことが教育目的より切望せられてゐることは正當である」。と。そしてこのやうな執行緩和として擧げてゐるものには、書信接見の度數の增加——接見については受刑者の行狀とは何の關係もなく、家族の居住地の遠近や經濟狀態に依存するとしてゐる——自由時間中の自己の用務に必要な道具の許可、日曜日の運動會の許可、家族の寫眞を居房内に置かしむること、敎化上有益な繪圖を所持せしむること、居房内點燈時限の延長（卽ち自由時間の延長といふ重大な執行緩和となる）、食糧の增給（これには議論があり、通常の分量は不充分で獻立に變化のないことを告白してゐると、他の受刑者に思はしむる危險がある）居房内に花を置くこと等がある。これに反して各所で行はれてゐるやうに同一作業に對する報酬に高低を付することは不可なりとしてゐる。これらの優遇を認める權限を少年受刑者敎育を擔當する所長に與ふべきは當然であるが、所長は然し少年受刑者の品性に應じて個別的に執行緩和を認むべきであり、與へたそれぞれの執行緩和が受刑者の爾後の成長に對していかに影響を及ぼすかを注意していなければならない。この場合優遇の種類を受刑者に出願せしむることは、出願に係る優遇又はその他の一層適切な優遇を與ふべきや否やを決するために合理的であらうとしてゐる。然しこのことは一切階級行刑の方法とは相關するものではない。卽ちこの階級行刑の方法は——もちろん少年受刑者の心構へ、几帳面さ、淸潔、作業能力、從順等を愼重入念に審査し、よつて推知し得られる精神的成長の度合を斟酌し——個々の受刑者が果して階級編入の價値ありや否やを一般的に所長が決定した時に開始せられる。これは刑務行政上一種の事務緩和を意味するが、同時に恐るべき形式主義をも意味することゝなる。それは大規模に作業經營の行はれる所例へば大成年刑務所などにあつては避け難いことであらう。行刑の敎育目的上からは所長が個々の受刑者を熟知する必要があるが、一般的な階級別を作る形式化は所長はもちろん關係職員をして多かれ少かれ既に行はれた階級別に、又最初の編入の際は一定期間を通じ身分帳の上で無處罰であるといふ事實に氣を奪はれる危險が生ずる。これに對してはこの階級編成といふことが却つて職員をして受刑者の人格を强ひて知らしむることゝなるのだといはれる

かも知れぬが、これは論證としては賴りないものがある。何となれば受刑者を常に價値判斷するといふことはそれを階級編成の基礎としない場合でも常に要求することが出來るし、またしなければならぬ性質のものであるからである。更にフライスラーはいふ。「一般的な執行緩和又はこれを個々の受刑者の側から見れば優遇であるが、それに對して受刑者が一向待ち望んでもゐないやうな種類の優遇を與へたところで、それが果して敎育上意義ありや否やは疑問であると思ふ。例へば賃銀にしてもそれを賃銀なりと評價し從つて欲してゐるのでなければ、有害ではないまでも敎育上別に意味はあるまいと思はれる」と。それかあらぬか實際上も多くの刑務所においては最高級者に對しても、當然許されてゐる筈の執行緩和を全然若くは殆ど認めてゐない。且それがために數箇の刑務所にあつては所長は進んで、進級に當つてもそれに附隨する優遇を直ちに與へず、受刑者の願出によつて個別的優遇として與へる方法をとつてゐることを指摘してゐる。少年刑務所長の實際の意見を聞くも、ある者は、受刑者が進級のために努力してもその動機は道義的な自己完成への意慾といふよりは寧ろ小賢しく利益殊に物質的な利益を計算に入れてゐるがためであるとなし、ある者はたとへ物質的利益に對する努力であつても猶且敎化的意義があると應酬し、ある者は累進制度は僞善者に機會を與へ、絕えず刑務所に出入してゐるお客さんを優遇するものだと主張し、またある者は階級編入に當つて關係する六人も十人もの職員がさうむざ〳〵と數月にも亙つてだまされる筈はないと駁し、ある者は累進制度の形式化は所内を通觀するためにも技術的に必要であるといひ、また他の者は、階級編入はしても個々の優遇はこれを個別的にしかも願出により、所内の秩序に妨げなき時に限り許すべきであるとなし、まことに論議盛なものがある。例へば一九三六年なかば頃の實際についてみるに、

刑務所名	三級（最上級）	二級	一級	計
ヴイツトリツヒ	三四	四〇	七九	一五三
ハイルブロン	六	三六	三六	七八
ハーンエーフェルザンド	二	七〇	一四〇	二一二
ニーデルシエーネン	〇	六	二四	三〇
フェルド				

となつており、疑ひもなく、階級行刑について其の他の

矯正図書館

點ではいかなる立場を採らうとも、少年刑務所においては階級行刑は單なる補助手段としてのみ、從つて階級分類に必然的機械的に伴つて生ずる結果の起らぬやう警戒しつつ適用され得るに過ぎない。卽ち刑務所長たる者は不斷に階級行刑が形式主義に墮する危險のあることを注意し、常にかゝる危險に陷つてはいないかどうかに心せねばならぬ。而して機械的に生ずる結果を防止するには執行緩和を認める場合には必ず特に願出あることを要し、所長はそれについて個々の執行緩和の當否を檢討せねばならぬ。そこでは進級といふことは個別的緩和に價するものであることを單に一般的に宣言するにとゞまり、進級に對して直ちに機械的に個別的緩和が附隨するわけではない。最後にフライスラーは次の如く結んでゐる。「從つて少年行刑においては階級行刑を以つて特效萬能藥と誇稱する考へ方に迷はされてはならぬ。寧ろ、これほど異常な警戒を要するものは他にあり得ず、それ自身の中に危險をはらんでゐる補助藥であり、これに對しては刑務所長はいかなる場合にも常に自由奔放なる態度を採らねばならぬといふことを認識すべきである」と。

以上によつて少年受刑者の累進處遇に對する本令の態度が消極的であることがわかると思ふ。これはむしろ長年に亙る經驗上の結論と見るべきであらう。

七　少年行刑が教育目的を追求すべきものである以上直接受刑者に接觸する者は自ら教育者たるの資質を備へ、自己の職務に關し深き理解力あることを要する（第十條）ことは餘りに當然のこととといはねばならぬ。本令第十一條以下にはそれ〴〵の職責について最高目標を掲げてゐるが、先づ所長たる者は犯罪少年をして民族協同體の有能なる一員たらしめんとする少年行刑の任務につき全責任を有するが故に、行政上の事務を執るの外刑罰執行に關して常に專心する者でなければならぬと同時に、また部下職員に對しても造詣深く且つ理解ある指導者たり助言者であらねばならぬ。そして受刑者の一人一人に就て身上關係の一切を知悉すべきものであるとしてゐる。（第十一條）この最後の點についてはなにも所長にのみ限られたことではないが、とにかく職員が個々の受刑者を熟知するがためには設備の規模の大きさが適當でなければならぬ。これに關してジークムント・ネル Dr. Siegmund Nörr は「少年刑務所の大きさは互ひに矛盾する二つの觀點によつて決定せられる。卽ち設備が小さければ小さいほど一層徹底的に個々の受刑者を觀

察し且つ教育的方法を講じ得る。教育は教師の掌るところであるといふだけならば、なるほど受刑者の數に應じて教師の數を增せばよいわけであるが、然し設備の規模はその所長も亦受刑者の一人々々を熟知するだけの大きさでなければならない。ところで設備が小さければ小さいほどそれだけ行政費用は高價につくといふ命題がたてられる。特に少年刑務所においてはそこに特殊の施設を必要とする點を考へるならばこの命題は大いに理由あるものといはねばならぬ。公立諸學校においてさへも經費節減といふ立場からやむなくきはめて大きい學級編成をしてゐるくらゐであるから、いくら少年刑務所が小さいほどよいといつたところで、その高價な設備のために公立諸學校の費用より高價につくといふことはたうてい許されないところである。故に私は少年刑務所の收容力は二百五十名を以つて適當であるとしたい」（前揭少年行刑觀）といつてゐるのは味ふべき言であると思ふ。

少年刑務所において所長に次で重視せられるのは教師であつて、これは教育、體育、自由時間の指導に關し重大なる任務を有つてゐる（第十二條第一項）在所中よりその受刑者の釋放後の生活に關心を持つは勿論釋放後においても就職の斡旋其の他再犯防止のための一切の方策を講ずるの任務を有する者を保護司とし（第十二條第二項）專らそれのみに當る者とされてゐる。

醫師は先づ第一に受刑者の保健衞生に留意すべきは勿論、發育盛りの少年の心身の特性に通曉し、精神耗弱者竝に精神病者の處遇についても所長に助言を與ふるだけの素養がなければならず、また犯罪生物學的調査の任務も課せられてゐる。（第十三條）

敎誨師は宗教的行事や個人敎誨を通じて少年行刑の使命達成に協力するものであり（第十四條）少年刑務所の秩序維持に任ずるは戒護係であるのは云ふまでもないが、この紀律の維持といふことはとかく不必要な嚴格さを要求するに至るものであるから、特に少年受刑者の取扱ひに際しては父親の如く väterlich 世話しなければならぬ（第十五條）と規定してゐるのは滋味がある。法文だけで施設が運營されるものならば、この väterlich と云ふ言葉などは少年行刑にとつては蓋し至言であらう。

職員について規定するところは大體以上の如くであるが、これによつても少年行刑の輪廓が略々窺はれるのであるが、なほ後に夫々の處遇に關して當該係員の任務が一層明瞭になるわけである。

八　第三章は受刑者の特性調査に關する規定である。

およそ人間を教育しようとするならば、その特性を知らねばならぬことは自明の理であり、このことは自由刑と云ふ特殊の方法を以つてする教育に在つても妥當する。通常世間で教育的立場にある者は、教育を受ける者との接觸中に得た印象によつてその人間に就てある觀念を作り上げる、卽ち教育者の人物鑑識眼 Menschenkenntnis を基礎としてゐる。行刑殊に少年行刑においてもとより軌を一つにする。然しかうした人格を直觀的に把握するといふ方法は得てして誤りが多い。そこでこれに代ふるに組織的な methodisch 科學的な方法を以つてしようとする考へが生ずる。これに對してはかくの如き方法論を絶對に否定し、素朴な人物眼を固執する者がある。卽ち部分々々についていくら知り得ても、それらを結合する精神的紐帶に至つては少しも知ることが出來ぬといふのである。つまり人格を合理的に把握しようとしても結局徹底的にその目的を達し得ないのは、人格の本質が一面的なものであり非反覆的な性質 Einmaligkeit und Unwiederholbarkeit であるからである。然し矢張り人格の合理的把握を否定することは正しくない。なんら合理的な方法によらずして人間を觀察しようとすることゝ、組織的な調査によつて人格の基礎及び側面を知らうとすることゝの間には非常な區別がある。この人格の基礎及び側面は比較し得べく、從つて合理的に把握し得べきものであるから、かうした分析によつて得たる素材に基いて綜合に達しようとするのであるが、この綜合といふことは結局再び直觀的な方法に訴へるものであることはいふまでもない。かゝる組織的方法によつてのみ次第にある程度まで——類型を組成することによつて——人格の比較可能性に達することが出來る。こゝに犯罪者人格を把握するについては犯罪生物學を研究しなければならぬことゝなる。これは遺傳生物學、體質學、心理學及び性格學、精神病學、犯罪社會學、そして最後には人間學 die philosophische Anthropologie とも密接な關係を有するものであるが、これは極めて好望な出發點を有つてゐるにも拘らず、未だ建設途上に在るものであることは遺憾ながらこれを承認せざるを得ない。以上はアイヒレルのいふ所の概要であるが (Jugendstrafvollzug und Kriminalbiologie, Eichler) それが本令第十六條第一項に「受刑者ノ特性ヲ識ルコトハ少年行刑ノタメニ忽セニスルコトヲ得ズ」となる。その特性調査の目的とするところは受刑者をして民族協同體を進展せしむるが如き人物に陶冶し得

るや否や、どの程度まで陶冶し得るかを判斷するにある。(第十六條二項) そしてこの目的のために行ふ調査は、遺傳的素因の有無、環境の影響の程度、如何にして現在の如き人間に成長したかと云ふ點に及ばなければならぬ。(第十六條三項) そのための方法として第十七條に身上票 Personalkarten の作成及び經歷調査、第十八條に犯罪生物學的調査、第十九條に行狀觀察が規定せられる。身上票の作成及び經歷調査については特に述べることもない。第十八條は次の如くである。

「少年行刑、刑事司法一般及ビ遺傳竝ニ種族保護 Erb- und Rassenpflege ノタメニ各受刑者ニ付犯罪生物學的調査ヲ行フベシ。コノ調査ノタメニ役立ツ處置ハ收容後直チニ之ヲ組織的ニ開始スベシ。右手續及ビ特ニ必要ナル認識材料調製ニ關シテハ別ニ規定ヲ設ク」。別の規定といふのは一九三七年十一月三十日の司法行政上の犯罪生物學的調査事務設定に關する司法省令 (Einrichtung eines kriminalbiologischen Dienstes im Bereich der Reichsjustizverwaltung AV. der R.J.M.) 及びその實施規程である。これはわが行刑においても必ずや早晩實際問題として採り上げらるべき日が來るであらうから參考のため前記司法省令だけでも掲げておきたい。

『余は——司法大臣——各邦特にバイエルンにおいて得られたる實績に鑑みライヒ及プロシヤ內務大臣との協定により司法行政上の全領域に亙り犯罪生物學的調査事務を設定す。

右に關する詳細は次の如く定む。

一、犯罪生物學的調査は刑事司法及びドイツ國民の遺傳竝に種族保護に資するため、受刑者の特性卽ち遺傳的素因、實生活において及び實生活に因りて誘起せられたる人格構成を合理的に探究するものとす。右調査の結果は刑事司法就中醫學上の鑑定人の犯罪生物學的鑑定の資料たらしめ、該鑑定は自由刑の言渡、條件付停止、保安矯正處分の決定竝に自由剝奪を伴ふ保安矯正處分の執行を爲すに當りて聽取すべきものとす。

二、執行中の判決確定者の中左の者に付調査す。

(イ) 收容時廿五歲未滿にして少年刑務所に收容せられ、六月以上の自由刑に服すべき者。

(ロ) 廿五歲以上にして三年以上の自由刑に服すべき者。

(ハ) 自由剝奪を伴ふ保安、矯正處分若くは去勢を言

渡されたる者。

（二）其の他特別の事由に依り犯罪生物學的調査の必要ありと認むる受刑者竝に保安監置者。

第一に、爾今犯罪生物學的調査所の設ある所に收容せられたる者にして前記のグループに屬する者。

第二に、既に調査所の設ある所に收容中の者にして一九三八年十二月三十一日以降において釋放せらるべき者に付調査を爲すべし。爾餘の者に就きてもなるべく犯罪生物學的調査を爲すべし。

三、刑務所に設けたる犯罪生物學的調査所は保健技師之を管理す。調査の實行に關しては所長の定むる細則により、「犯罪生物學的調査カード」なる一定用紙を基礎とし該カードには同時に調査事務の解說をも付すべし。調査の結果は右カードに記載すべし。

四、調査所の作成したる調査カードは管轄の犯罪生物學蒐集所に送付す。蒐集所の管理は綜合大學所在地の刑務所々屬保健技師一名を以て行はしむ。蒐集所は調査カードを檢査し、科學的整理を行ひ、犯罪生物學的鑑定の用に供し、又ライヒ保健院及びその吏員に對し、遺傳竝種族保護に關する使命達成のため必要なる資料を提供するものとす。蒐集所々長はその地綜合大學において犯罪生物學又はこと類似學科を代表する敎授と連携を保ち、調査所主任醫師竝に補助員に對し細目規定の定むる所に從ひ刺戟敎養を與へ補習せしむべし。

五、本會に揭ぐる者以外の私人及び團體にして、司法省所管拘禁所收容中の受刑者竝に保安監置者に付犯罪生物學的若くは其の他の調査を爲さんと欲する者は、特に本大臣の許可を要す。

六、省略』

以上により大體この調査事務の概要は判ると思ふが、更に本令においては受刑者の行狀視察を强調してゐる。（第十九條）先づ所長は新入者ある毎にこれと談話しなければならぬが、この機會は爾後の觀察の基礎と爲すべきものであつて、この場合の受刑者の陳述及びその態度竝に所長が自ら受けた印象を書面に殘しておかねばならぬ。談話する前に受刑者の刑事記錄を讀了しおくべきはいふまでもない。更に所長、敎師、醫師、敎誨師、戒護竝作業係職員は各受刑者に付夫々視察表を所持し、自ら認知したる重要事項を記載しおき、なんらかの機會ある時及び相當期間を經過した後に、關係職員の協議に依り、夫々の視察の結果を綜合の上判定を下し、以つて行

狀より推測せられるその心意的動因をも研究しなければならぬ。刑期の終了後においても同一の方法に依り最終の判定を爲すべきことになつてゐる。

以上の如き諸記錄は、單に行刑事務としてその任務を終らしむべきでなく、行刑中に得られた經驗は當該受刑者の爾後の刑事的處置に關する參考資料として大いに利用せられるべきは勿論、一般刑事政策の資料たらしむべきであつて、刑事立法上採り上げねばならぬことをアイヒレルは前揭少年行刑觀の末尾に誌してゐるところである。

九　第四節は拘禁形式を規定する。拘禁形式に關し特に注目せられる點は受刑の初期においては原則として嚴正獨居に付すべきこと、及び雜居拘禁の場合でも夜間は獨居を原則とする點である。先づ拘禁の形式にはいかなる場合にも他衆に接觸の機會を與へない嚴正獨居と、特殊の、例へば運動、入浴、敎誨、敎育とかの場合を限り他衆と共同生活を爲さしめる緩和獨居と、晝間雜居夜間獨居の三種類がある（第二〇條以下及び自由刑執行原則第四九條以下）そのいづれを選ぶかについては受刑者の特性、犯情竝に行狀如何が基準となるのはいふまでもないが、受刑の初期卽ち三月以內は、特別の事由なき限り、また醫師の反對意見なき限り嚴正獨居に付し、若くはせめて緩和獨居に付すべきである。（第二十一條）それは受刑者に對して深き感銘を與へんがため（um eines tieferen Eindrücke willen）卽ち受刑の初期において反省と悔悟の機會を與へ、最初からの雜居拘禁によつて少年行刑の期間が宛も少年たちの寄宿舍の如き感を覺えさせないためであつて、それは經驗的歸結であるとされてゐる。この場合に賦課する作業は當然機械的な、忍耐力と正確を要する性質のもの例へば封筒貼の如きものを選ぶわけである。

次に雜居拘禁は常に三名以上を集合せしめるのであるが、然しこれらの受刑者と雖も夜間は獨居または獨寢房に入れる。この設備が不足する場合には寢臺を別にするのであるが、（第二十一條二項）Schlafkojen といふ文字から見ると、室內の一方の壁にとりつけた階段式の寢臺、それもむしろ壁の中に深く入り込んだものを指すのであらう。つまりそれならば無用な交談を妨げるに多少とも役立つからである。

十　第五節には作業が規定せられてゐるが、特に注目すべき點はないやうである。

先づ第二十二條には作業の必要性を揭げ、受刑者の怠

惰は行刑の目的に反するはもとより最も甚しく紀律を害するものであるから、少年刑務所においては一切の受刑者をして全期間中を通じ作業に従事せしむることは所長及びその指揮を受け作業事務を掌る官吏の義務であるとされてゐる。然らば作業の有する意義は如何といふに、少年行刑においては先づ持續的に、熱心且つ秩序正しく勞働する習慣を養はしめるにあつて、更に作業に従事しつゝ勞働と能率とが國民生活上また本人にとつていかなる意義を有するかを理解せしめ、勞働の喜びを體驗せしめ、惹ては勤勉と實行力を養ひ勞働を通じて民族協同體精神を體得せしめるのである。（第二十三條）ナチス黨綱領第十條には、精神的又は肉體的勞務に従事することは國家公民各員の第一の義務たるべく、各員の活動は全體の利益に矛盾すべきものでなく、全體の範圍内において且つ全體の必要に基いて爲さるべきものであると規定されてゐるのであるから、全體の福祉のために卽ち全體の必要のためにする勞働を各人の持つ特性と能力に應じて最大限に給付することがドイツ人の義務であるといふことを少年受刑者にも體得せしむるといふのが前述の第二十三條の趣旨であらう。然しそれが達成されるためには作業の種類の選擇に就て注意を拂はねばならぬ。卽ち既に何らかの職業に従事した經驗のある者にはなるべく同一の作業を、次にせめて類似の作業を補習せしめ、相當長期の刑に處せられた者であれば適當な一種の作業を修得せしめようとする。（第廿四條一項）然し本令においてはむしろ戸外作業なかんづく農業及び園藝を特に重視し、少くとも一定期間は全受刑者をしてこの種作業に従事せしむべきであるとしてゐる。（第廿四條二項）それは一九三〇年三月來るべき民族社會主義的農民政策の綱領に關する黨綱領布告においてヒツトラーが次の如く述べてゐるところに照應するものであらう。「私どもは食糧等族の、私ども國民にとつての、特殊的重要性を認めるのみでなく、更に農村住民のうちに、また國民的な世襲的健康の把持者を、國民の青春の泉を、そして國防力の脊柱を見出すのである」。（新獨逸國家體系第一卷二〇六頁）

屋内作業の經營に當つては作業の教育目的竝に受刑者の健康と發育を阻害せざることに留意すべきはもちろん、工場は一種の訓練工場たるの性質を有せしめ、手仕事を特に重視し、大量生産に用ふる機械は利用してはならない。（第二十五條）

教育は第六節に組織せられてゐる。先づ教育は少年刑務所に收容したる受刑者の全部に對しその全刑期を通じて施す（第廿七條一項）のであるが、その教育はもとより少年行刑の目的に資するものでなければならないから、少年各自をして純粋なる人生の價値を目標とし、同時に自分自身の價値を尊重する志操を培はねばならぬ。殊に民族及び國家竝に法律の本質を知らしめ、責任觀念を涵養し、刑罰の體驗を深め、以つて將來民族協同體の忠實なる一員たらんとする覺悟に到達せしめなければならぬ。更に教育は出來得る限り國民學校で獲た知識に足らざるものあればこれを補ひ、將來の生業に必要なる常識を授くることを目標とする。（第二七條二項）全體主義的國民教育の出發點及び基礎は統一的な政治教育でなければならないから、一定の政治的方向とは無關係な個人の人格完成といふことは意味を爲さない。自由主義國家におけるが如く知識がいはば一つの商品と化し、教育と知識が個人的立身出世の具たる以外に何らの意味もないといふやうな通弊を一擲し、國民と民族協同體とがあつて始めて、換言すれば個人と全體とが不二一體と觀ぜられて始めて各個人の教養とその後半世の活動とが深遠な意味を與へられるやうにすることがナチスの教育の理想でなければならないから、民族の政治的志向の何たるやを教ふることが、卽ち國家の方向を指示することが教育の出發點となり基礎ともなるわけである。從つて少年行刑における主たる教育事項は、獨逸語、歴史及地理、獨逸國家及びその法律、獨逸の政治的志向に關する學問といふ意味の獨逸學（Deutschkunde）であるとされる（第二八條一項）その外國民學校で學んだ讀書、習字、正字法、算術及び唱歌等の補習復習、竝に實業に關する知識も併せて授けられる。（第二八條二・三項）

これらの指導に任ずる者は勿論教師であるが、その外實業教育に就ては作業官吏をも補助せしむることが可能であり（第二九條）更に本來の教育と併行して教誨師は宗教々育を、醫師は衞生學をも指導する責任を有する。（第三〇條）

更に教育を開始するに當つては先づ受刑者の精神能力及び缺陷、道義觀念竝に常識の程度、職業上の知識の程度等を察して（第三一條）級別とし共同授業を行ふのであるが、その各學級の人員は三十名以下たるべきであつて（第三二條）一週四日の就業日（月、火、木、金）には少くとも一時間宛、なほそれ以上の時間を必要とする者には毎週二時間の補習時間が與へられるが、この時間は作業時間より控除せられ、水曜竝に土曜日の午後は授

業を課さない（第三三條一項）因みに作業時間は水、土、日曜日以外は毎日八時間、水、土曜日は午前中四時間である。（第二六條）然し例外として受刑者が特に猶豫すべからざる作業に就くときは、教師の意見を徴した上で、教育を施さない場合も有り得るし（第三三條二項）嚴正獨居に付せられた受刑者、殊に共同授業を著しく妨げたが爲に嚴正獨居に付せられた受刑者は授業時間中その居房において學習せしめる。（第三三條三項）

なほ第三十四條には教育の方法として教師に對し指示してゐるが、先づ教師はその經驗に應じて課業を分擔し、その分擔課目に付教授要綱を作成しこれを所長に提出するが、教育を如何なる程度まで專門的に行ふべきか、又は綜合教育として行ふべきかは教師自ら決定しなければならぬ。更に教授方法についてはよく準備し、教ふるところは簡單明瞭にして教材は新鮮且つ刺戟的であり、且つ自己の特色を現はさなければならない。

右の他後にも述べる如く教師の任務は甚だ重大であり、それだけにその地位も高く評價されてゐるが——第二節の職員に關しては所長に次で規定されてゐる。第十二條——かかる教師をいかにして實際上少年行刑に招くかについて、現に國民學校の教職に在る者を一定年限を限り少年行刑教育に携はらしめ、その間においては少年行刑における教師たるがために他の同僚より地位の遲れることなどのないやうに配慮すれば、人材を得ることが出來るし、又少年行刑における經驗が國民學校教育のためにも少からざる參考となるであらうとの意見を述べてゐる者があることを附記する。（いまその氏名と著書名を俄かに思ひ出せないが）

一二 體育に就ては特に第七節を設けてある。ヒットラーの「わが鬪爭」によれば「民族國家の教育事業全體は先づ第一に單なる知識の詰込みを目的とすべきでなく、骨の髓まで健康な肉體に練磨することを目的とすべきである」。この主張がいかに實踐せられてゐるかはわが國にもよく知られてゐるところである。更にナチス黨綱領第二十一條には「國家ハ母性及ビ兒童ノ保護ニヨリ、幼年勞働ノ禁止ニヨリ、體操及ビ競技ノ義務ヲ法律的ニ規定シテ肉體的訓練ヲ敎導スルコトニヨリ、肉體的青年教育ニ從事シツヽアル總テノ團體ノ最モ大ナル援助ニヨリ、國民的健康ノ向上ノタメ意ヲ用フベキモノトス」とあつて、眞に健康な肉體を有する者のみがその能力を充分に發揮し得るのであり、從つて民族協同體の一員として充分なる資格を有するとされるのである。特に

青少年の體位の向上は民族發展のためには喫緊事であつて、少年犯罪者と雖もこれを再び民族協同體に編成せんとする以上は、「少年刑務所においても各受刑者にその健康の許す限り毎日體育を行ふべきである。（第三十六條一項）この體育によつて所期せられるところは、「受刑者の身體の發育を促す」はもちろん「潑剌たる人間たらしめ、以て生活力あり共同生活に耐ゆる者たらしめんとする」のであり、同時に「受刑者の注意力、沈着、決斷力及び意思力を強め以て團體に順應し得る」者たらしむるにある。（第三六條二項）從つてまたこの場合にも團體的訓練が重視せられる。その方法としては毎朝起床直後のランニング、柔軟體操（第三十七條）行進、散開及旋回練習（第三八條）駈足訓練、徒手體操其の他高跳、巾跳、三段跳、蹴球等の古くからある體操（第三九條一項）夏季の水泳（第三九條二項）等が擧げられるが、いづれの方法を行ふにしても常に、全員同時に參加し得るものを重視する（第三九條一項末段）のである。これらの體育の指導には常に敎師又は戒護係職員が當らねばならぬ。（第三七條三九條）雨天の場合には雨天體操場を使用する旨を規定してあるところを見れば（第四一條）また當然そうした設備が存するわけである。

一三 以上述べた作業、教育、體育時間の外に自由時間があるが、これは「受刑者に對し自己反省を爲さしめ、現在及び將來を熟考せしむる機會を與へんとする」のである。（第四二條）然し乍ら「もしこの自由時間を惡用することあらば却つて往々にして釋放後の犯罪の附隨原因となるべきを以て、少年行刑においては受刑者をして自由時間を有意義なる活動に zu sinnvoller Betätigung 利用せしむべきである」。（第四二條二項）そのためには自由時間中は「敎師及び戒護係職員において適度の誘掖を爲し、受刑者に助言を與ふることを要する」のである（同條）自由時間の利用のため特に重視せられてゐるのは。「良書の熟讀」といふことである。從つて圖書室には充分なる讀み物を備付けそのは當然であり、圖書のうちでもとりわけ、獨逸魂、獨逸民族、獨逸國家、獨逸の法律道德に關する深き理解を與ふるものを重視せねばならぬ。これらの中でもまた特に民族社會主義運動に關する著作を最も適當とするとしてゐるのは、いふまでもなく一般青少年の政治的方向を歸一せしめんとするに照應するものである。これらの圖書の選擇指導、受刑者の讀書力の調査等は總て敎師の任務とされてゐる。（第四三條）讀書の效果を一層强からしめるために受刑

者は讀書錄を作成しなければならない。（同條末尾）

その他自由時間の一部殊に水曜日の午後は教師の課したる宿題作文又は自習に充てることもあり、衣類の小さな修繕などにも利用せしむる（第四四條）としたことは興味を覺えゆる。

また適當な受刑者には速記、裝飾文字、タイプライター、製圖、外國語の練習を爲さしむることも出來る、（第四五條）

その他には遊戲、合唱、自由時間中の體操及び競技、日記の作成等に利用すべきことが規定せられてゐるが、與へられた紙數をはるかに超過してゐるから細敍することを措く。

一四　第九節には外部との交通即ち接見、文通に關する規定が置かれてゐるが、時間的制限に關しては特記すべきこともない。たゞ「書信發受の監督は所長に專屬す、但し敎師に補助せしむるを妨げず」（第五三條）とした點は少年刑務所長たる者は受刑者の總てを知悉せねばならぬとする本令の一貫せる立前の現はれの一つであらう。

第十節は懲罰規定であつて、その通則として掲ぐる左の一項は少年受刑者の處遇に關する本令の態度の縮圖の如き感があるから、直譯のまゝ誌しておく。

「公正嚴格ニ受刑者ヲ遇スルトコロ紀律違反ノ生ズルハ稀ナルベシ。然レ共懲罰ヲ課スベキ事由存スル時ハ、所長ハ速カニ且ツ斷乎タル處置ヲ採ルベシ。懲罰ハマタ同時ニ敎育目的ニモ役立タシムベシ。但シ規定セラレザル懲罰ヲ課スルコトヲ得ズ。

懲罰權ハ之ヲ絕對公正ニ行使スベシ」。（第四四條）

なほ輕微なる紀律違反に對しては諭示、戒告又は叱責を以てすることが出來るし、場合によつては正式の懲罰に代へ、特別の點呼に服せしめたり、好まざる特殊の作業を課したり、或は運動中嚴格なる特殊の任務を課することも出來る。（第五四條二項、第五五條）

最後に釋放後の保護については「釋放後の保護は少年行刑の重大なる使命の一つにして、執行の全體は保護思想によつて左右せらるゝものなり」（第五七條）と宣言し、その方法に付家族との融和、就職の配慮、官廳私人等との連絡協調等を規定してゐるが（第五八條以下）特に吾々にとつて耳新しく感ずる點はない。たゞ刑務官の重要なる一員として保護司（Fürsorger）を置き、之を遇するに敎師と同等としてゐる點は既に述べた通りである。（了）

構外作業座談會（二）

團體的訓練

吉田所長　次に移りませう。團體的訓練に關する事項として、例へば宮城遙拜とか國旗揭揚、斯う云ふものをやつて居る所がありますか。

龜山看守長　團體的訓練としまして、遙拜は作業に出ます時は、非常に混雜しますので、現場に出て整列をする時宮城竝靖國神社に對してしてゐます。國旗の揭揚は、事務所掃除の雜役がやります。之を降す場合ですが、是は歸るのが區々でありまして、大體に於て四時過ぎ、五時頃になると降し、之を一定にしたらと云ふ話も出ました。時間を決めてやると非常に宜しいと思ひます。

吉田所長　府中の川口看守長

川口看守長　府中の某作業場では興亞奉公日に宮城遙拜、それから戰歿將士、皇軍の武運長久の爲の默禱をやつて居ります。共の他の日は、出役の際雨天體操場に阿彌陀樣を祀つた佛壇があつて、任意に阿彌陀樣に禮をする。晩に歸つた時禮をすると云ふやうにして、團體的には興亞奉公日だけです。それは事務所の前に全部整列して、さうして國旗を揭揚して、一齊にやらせます。意見としては、是は每朝やつた方が宜いと思ひます。

小室看守長　私の方は每朝整列場に整列して、人員點呼をして、それから職員も皆、全員宮城に向つて最敬禮を致します。それが終つて、二列縱隊にしまして、それから作業場に出ますのですが、共の時はラツパの經驗のある者を先頭に附けまして、行進のラツパを吹奏して、或地點へ行きますと、今度は軍歌を合唱致します。又歸る時は現場に於て整列して、それから矢張り二列縱隊でラツパを吹奏して、整列場の方に廻るやうにして居ります。朝宮城遙拜はずつと一貫してやつて居ります。それから軍歌の行進を每日やつて居りま

すが、具體的訓練の方法としまして、ラッパに依つて行進するとか、或は軍歌を唄つて行進することが非常に彼等の元氣を附け、作業能率に影響することが多いだらうと思ひます。殊に適當な發聲をさせることが彼等の氣持が解けて、氣持好く仕事が出來るのぢやないかと思つて居ります。

石澤作業課長　今回實行することに取決めたことを申上げるに、結局私の方では今の問題團體訓練竝教化と云ふ方面から拵へたのですが、四大節には遙拜式を擧げて、皇軍將兵竝戰歿將兵に對して感謝の默禱を捧げると云ふことに決めました。それから每朝出役時に際して國旗の揭揚竝宮城遙拜をさせること、每夕罷業時に際しては揭揚してあります國旗に注目させて嚴肅裡に降ろさせる。それから朝作業場に出役します際は往復とも軍歌を合唱しながら行進すること、斯う云ふことに決めました。ラッパは用ゐません。

龜山看守長　唯今作業課長の御話の內に、ラッパの御話が出ましたが、宇都宮の看守長が言はれたやうに、朝出役時と歸りの時に軍歌の合唱、之が非常に結構なことでありまして、豐多摩の方でも昨年始つた時に之を實施しました。今回も矢張り取決めて、是は既に此の前もさう云ふことに大體に於て決まつて居りまして、それでラッパの御話でありますが、豐摩多の作業場では行進も就寢、起床、共に其のラッパに依つて全部動作する、軍隊式にやると云ふことに前の所長が話しまして、それを今回も實施したいと思つて居ります。それは矢張り彼等が構外作業をやつて居ると、其の氣分に於て、軍隊生活をやつて居ると云ふやうな觀念の下に、ラッパと軍歌の行進と云ふものが非常に影響があると我々は考へまして、我々も彼等と共に仕事をして居ると云ふ譯ふで、ラッパに依つて起床、就寢し度いと思つて居ります。

幸ひ私の所にはラッパ手が三人居ります。

濱田看守長　先程の御話の宮城遙拜、是は每日施行して居ります。それから行進曲竝ラッパの行進と云ふ方もやつて居ります。其の以外には、宮城遙拜後、愛國行進歌を唄つて、それからあとでラッパに依つて出て行くと云ふやうな方法で朝の行事を終つて居ります。現在は行進曲だけで今後はもう少し廣範圍に步調に合ふものを採用して戴いて、歌の範圍を廣くすると云ふことが肝要でないかと思ひます。長距離ですとどうしても同じものを繰返すことになつて、從つて最後には餘り喜ばなくなると云ふことがあつて、行進曲の範圍を廣くして戴けば氣分の轉換にもなつて宜いと思ひます。

時間制か駒割制か

吉田所長　次に移ります。作業施行の方法として時間割又は駒割制の孰れを適當とするや、是は小菅では時間制ですか。

三角作業課長　小菅は時間制であります。

吉田所長　さうすると時間一杯にやれば宜い譯ですね。長野は矢張り時間制ですか。

山田看守長　左樣です。

濱田看守長　浦和は兩方併用して居ります。機械に附くやうな仕事では時間制、其の他コンクリートを打つやうなもの等は駒割制を採用することにしてやつて居ります。

吉田所長　さうすると駒割が濟んだら歸つても宜いのですか。

濱田看守長　濟んでも引上げないのです。現在は大體五時半の引上になつて居りますが、其の時間迄現場で休まして置くと云ふことにして居ります。例へば二時に終れば五時半迄現場で休まして置くと云ふ方法を採つて居ります。

吉田所長　さうすると現場で何もしないで居ると云ふ譯ですね、府中の川口看守長どうですか。

川口看守長　調布では駒割制を採つて居ります。初めの內は時間制でやつて居つたらしいが、其の後駒割の方が宜い、當局の方も能率が擧るだらう、斯う云ふ見解の下に駒割制を採つたのですが、駒割が早いのは十二時前後、遲い者でも二時半で終りましたら、全部舍房に引上げて居ります。是は能率を擧げるには好い方法かも知れませんが、之をやることになりますと、仕事に慣れない者は勢ひ早く仕事をやらうとあせる關係上、潰されてしまふのです。大變其の爲に仕事が出來なくなつて、しまいには歸つてしまふ、斯う云ふやうなことになり勝でありまして、どちらが宜いかと云ふことになると、私は時間制が宜いと思ひます、唯時間制でやると、時間をつぶせば宜いと云ふことになる

が、大體是は一日の量は分るのですから、それを目安にしてやつたら宜いと思ひます。

吉田所長　十二時頃引上げて、舎房で何をして居るのですか。

川口看守長　前には寢かして居つたのです。餘り不規律で宜くないと思ひましたが、眞面目に本を讀む者もありませんので、どうも弊害がありますので、尚分量の點に付ても、それは東京府の土木技手の方で大體の量を割る譯で、之が矢張り當事者と一緒になつて相當爭が出來、段々さう云ふことを言つて手心をする。手心をすれば樂で宜いと云ふやうなこともあつて、それや是やを考へると時間制の方が穩當でないかと思います。尚東京府の人達の言ふことを聽いて見ますと、駒割にして大變好いと思つたが、どうも失敗だと云ふことを聽いて居ります。それから考へても、矢張り量を何とか少くしようと云ふ關係上、弊害が伴ふことになりますから、時間制の方が宜いと思ひます。

龜山看守長　矢張りさつき作業場と同じやうに兩方併用して居つて、大體豐多摩の受刑者は他の刑務所の者と違つて、非常に勞働をするには體の方が餘り宜くないと示ふ關係で、私が行つて居りました時には、矢張り慣れる迄は時間制、大體一番辛いのが一週間から十日、十五日位の間で、それから一ケ月から二ケ月半、其の間は時間制をやつて居りまして、其の後駒割に變更しましたが、何れを適當とするやと云ふことになりますと、私個人としては失張り時間制が宜いのぢやないかと考へて居ります。それは今言つたやうな弊害もありますし、大體駒割と云ふのは、能率的には非常に成功するかも知れませんが、出來上つた仕事に對してあとで間違でもあつては良くないと云ふことを私は懸念して居ります。それは小さな所から事故を起すと云ふ話を聽いて、例へば草を取る所を取らなかつたとか、芝の植え方が悪いとか、矢張り是は駒割制になると、彼等も少し急いでやる氣味があつて、早く俺は歸らうと云ふ考へと、又俺の方が早いと云ふことを誇るやうなこともあつて粗雜になり易いと思ひます。それから又終つて歸つた者も、寢て居る者もあるし、本を讀んで居る者もあつて、餘り感心しないと思います。で時間制にすれば、大體一人の仕事はどの位と云ふことに既に當局の方で割つてありますから、結局其の方

が宜いのぢやないかと思います。夏季は五時に歸りますが、冬季になりますと、日が暮れるのが早いから四時なら四時と云ふ風に時間を決めて居ります。

小室看守長　只今の時間制と駒割制の是非に付て、淺薄な經驗ですが、申しますと、駒割制は百害あつて一利なしと思ひます。駒割制は、社會の勞働者ならば早く仕舞つて、家へ歸つて休養出來ると云ふ何がありますが、受刑者の方は早く仕舞つても、午後別々に歸つて、入浴とか其の他の動作を別々にすると云ふことは事實上出來ない。尚駒割を實行しますと、受刑者が打算的なずるい仕事をやる傾向があると思ふのです。前の處でも現在の場所でも私の方は駒割は全くやつて居りません。唯前の處では最初の時に請負の方から駒割制をやつて呉れないかと云ふ話がありましたが、まだ受刑者も出役して間もなく、勞働にも慣れて居りませんから、止めて貰いたいと言つたのですが、是非と云ふので、暫定的に三、四日やつて見ると云ふのでやつて見ましたが、さうすると落伍する者が非常に多く、仕事に無理が行つて、只今申上げた通りごまかすのです。とんぼの位置を異動させるとか、悪い方面に、悪用して、結局早く休まうと云ふ打算氣分を生じて、弊害があると思ひます。で時間制で科程を決めてやつて行きましたらさう云ふ弊害がなく、やつて行けるのでありまして、駒割制はあらゆる方面から見まして弊害が多く、又歸つて寢かして置くとか何とか云ふことも反教化的でありますし、社會の勞働者は日沒迄働いて居るのに、受刑者が眞晝間から歸つて寢轉んで居ると云ふことは行刑の威信にも關係しますから、是は時間制で一定の標準を設けてやると云ふことにしましたら私は宜からうと思います。若し駒割制をやる場合に於ても、例へば一期工事の最終一週間、或は十日とか日限を決めまして、其の間勞働力を最高度に發揮して貰いましたならば、それこそ非常に好い成績が擧ると思います。

吉田所長　科程を決めて其の科程を了すればどうなるのですか。

小室看守長　其の科程を了しました者には、何か特別の菓子とか饅頭とか給與方面で考慮してやつたら宜いだらうと思ひます。

吉田所長　二十人なら二十人分の科程を決めて、其の

內に怠けて居る者があつても、菓子を貰ふことになるのですか。

小室看守長　結局分隊に別れて、分隊の成績が擧つた方が貰ふと云ふことに決められますから、例へば其の分隊の一部の人が成績が悪くても恩惠に浴することになつて、各分隊毎に自然協同心が涵養されると思ひます。

吉田所長　現にそれをやつて居られるのですか。

小室看守長　今掛つたばかりですが、前の所ではやりました。之に付きまして駒割制をやりますと、都會で樂をして居つた人間とか、勞働の經驗のない者等は非常に强度の作業ですから、體に無理が掛つて、結局堪へ切れないと云ふ氣持から、逃走しようと云ふ考がこんな時に起きて來ると思ひます。

吉田所長　豐多摩の石澤作業課長、今度やるのは大體方針が決まりましたか。

石澤作業課長　目下私の方で立案中ですが、其の前に前任地の廣島の例を申上げて見たらどうかと思ひます。廣島では大體駒割制でやつて居りました。非常に成績が好いやうで、尤も是は私の方で發動したのではなく、契約書商の上では時間制になつて居りまして、それでやつて見た處が、軍部の方ではどうも是は時間で委して居つたのではずる〳〵べつたりにやられて困る。斯う云ふ考へらしかつたのですが、で軍部の方では一般社會の勞働者も駒割制でやつて居りまして、で刑務所の方でも一つ駒割でやつて貰へないか、斯う云ふ話がありまして、詰り軍部の方では大分工事が遲れて居つたから、それを回復する爲に能率を擧げたいと云ふのが向ふの考で、それで駒割制でやつて呉れないかと云ふのでやりました。で實際の方法も分らなかつたので向ふの現場監督と刑務所側と、今日は一人前の過程を是だけ、斯う云ふ風に決めてやつて、最初二、三日の間は、例へば三時頃に終つたら、さア歸らうぢやないかと云つて歸つて見たが、すると軍隊の方では、駒割制で科程が終つて歸られたのでは仕事の進行に何もならんと云ふことになつて、で三時に終つたら、あと五時迄、二時間働かして貰へないか、さうすればそれだけ早くなる。さうして貰はなければ何もならん、で唯働いて貰ふのも何だから、社會の方にも割增金をやつて居るから、割增金を出しませう、で詰り

一圓の賃金でありますと、二割の働き增しですから二十錢の割增賃銀を貰ふ、さう云ふことになつたのです。處で委託者側の方で、又それに對して考が出て、成程二割增しで二十錢上げると、是は官の方の收入になりますが、社會の方でも、今日は二十錢、三十錢の割增が貰へた、家へ歸つて晩酌一本つけようと云ふのが樂しみでやるが、其の割增金が官の收入になつては、受刑者はくたびれ損になる。是は何とか方法がないかと云ふので、成程だ、尤もだと云ふので考へたのが、受刑者に對する特別菜と云ふものを取決めて見たのです。それは詳細のことは記憶して居りませんが、二割以上の科程外を働いた場合は翌日特別菜をやる。で餘り過大に喰べさせるのは何ですから、十錢を限度として、受刑者に特例菜と云ふ名儀で菓子、或は果物と云つたものを與へることに致しました。それをずつと實行して來ました爲に、受刑者の方もそれが一つの樂しみになつたと思ひます。で非常に委託者の方でもそれを喜んで居るやうでありますが、從つて仕事の能率も進んで來て、丁度過去一年此の方法をやつて來ましたが、何等それに伴ふ弊害と云ふものは感じて居りませんが、それでも此の頃の物價では、三錢二厘で一日の賄をすることは出來ませんから、三錢二厘かそこら增してやつたと思ひますが、それで二厘かそこら增してやつたと思ひますが、それでも此の頃の物價では、三錢二厘で一日の賄をすることは出來ませんから、三錢二厘かそこら增してやつたと思ひますが、それで二厘かそこら增してやつたと思ひますが、

石澤作業課長　大抵二十名乃至三十名と云ふ一分團乃至十分團と云ふ風に、分擔を決めて居りますが、共同責任でやつて居ります。

吉田所長　是は間食はどう云ふ風にして居りますか。

石澤作業課長　一般間食は間食としてやつて居ります。

吉田所長　間食も毎日受ける譯ですね。

石澤作業課長　間食を御參考に申上げますと、彼處は可なり物價の高い所で、其の爲に確か本省で三錢二厘と記憶しますが、三錢二厘の菜代費ではやり切れない。それで二厘かそこら增してやつたと思ひますが、それでも此の頃の物價では、三錢二厘で一日の賄をす

ると云ふことはなか〳〵むづかしい。で賄を幾分でも宜くする爲に一般間食の方を十錢以內でやつて居りますが、其の一般間食の十錢の內、三錢位を菜代費の方へ混ぜて使ふ。ですから三錢五厘の菜代費に每日の間食費の十錢と云ふものゝ內から三錢と云ふものを入れますから、六錢何がしと云ふものを菜代にするので、比較的美味しいものが喰べさせられる。從つて每日の間食の方は十錢の所を七錢位で、本人の口に入るのは朝晝晚の副食の方で美味いものを喰べるから、損得なし、寧ろ本人等は其のやり方を喜んで居ります。是はまア變則なやり方で……

吉田所長　では大變暑いから十分間休憩致します。

（休　憩）

吉田所長　では前に引續いて始めます——どうですか。

双木所長　駒割制と時間制、一つ御意見を

双木所長　土工の作業としては全部時間制になつて居るのが普通のやうであります。駒割制を時に挾まれて居るやうに承知して居ります。一體土工の駒割と云ふものは非常に計算が困難でありまして、之が汽車の場合とトロの場合と二通りありまして、此の穴を是だけ埋めたら止め、此の土を是だけ取つたら止め、或は是から彼處迄何回やつたら、此の計算をするのでありまして、之が細かい計算で、素人には出來ないのであります。仕事は濟んだから、晝から歸つて寢てしまふと云ふことは土工にはないのであります。時間一杯にかつ〳〵に働かなければ終へないと云ふのが普通駒割の制度で、それを晝前に終へて寢て居ると云ふことは駒割が輕かつたのであります。で先程どなたか御話のあつたやうに工程標を異動さしてごまかすのであります。それは實際分らないので土は崩してしまひますから……之を課す場合は熟練した職員が附いて居つて、十分な計算が立つ人が居つてやれば非常に效果的でありますが、唯受刑者が計算して、それでは安いとか高いと云ふことになると、結局弊害のみ多く出て、益はないのであります。私共がやつた經驗では、駒割と云ふことに付きましてはどの位働かせれば宜いか、土方をしたこともないから其の現場で向うの當業者と交涉をして、いや、受刑者の能率が擧らない、どうも駒割でもしなければ仕事をしないのぢやないかと云ふので

始終苦情が來て、いやそんなことはないと言つても、こつちが素人でありますが、時々駒割を採用して實際の最高能率を發揮させて見るのであります。さうして試驗をした結果、此の位やれば宜いと云ふ凡その見當を附けて行く爲に、時々駒割制と云ふ制度を突込むが、元來土工の制度と云ふものは時間制を課して行くのが本當と思ひます。一般の土工も其のやうであります。私の經驗した所でも、時に駒割を割込んで行くと云ふことで宜いと思ひます。駒割を專門にすると云ふことには餘り好い結果を齎らさないことが多いのであります。其の弊害としては色々ありますが、先程來色々と御話があつたやうでありますから、諄くなりますから、其の點は省略さして戴きたいと思ひます。

武子所長　只今双木先輩の御話で盡きて居ると思ひますが、唯私は第一作業に對しまして、單に駒割制、時間制と云ふやうな問題のみならず、全體が一體になると云ふのが必要と思ひます。斯う云ふ見地から言つて、行刑累進處遇令の適用に於きましても其の形がはつきりと餘りに明瞭に外部に現れまする事項、例へば別菜とか、點數とか、或は入浴の度數、衣服の色の違ひと云ふやうなはつきり區別をすると云ふことは私は贊成しないのであります。さう云ふ同じ意味に於きまして駒割制と之ふものには根本的に、思想的に私は反對して居るのでありまして、それはもう既に申されましたから、更めて申上げませんが、兎に角構外作業と云ふものに對しては事故防止と云ふ點に付ても一體になると云ふ氣持が必要であると云ふことを申上げたいですが、兎に角一體になると云ふ氣持に反すると云ふ見地から駒割制に反對だと云ふことだけを申上げたいと思ひます。

鈴木戒護課長　私は構外作業にはまだ經驗を有つて居りませんが、駒割制に付ては東京拘置所の建築で相當經驗をして居るので、大體から言ひますと、先程から皆さんの仰しやつたやうに駒割制には時間制に比べると能率的な利點がありますが、反面に矢張り弊害の方が多分にあるやうに考へられる。併し駒割制の餘剩時間の利用と云ふことを今少し考へられたならば强ち排斥する要がないと思ひます。是は其の時間を手紙を書く時間、或は書籍の看讀時間に用ゐる。或は其の時間に教誨、さう云ふものに用ゐたならば甚だしき駒割性

の弊害を除き得るのぢやないかと思ひます。原則としては時間割を用ゐて、其の間に駒割制を用ゐて行つた方が宜いやうに考へられます。

武子所長　只今私の考へだけを申上げましたが、ちよつと實際上のことを申上げますと、私がやりました○○の工事、其の結果は果してどう云ふものかと云ふ氣持を持ちまして、工事終了後、約一箇月半經過致しましてから、直接私が參りまして、一體私の方のやつた結果はどんなものでせうかと云ふ意見を求めましたが、其の際に、どうも刑務所でやつて戴いた方は一箇所も手直しがなかつた、併しながら社會の勞働者で駒割でやらした所は、全部手直ししなければならん狀態であつて、刑務所の方は非常な好成績であつたと云ふことを聽きましたか、是は果して駒割制と時間制の區別から來た結果かも知れませんが、或はさう云ふやうな原因もあるのぢやないかと思ふのでありまして、斯う云ふ點も參考に申上げて置きます。

双木所長　私が整地工事に行つた時は、六ケ月以内で完成しろと云ふ命令でありましたか、最初宿舍を造るのに三十五日掛つて、あと殘りは四ケ月しかない、で雨の日も風の吹く日もあるが、百四十七萬立方米の土を動かすことになるから、一人當り一日十四立方米以上の土を異動しなければ其の工事は豫定期間内に完成しないと云ふことになつて、駒割制であらうが、時間制であらうが、兎に角誠心誠意、本當に力を籠めて仕事をして行かなければ無論目的が達せられない。何せ慣れない受刑者を澤山連れて行くので、さう云つた人間を何とかして使つて行かなければならん、大體土工の經驗者は千何百人の内、二百人位で、あとは蕎麥屋の出前持とか何とか云ふ者ばかりで、少し仕事をさせるとへたばつてしまふ。最初はそんな工合ですから、仕事をしなくても宜いから、人の仕事をして居るのを見て居れ、斯う云ふやうな調子で日向に出して居るだけで、一日朝から晩迄日向に出て居ると相當疲れてしまふ。それを二、三日日向に出して置いて、スコツプの持ち方、トロを押す時の押し方を能く見せて置くの

です。さうして段々訓練をして、一ケ月位經つてやうやう使へるやうになるが、遊びの時でも一日の賃銀は取るから是は向ふでも相當の損を被るので、是は何とか訓練期間は安くしても宜いと思つて居つたが、併しそれは契約でさう云ふことは出來ないので、中には腹が痛いとか云つて休んでしまふ、で行つて見ると寢て居ると云ふものがあつて、さう云ふ者の世話で大變なもので、それで又駒割だけやつて知らん顏をして居ると云ふことは餘り委託者に對して何のやうに思ふのです。働くやうになつたから、是だけやつて引上げてしまふと云ふことはどうしても餘り宜いことでないと思ひます。で大體此處で斯う云ふことを申上げるのはどうかと思ひますが、受刑者を外に出して刑を執行することになると、何人が來て見ることもないかも知れませんが、餘り虐待に亙るやうなことがあつてもいけないので、其の點は能く注意しなければならん。唯是は時間だからぶら〳〵しても宜いのだと云ふやうな考で、作業に從事さして置くと云ふことは、是は他から見た時、人樣がどう云ふやうな批評をしますか、考へて見ると餘り行刑の效果を發揮する所以ではないかと思ひます。時間の科程だから怠けても仕方がないと云へばそれだけだが、少くとも全精力を吹込んで仕事をして居ると云ふやうな、誰が見ても分るやうな仕事さへさして居れば宜いのぢやないか、で駒割は無理になることも相當にあるが、此の駒割を恒切る爲に非常な努力をする。受持の看守と受刑者は、向ふから來た者に對して、どうもお前の所は高いとか、偉い見幕で食つて掛ると云ふやうなことは度々見られる。で向ふもうるさいから一尺負けとけと云ふことになる。で私共も駒割と云ふことも結構だが、出來るならば時間制で、彼等に十分仕事を呑込まして、世の中の人に見られても恥かしくないやうな仕事をして行くと云ふことになつて行つたら宜いのぢやないかと思つて居りまして、駒割と云ふものは餘り重きを置いて居りません。

刑政第53巻第12号
矯正図書館

Nietzsche's Anthropology and the Penal Law

Dr. H. Specht

フリードリッヒ・ニーチエの人性論と彼の刑法觀 (三)

ハムブルグ地方裁判所判事

ドクトル・シユペヒト

(十四)

今や、吾人は、我々の現在の刑法觀念にとつてニーチエの意義如何の問ひに答ふべき場合に立つことになつたのである。而して、吾人は原則として彼れの見解を是認しなければならないのである。

吾人は、ニーチエがブルヂオア的な資本主義（＝個人主義）思想の高潮に達した時代に生きてゐたことを考へると、彼れが生の昂揚と生への奉仕とを原則とする意味で社會的階級組織の思想を宣言したといふことは、全く驚くべき事實だつだのである。よしたとへ、彼れが其の中に階級組織の觀念の實現せられ得る自然的社會として國民（Volk）を認めなかつたとしても、しかし、其人の業績によつてヒュウラー（指導者）を選擇し而して各個人の社會的機能に從つて協力一致して一つの社會（Gemeinschaft）を建設するといふ考へを人間の社會的生活の目的なりと信じたことによつて、一個のナチオナールゾチアリスティッシュ（國民社會主義的）な國民的秩序の實現に寄與する所甚だ大なるものがあつたのである。ニーチエは彼れの時代と遙かに懸絶して生の昂揚助長と階級組織の概念の下に生活を按排整頓することによつて、生活と法とに關する新しい倫理的解釋の基礎を据へたのである。と同時に、彼れは、刑罰なるものを箇の生活秩序の中に生長したるものと視、刑法の有する生の法則上の機能によつてその根據の正當なるを證明することによつて、刑法を價値の乏しい個人主義的社會と形式的な法定刑

（Rechtsstrafe）との思想から引きはなして、而して、刑法に超個人的にして倫理的なる一個の新しい内容を與へたのである。

ニーチエの刑法に關する考察の核心を成すものは、生の法則から割り出された責任觀念についての一つの新しい思想のために古い道德臭のある罪過の教義を克服したことである。ニーチエの說いた生存のウンシュルド（無垢自然）の問題に關して今猶ほ闘はされてゐる論議について、どう思ふともそれは人々の自由であるが、しかし、刑法學者にとつては、生存のウンシュルドなる命題から導き出されたニーチエの結論は正しく現在に於て極めて重要な意義を有つてゐるのである。彼れがそれ自身の生活規範を具備したベルゾーンの單一（一元）性（肉體と精神の相剋なき）を主張の中心に置くと共に、責任の觀念の起源を生の大法に則した社會的秩序並びに人間自身の生存と發達の意義からのみ求むる時に、自分は其中に我がナチスの刑法上の責任觀念の新しい解釋にとつて大いなる寄與の存することを看取するのである。

ニーチエは責任といふことを意志の自由及び因果關係の古臭い學說の羈絆から解放したのである。彼れにとつては、或る行爲の意識とか故意とかいふものが歸責の前提とはならないと同じく、責任の問題に向つては、自然科學上の因果關係の存在は問題とはならないのである。ニーチエは意志の問題及び因果關係の問題を論理上その不合理なることを證明したのである。責任負擔の前提となる所のものは、生といふ立場から看て行爲と行爲者との間に人格上の關係が存してゐるかどうかといふ問題である。只だこの一點にかゝつてゐるのである。この新しい問題は、自然科學上の因果律の問題ではなく、生の大法に則した倫理上の問題なのである。

ニーチエにとつて、罪咎（Schuld）とは自分自身の生の規範に副ふことをしないで、不健全な本能に屈服することで、取りも直さず、自分自身との矛盾撞着をいふのである。このシュルドは全人格の負ふ所のもので、個々の行爲に關するものではないのである。この見解を以てしてニーチエは現在草案に規定された意志（を罰する）の刑法（Willensstrafrecht）より更らに遙かに進んでゐるのである。彼れにとつては惡意の意志が處罰に値するのではなく、全人格が處罰せらるべきものなのである。彼れは是を以て眞の人格（を罰する）刑法（Personenstrafrecht）の基礎を築いたのである。

(十五)

刑法改正の進行しつゝある今日、ニーチエのかゝる基本觀念は極めて注目に値するもので、只だこの觀念からのみ、故意の概念の内容の中に行爲の違法についての意識が含まれるものなりや否やの問題が十分殘る所なく解決せられ得るのである。犯

刑政第53巻第12号
矯正図書館

人のあらゆるケース（Fall）に於て故意の認定に違法の意識を要求するのは、罪の有無に關する個人主義的な考へ方の特色だと自分には思へるのである。かゝる見解を持する人々は、社會を社會自身のために向上せしむべき要求を犯罪者の判斷の下に置くものであつて、罪の有無の決定を社會によつて下さしめないで、何が正であり何が不正であるかに關して犯人の勝手の目安で決定せしむることになるのである。今日は、刑法の理論に於てもかういふ考へ方とは絶緣しなければならないのである。

今日は、只だ生の立場から、卽ち、ナチスの持する意味に於ける活きた社會から發する評價判斷のみが重要なのである。原則として、犯人が自分の行爲の違法なることを知つてゐるかどうかといふことは問題ではないのであつて、如何なる程度まで犯人が社會の彼れに課した要求を實際の場合に履行しなかつたかといふことが肝要な眼目なのである。

犯人のシュルド（罪責）についてニーチェがかゝる見解を懷いてゐたことは、彼れの發足した出發點から分明してゐるのである。一人の人間の本質とその行爲とに全く結びついてゐて、しかも、この二つのみをシュルドの判定の基本條件とする彼れの立場からは、犯人が彼れの行爲によつて普遍の從つて本人自身の生の法則を犯かしたことになるかならないかを心理的に自覺してゐたかどうか、といふことは毫も定質的な意義を有つものではないのである。只だ生の法則並びに社會存立の法則に則つた人格の評價のみが決定的の價値を有つてゐるのである。是に於て、自己の行爲の不正なることを知らなかつた者は、場合によりては全くそれを知らなかつた爲めの故に、行爲と法との衝突を知つてゐてしかも知つてゐながら之を敢てした者よりも、むしろ却て責は重いのである。これは、故意の概念中に存する違法の意識の放棄を更らに擴大せられたる範圍に及ぼさんとする司法長官ギュルトナーの草案の提議以上に出でてゐるのである。

(A)　しかし、それは、決して違法の意識が全然刑法上の意義をもはや有たないものであるといふことを意味するのではないのである。實は違法の意識は故意の特徴の一つとしては存在しなくなつたのではあるが、しかし、犯人の個々のケースに於て罪の輕重を檢討する場合には是非とも參酌せざるべからざる本質的の要件であるといふのである。

(A)　草案は原則として、故意には違法の意識の必要であることに固執してゐるのである。ギュルトナーの草案「近く出づべきドイツ刑法（Das kommende deutsche Strafrecht）（第二版）の總則には次のやうに言つてある——「若し犯人が錯誤で行動を取つたのであれば、彼れの行爲は法律に違犯するものではなく且つ不正を働いたのでもない。であるから、錯誤が正不正に關する國民の健全なる見解と一致しない推斷に基く場合と雖、この錯誤は不問に附せられるのである」。

更らに亦た、ニーチェのシュルドに關する見解は、全體としてのシュルドの體制中に在つて過失（Fahrlässigkeit）が如何なる位地を含むべきかの問題の論究にとつて意義が深いのである。現在の草案に從へば、過失による行爲は、それが故意に國民の生活秩序に背戻するものでない故を以て、原則として罪責の程度の輕いものと看做さるべきものとなつてゐる。しかし、之に反して、人格（を罰する）刑法（Persönlichkeitsstrafrecht）卽ち眞の行爲者（を罰する）刑法（Täterstrafrecht）の立場からは、過失も亦た罪の原因となる重大な意義を有つてゐるのである。その理由は、屢々過失による法規違反を行ふものは（交通規則違反の如き）、これによつて完全な故意によりてこの違犯を敢てするものと比較してみて、それ以上でないまでも、少くともそれと全く同じ程度の性格上の缺損不足を示してゐるものと見なければならないからである。よくある事だが、一例を擧げると、一人の商人が信用詐欺を働いたと責められた場合に、彼れは自分の營業狀態を絶對に安全なものだと判斷してゐて、債權者に損害をかけるようなことはあり得ようとも思はなかつた、と非難を加へる餘地のない程に立派に言ひ開きをしたとする。この場合に、主觀的理由から法律を嚴重に適用して詐欺の罪で本人を處罰することはできない。しかしながら、その商人が自分の營業狀態を正確に判斷することができなかつたといふ全くそのための理由から彼れの負ふべき責は（これはたしかに狹義の詐欺ではないが）、健全な國民の見解に從へば相當に大きなものであることは、毫も疑を容れないのである。

この「過失」を刑法上「シュルド」（罪）として理解することは、古い刑法では不可能であるが、ニーチェの謂ふ所の如く責任論の出發點を個々の意志（惡意）でなく、全人格並びにその人格の內部の弱さの程度に於て有つ刑法に在つては、それは實際に十分可能なのである。或る一つの過失による行爲に於て分明に認むることを得る性格上の缺損は、ニーチェの持する見解に從へば、全く本來罪の原因となるべきエレメントなのである。これについては、一つの行爲の客觀的危險性ではなく、主觀的に看て、社會的要求の不履行及び之に由て分明になつた本人の價値の低さが問題になるのであつて、この點に重きが置かれるのである。この見解は、意志（を罰する）刑法（Willensstrafrecht）とは反對に、惡意の中に單に犯人の人格の一片の表現を認むるに過ぎないのである。評價し判定されなければならないのは、犯人の全人格であつて、心理學上から看た惡意ではないのである。實際、意志の刑法に於ても亦た、犯人の惡意を十分に理解するためにその性格の研究が始終要求されてゐるのであつて、それがために、多くの場合に於て實行的に結果は同じ事になるのであるけれども、過失なるものを評價し分類するに當りて、兩者の間には原則的の差異が生ずるのである。も

刑政第53巻第12号
矯正図書館

と〳〵彼れの心理的考察に基いて考へてみても、ニーチエにとつて過失が故意よりも決して小さな輕い程度の罪責を負ふべきものであり得ないことは、毫も疑を容れないのである。意識を人の心の更らに一層深い處に潜んでゐる無意識の下位に置けと說き、斷えず幾度か繰返して無意識の重視せられざるべからざることを我々に說法したのは、實にニーチエ其人であつたのである。で、若し、我々が彼の謂ふ所に從つて表面の下に働いてゐる本能や衝動を以て犯人の罪責の評價判定の基礎とするならば、故意と過失との二つの概念はその特殊の獨立した意義を失つて、單に確實なシュルドの內容を理解するための立法技術上の手段に過ぎなくなるのである。

かくして、新しい一つの立場が分明になつてくるのである。この立場から見れば、故意はもはや原則的に特に重大な罪責の因由としては現はれて來ないのであつて、これと相並んで過失も亦た重要な意義を有つことになるのである。で、かゝる見解からすれば、過失は原則的に決して輕視することはできないのである。輕視するどころではなく、それとは全く反對に、今日まで全く認め損はれてゐた過失の意義を我々の法律組織の中に採り入れて、過失罪の場合に割引なしの正當の刑罰標準によつて罪の輕重が斟酌せられ得るよう、既に規定されてゐる刑の範圍を擴張すべきものと信ずるのである。

ニーチエの犯罪責任の見解は、現行刑法（StGB.）の第二十條Aの意味に於ける危險性の概念の意義に關する論爭に於ても亦た實際役に立つのである。ニーチエにとつて常習犯人がその人間としての性格の全體の素質の爲めに刑法上罪責の重大なものであることは毫も疑を容れないのである。是に於て、現行刑法第二十條Aの意味に於ける危險性の概念の中に客觀的な特徵でなく、犯人其人の性格の特質を明かにする眞の刑法上の罪の要素を看取し、且つ、この理由によつて、判決の時に於て客觀的の危險性の既に存在してゐなかつた場合に於ても、猶ほ且つ前揭の刑法第二十條Aに依つて刑を量定することは、全く可能であるばかりでなく、同時にまた正當なるものとなるのである。

（十六）

實際、ニーチエは今日我々ナチスの抱懷してゐるものと全く同じ意義に於て刑罰の目的に關する問題を考察してゐたのである。一切の折衷說を排して、刑罰の機能の合理的に發達するものでもなく且つ合理的に理解され得るものでもないと主張した彼れの識見は、この點に關してとかく形式主義に流れ理窟一遍の獨斷に墮する危險の多分に存してゐる今日現在、正しく一個の警告として受け取らなければならないのである。

今日、既に、ニーチエの「犯罪種族」（»Rasse des Verbrechers«）に對する殲滅戰への高き叫びは實行に移されてゐるのである。この點については、保安並びに矯正の處分に關する現行の法規を參照すれば分明ることである。此等の法規に於ては、我等は今日既にニーチエと全く同じ態度で刑罰の執行に由る矯正の効力に對して疑惑を懷いて立つてゐるのである。ニーチエが人間を研究する一個のアントロポローゲ（人類學者）として、いき過ぎた法外な矯正目的の刑罰執行に反對し、而して、道德上の矯正改悛でなく、之に代ふるに刑罰執行による意志と身體の教育鍛練を以てせんとするのは、まことによく我等ナチスの民族觀念に基いた新しい見解と合致するものと云へるのである。

ニーチエが意識の皮相に留まつてゐないで、更らに深く生に關した根本的な本能に立ち入つて人格の核心を探るべく警告したのは注目に値することで、彼れの個のピシホロギー（心理考察）は我等の刑法の實施運用のために人格の研究に重要な貢獻をなしたものといへるのである。要するにニーチエが一切の理智的な解剖と消極的な相剋對立を克服する新しい心理學の創始者であることは、既に前きに吾人の云つた通りである。

一般の思想史上に於けるニーチエの地位を系統的に論ずるのは、此文の趣旨でもなく、また其の處でもないが、リツケルトのやうにニーチエを生物學者的「生」の哲學者（»biologistischer Lebensphilosoph«）と視るのは、斷じて誤つてゐると自分には思はれるのである（Rickert, »Die Philosophie des Lebens«）。なる程、彼れの著書の多くの箇處に生物學的な思想の進みが窺はれるし、且つ、自然科學上の論證の見られるには見られるけれども、しかし、ニーチエは、彼の衷心の態度から察すれば、決して自然科學者的ではなく、むしろ酷しく新價値の宣言者に近いものと言ふべきである。今日、わがドイツに於てニーチエの謂ふ意味に於ける「生の法則に順應した」（»lebensgesetzlich«）法的秩序とか法律學とかいふことが論題に上つてゐるのは、決して偶然ではないのである。而して、更らに、事の社會に關する限りニーチエの好んで口にした「大なる健康」（»die grosse Gesundheit«）並びに「強き司法」（»die starke Gerechtigkeit«）といふ活きた價値標準から生れる思想が刑法の中にその進路を打開しつゝある明かな徵候が見られるのである。

觀み來れば、ニーチエの思想は新しい價値と秩序とを創造した我がナチスの刑法にとつても亦た意義はなくはないのである。玆處には只だ彼れの思想の鱗片を紹介したに過ぎないのであつて、ニーチエの思想と現代ドイツとの交涉を一々詳かにするがためには、他日の更らに一層系統の立つた深い研究に讓らなければならない。

（了）

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, August 1939.

Correction law
of the state of New YorK

北米合衆國ニューヨーク州矯正法 (五)

第二百十五條　パロールの條件

受刑者をパロール釋放に附するに際してパロール局はパロール釋放の條件を明記し同文書の謄本を本人に交附すべし。該條件に違反したる受刑者は逮捕され再び拘禁さるべし。パロール局はパロールの條件並に同條件違反に關する一般規則を制定すべし。尙ほ特殊受刑者に對する特別規則を作成し得べし。一般並に特殊規則中には次の如き諸條件を含むものとす。パロール釋放者は同局の許可なくして本州外に出でざること、その扶養者の生計に寄與すべきこと、犯罪の損害を賠償すべきこと、惡友、惡行より遠ざかるべきこと、保護司 (parole officer) の訓示を實行すべきこと一般に保護司の決定に準じて身を處すべきことなり（一九二八年七月一日法律第四八五號K依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號K依り修正）。

第二百十六條　パロール條件違反保護司或は其他のパロール局職員はパロール釋放に附されたる受刑者の犯罪に陷り或は犯罪者と交友關係を結び或は其の處あり若くは重大なるパロール條件違反ありと信ずべき正當の理由を認めたるときは該事實を矯正局長に報告すべし。同局長は受刑者の逮捕令狀を發し指定せる監獄に再拘禁すべし（一九二八年七月一日法律第四八五號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第二百十七條　逮捕令狀に依るパロール條件違反者の逮捕

保護司若くは刑事處分を執行し得べき職員若くは保安官吏 (peace officer) は同令狀に依つて受刑者を逮捕し矯正局長の指定せる監獄に本人を再拘禁しパロール局の訴訟 (action) 提起迄同所に拘置する權限を有し且つ前記の處置を要求す。監獄職員或は保護司以外の前記職員は同受刑者を逮捕すべき場所に於て逮捕令狀を執行し或は同職員が本人を監獄に移送したる場合には逮捕地より監獄迄の移送に關して同額の手當を受くべきものとす。斯の如く令狀を執行するに際しての監獄

職員若くは保護司以外の職員の手當金並に保護司或は監獄職員への手當金は本人の預金額が若干現存し或は充分なるときは同金額より、然らざるときは監獄基金中より典獄或は其の代理者之を支拂ふべし。後者の場合同金額は本人の將來預金に對して賦課され差引かるべし（一九二八年七月一日法律第四八五號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第二百十八條　パロール條件違反に對するパロール局の機能

パロール釋放 附されたる受刑者がパロール條件に違反せりと信ずべき充分の事由あるときパロール局は次回の集會に於て同受刑者を犯罪人なりと宣告す。而して其の刑期は犯罪の當日より初めるものとす。各監獄の典獄は速かにパロール局に對してパロール條件違反の廉に因り再拘禁されたる受刑者に關する告知をなすべし。茲に於てパロール局は可能なる限り即刻同監獄に於てパロール裁判 (a parole court) を開廷しパロール條件違反者の事件を裁判すべし。本人は直接裁判出頭の機會を與へられ本人の被告事件を說明さるべし。其の際訴訟代理人 (through counsel or others) の出頭は認められざるべし。パロール局は適當なる期間に於て被告事件を裁判し適當と認めたるときは本人を監獄に收容して犯罪當日より起算せる原犯罪の最大期間の殘刑と次條の規定に依つて同局の決定する刑期間の服役を決定し得べし（一九二八年七月一日法律第四八五號に依り附加、一九二九年法律第二四三號に依り修正）。

第二百十九條　パロール期間中に於て犯されたる重罪

パロール期間中に於て重罪を犯して公訴されたる受刑者は該重罪に關して科せらるべき宣告期間に加へて同刑の服役以前に於てパロール釋放に附されたる日より前刑の最大期間の滿了に到る迄の最大刑期の殘刑に服役すべきものとす。斯の如き受刑者は如何なる場合に於ても再びパロール釋放を許與されざるべし（一九二八年七月一日法律第四五八號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第二百二十條　パロール條件を免除せざる件

從前の條件附或は確定 (suspended) パロール條件免除處分は本條に依り廢止さるべし。パロール釋放に附されたる何人も最大宣告刑期滿了前には免除處分に附されざるべし。而してパロール局は受刑者が社會に對して最も有用なりと得心された場合に於て爾今同人の報告を免除し尙ほ同人の本州又は郡よりの移動を許可すること あるべし（一九二八年七月一日法律第四八五號に依り附加、一九二九年四月一日法律第二四三號に依り修正）。

第二百二十一條　記錄 (Records)

パロール局は各パロール釋放受刑者の完全なる記錄を保管せしむべし。同記錄には各パロール釋放受刑者の指紋、別名、

寫眞、當該犯罪行爲に關する報告、本人に關する保護司の報告全部を包含するものとす。同記錄は矯正局の刑事鑑定・記錄・統計中央課（the central bureau of criminal identification, records and statistics）に提出され同受刑者の完全なる報告を直ちに利用し得る如く最新式の方法に依つて整理し索引を附さるべし。矯正局長は同記錄の祕匿並にパロール局或は其の局員以外の者の使用に關する規則を作成すべし（一九二八年七月一日法律第四八五號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第二百二十二條　共力（Cooperation）、監獄に出入する權利

各監獄典獄、同職員並に他の總ての官公吏は何時たりともパロール局に共力して其の權能の遂行上必要なるべき報告をパロール局、同職員に提供すべし。同典獄並に其他の職員は常に同局員に對して不定期刑を以て州立監獄に收容中の全受刑者との面會を許可すべし（一九二八年七月一日法律第四八五號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第二百二十三條　本章の適用範圍

本章の規定は一九二八年七月一日當日或は以降に於て州立監獄に收容され當て犯罪に依つて州立監獄に收容されしことたき不定期刑の宣告を受けたる總ての者に適用さる。本章の規定は其他の何人にも適用されざるべし。一九二八年七月一日以前に於ける受刑者のパロールに適用されしパロール局の規則は總て尙ほ法律的强制力と効果を持續すべし（一九二九年七月一日法律第四八五號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第二百二十四條　乃至第二百二十九條缺

第九章　減刑（Commutations）

第二百三十條　確定宣告（definite sentence）、不確定宣告（indefinite sentence）、減刑、賠償（compensation）

一　一定期間の州立監獄拘禁宣告は確定宣告なり。裁判所又は知事の決定せる最小、最大期間を有する州立監獄拘禁宣告は不確定宣告なり。

二　一九一六年五月一日以前に確定宣告を以て本州の州立監獄又は懲治監獄に拘禁せられし男女重・輕罪受刑者にして、罰金納付の換刑として裁判所又は法令に依つて科されたる刑期或は無期刑を除いて其の刑期六月以上の者は從前と同樣の方法に依り本條の修正とは關係なく減刑を受くることを得。即ち、一年以下の刑期に對しては各月毎に五日、第一年度に對して二月、第二年度に對して二月、第三年度及び第四年度に對して四月、其の次年度より五月の減刑を受くることを得、尙ほ之等の受刑者は自己に科せられたる義務遂行に於て

忠實、積極的なるときは其の報償として殘刑の三十日毎に減刑を受くることを得但し上に明記せる方法に依つて執行さるる刑期の各三十日毎に二日半を超過すべからず。

三　一九一六年五月一日より一九二六年七月一日に至る期間に於て確定宣告を以て本州州立監獄或は懲治監獄に拘禁せられし男女重・輕罪受刑者にして、罰金支拂ひの換刑として裁判所又は法令に依つて科されたる刑期或ひは無期刑を除いて其の刑期六月以上の者は善行（good conduct）に依り次の如く減刑を許與さるることあるべし。一年以下の刑期に對して各月毎に二日半、最初の三年間に對しては各年毎に一月、四年、五年、六年に對しては各年毎に二月、七年、八年九年に對しては各年毎に三月、十年、十一年、十二年に對しては各年毎に四月、十三年、十四年、十五年に對しては各年毎に五月、十六年、十七年、十八年に對しては各年毎に六月、次年度よりは各年毎に七月を超えざる期間を以て減刑さるべし。斯の如き受刑者並にパロール局の管轄に屬すべき前記監獄等に拘禁中の受刑者並に一九二六年七月一日以前に於て不定期刑を以て前記監獄等に收容せられし受刑者は其の拘禁の日より各三十日毎に前記の如く減刑さるべし。一九一六年五月一日以前の拘禁期間を含めて前記監獄等に收容中のパロール局管轄受刑者は確定刑期の減刑として、或は現行パロール局管轄受刑者又は一九二六年七月一日以前に不定期刑を以て拘禁されし受刑者は最短刑期の減刑として、有効積極的なる義務遂行の報償として前述の方法に依り各三十日毎に十日を超えざる期間を以て減刑さるることあるべし（第三項は一九二九年四月二日法律第二四三號及び一九二三年法律第五〇八號に依り修正）。

四　一九二六年七月一日以後に於て確定宣告を以て州立監獄或は懲治監獄に收容されたる受刑者は善行と忠實にして積極的なる義務の遂行に依つて各月毎に五日を超えざる期間を以て刑の減刑を受くることあるべし但し該減刑は行狀不良或は自己に科せられたる義務を怠りたるときは許容されざるべし。斯の如き受刑者の拘禁期間は報償に依つて減刑さるゝことなし。而して州立監獄收容受刑者は少くも一年の刑期を服役せざれば釋放されざるべし又懲治監獄收容受刑者は少くも三月の刑期を終えざれば釋放さるることなし。一九二六年七月一日以降無期刑（sentenced to life imprisonment or to imprisonment during his natural life）を以て州立監獄に收容されたる受刑者は減刑（commutation）或は報償（compensation）に依つて減刑さるることなく其の宣告されたる刑期を滿了せしむべし。（第四項は一九二六年七月一日法律第七三六號に依り追加）

五　典獄は本條の規定に依つて報償を得べき資格ある全受刑者に關する減刑日計算を適當なる帳簿に記入し且つ毎三十日

間を以て同期間内の報償減刑日數を各刑期より減刑して同帳簿に記入すべし（第二百三十條は一九二九年四月二日法律第二四三號、一九一六年法律第三五八號及び一九一二年法律第七九號に依り修正）。

第二百三十一條　減刑の算定法

一九二六年七月一日以前に於て一罪以上の罪刑を以て本州州立監獄或は懲治監獄に收容されたる受刑者の各刑期は相繼起せる一刑期と見做され本條の規定に依る減刑の計算を受くべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第二百三十二條　拘禁期間の起算

本章に於ける各受刑者の拘禁期間は現に州立監獄或は懲治監獄收容の日を以て起算さるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）

第二百三十三條　知事に對する典獄月報

每月七日以前に於て本州矯正施設の典獄等は矯正局を通じて報告書を知事に提出すべし。該報告書は知事に宛てられ本章に規定せる減刑或は報償に依つて減刑され或は翌月釋放さるべき受刑者に關する報告なり。該報告書は筆記或は印刷、一部筆記一部印刷たるべく其の型式は知事の指定に依つて統一され、次の事項を明瞭に記載すべし。卽ち、本名並に別名、犯罪地の郡名、犯罪の概要、裁判所名、裁判長名、宣告日附、收容月日、刑期、罰金これなり。該報告書には常に許與せらるべき減刑日數、刑期滿了日並にパロール局の管轄に屬せざる受刑者に關しては減刑が與へられたる場合に於ける本人の釋放日を記載すべし（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二六年法律第七三六號、一九一六年法律第三五八號に依り修正）。

第二百三十四條　祭日並に日曜日に於ける釋放

州立監獄又は懲治監獄よりの釋放日が日曜日或は法定祭日に該當するときは其の前日を以て釋放日と見做さるべし（一九二六年七月一日法律第七三六號第四項、一九二〇年法律第三六三號、一九一六年法律第三五八號に依り修正、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り無修正復効）。

第二百三十五條　減刑及び報償許與規則

矯正局長は善行に因る減刑の許與或は不許與規則並に獄務の有効積極的なる遂行に因る宣告刑期の短縮に關する規則を公布すべし。該規則は總べて本州内の監獄及び懲治監獄に於て嚴重に遵守さるべし。之等の規則は必要なる場合に於ては矯正局長の裁量に依り隨時變更さるべし。而して局長は該規則を設定又は變更せるとき直ちに其の謄本を作成せしめて本州の全矯正施設の典獄等に送付し、該規則の謄本を本章の恩典に預るべき全受刑者に交付せしむべし（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九一六年法律第三五八號に依り修正）。

第二百三十六條　減刑並に報償の決定

前條の善行に因る減刑の許與、不許與並に獄務の有効積極的なる遂行に對する本章の規定に依る報償の許與規則を實施する目的を以て本州の各監獄に委員會（a board）を設く。同委員會は州立監獄に於ては典獄、管理主任（the principal keeper）醫師、作業主任（the officer in charge of industries）、本州内の懲治監獄に於ては典獄、同補（the deputy）、管理主任、醫師又は其の代理者を以て構成さる。同委員會は每月一回屢に規定せる知事への報告書提出日前に會議を開催し受刑者に許與すべき減刑、報償日數を審議決定す。該日數は本章の規定日數を超過すべからず。該會議は其の裁量に於て前述の規則に依る獄則違反に對する懲罰として善行に因る減刑又は報償或は其の一部留保の申請をなすべし。但し一九一六年五月一日以前に於て收容されし受刑者に對する其の拘禁の日より一九一六年五月一日に至る期間の每三十日に對する十日間の報償日數を除外するものとす。第二百三十條の規定に依り第一會議に於て典獄の許與する報償は前記委員會が其の懲罰として其の報償日數の全部或は一部を留保せざる場合には報償としての效力を發生す（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九一六年法律第三五八號に依り修正）。

第二百三十七條　知事の審査

該委員會が善行に對する減刑又は報償の全部或は一部の許與を留保する申請をなす場合に於ては該委員は其の報告に添へて留保の理由を筆記して知事に提出すべし。知事は自己の裁量に於て其の日數の增減をなし得べし。而れども知事は本章規定の日數以上に增加すべからず（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第二百三十八條　脫走に因る減刑及び報償の喪失

本州の州立監獄或は懲治監獄收容受刑者にして脫走し或は脫走を企圖したる者は矯正局の規則に規定されたる減刑及び報償日數を喪失すべし（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二六年法律第七三六號第五項に依り修正）。

第二百三十九條　喪失の決定

前條の善行に對して減刑日數を決定すべき委員會は或る受刑者が逃走し或は逃走を企圖したる場合には直ちに會議を開催して逃走或は逃走企圖の調査に着手すべし。而して同會は同事件を關知せる總ての者の證據書類を徵し、宣誓をなさしむべき權限を有する同委員會委員に對して宣誓せしむ。同審問或は陳述に際して虚僞の申立は僞證罪たるべし。同會は完全なる報告書を作成して直ちに之を矯正局長に提出すべし。局長は逃走或は逃走企圖が行はれたるか否かを決定し、文書を以て其の決定を確證したる後逃走或は逃走企圖の行はれた

る州立監獄典獄或は懲治監獄典獄等に之を返付す。同所に於ては特に設けられたる帳簿に此の事實を記載す。新たに發見せられたる事實或は其他の正當なる事由に依り逃走或は逃走企圖を是認せしむべき不正事實有りと信ずべき合理的根據有るときは矯正局長は自己の裁量に於て前記典獄等に對して文書命令を發して前決定（the former adjudication）を再審せしめ、再審報告書を受領せる後其の決定手續を採るべし。決定を與ふべき再審手續は總て逃走又は逃走企圖に關する本條の第一審と同一の方法に依りて行はるべし。但し本條の規定は刑期一年に滿たざる受刑者に對しては適用されざるべし（一九二九年四月二日法律第二百三十四號に依り修正）。

第二百四十條　喪失處分に附さるべき者

第二百三十八條の規定は現に或は將來本州の州立矯正施設或は懲治監獄に收容さるゝ總べての者に適用す（一九二九年四月二日法律第二百三十四號に依り修正）。

第二百四十一條　知事への報告

本州の州立矯正施設竝に懲治監獄に於ける報償或は減刑日數の決定に關する各委員會の報告書は夫々同委員の署名を受くべし（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九一六年法律第三五八號に依り修正）。

第二百四十二條　報償或は減刑を許與すべき知事の權力

本章の規定に依つて受刑者の宣告刑期短縮の申請を受けたる知事は自己の裁量に於て同人員の全部或は一部に對して、全日數或は一部日數を許與すべし。知事は其の減刑（reduce）を決定する全受刑者の姓名を二通の表に記入すべし。該表には各々減刑命令竝に減刑に依る最低刑期滿了日を記載せる文書を添付すべし。知事は減刑を決定する其他の全受刑者名を釋放日の記入されたる釋放命令書に記載すべし。同命令書は斯の如き受刑者の收容さるゝ州立矯正施設典獄或は懲治監獄典獄等に交付さるべし。知事の命令に依りパロール局の管轄に屬すべき同受刑者表の謄本一通は命令書を添付して同局に交付さるべし。他の謄本一通は表に記載されたる受刑者の收容さるゝ監獄の典獄に交付さるべし。典獄は命令に依よつて減刑されたる受刑者に對して直ちに其の旨文書に依つて告知す。其他の受刑者に對する釋放命令書は其の名宛官吏に送達さるべし。而して同官吏は該命令書を審査し釋放指定日に本人を釋放してパロール局の保護（custody）手續を採るべし。而る後受刑者はパロール局が該州立監獄の爲に規定せる條件に於てパロール釋放に附され本法第八章の規定に依る宣告刑期の滿了迄は釋放監獄典獄の法律的保護竝に其の監

督を受けてパロール條件に從ふものとす。但し第二百八十條の規定を除く（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二六年法律第七三六號第六項、一九二一年法律第五六七號、一九一六年法律第三五八號に依り修正）。

第二百四十三條　知事の釋放條件附加

知事はパロール局の管轄に屬せざる受刑者の刑期短縮に關して次の如き條件を附加することを得。本人は法律に違反せざる限り自由に生活し本法第八章の規定に於ける釋放監獄に對するパロール局の統制に服すべく（但し第二百八十條の規定を除く）、尙は本人が釋放日と宣告刑期滿了期日間に於て或る重罪に因つて處斷されたるときは、該重罪に對して科せらるべき刑の外に、同刑の開始に先立ち同罪の爲拘禁せらるべき監獄或は懲治監獄に於て、本章の規定に於ける減刑無かりせば當然執行さるべかりし殘刑期を減刑されることなくして執行さるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二一年法律第五六七號、一九一六年法律第三五八號、一九一〇年法律第四〇三號に依り修正）。

第二百四十四條　減刑又は報償に關する證明書は證據書類たるべし

本章の規定に依る拘禁期間の減刑或は報償に依る刑期の短縮

第二百四十五條　受刑者は本章に關して告知さるべし

本州の監獄或は懲治監獄收容に際しては本章の恩典に浴すべき受刑者に對しては本章の規定を、本人がパロール局の管轄に屬するときは本法第八章の規定を本人に告知し、特に指定せる監獄官吏は充分に同法の意義を說明すべし（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九一六年法律第三五八號に依り修正）。

第二百四十六條　釋放手續

減刑或は刑期短縮に依る釋放に際して特に指定せる監獄官吏は受刑者に對して本章第二百四十三條竝第二百四十四條を告知し且つ其の意義を充分に說明すべし（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九一六年法律第三五八號に依り修正）。

第二百四十七條　ダネモラ（Dannemora）竝にマティーワン（Matteawan）州立病院に對する本章の適用

本州州立監獄、懲治監獄より或は本州州立監獄、懲治監獄よ

り感化監獄に移送されたる後同監獄よりダネモラ若くはマテイーワン州立病院に移送されたる受刑者にして通計刑期一年未滿ならざる者に對して本章の規定を適用す。而して同病院長(the medical superintendents of such hospitals)は本章に揭げたる委員會(any board)の任務を執行すべきものとす(一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第二百四十八條　感化監獄或は精神耗弱者施設收容受刑者に對する本章の適用

本章の規定は監獄或は懲治監獄より本州の感化監獄或は精神耗弱者施設に移送されし受刑者にして其の刑期一年未滿ならざる者に對して適用す。同監獄或は施設長若くは主任官吏は本章に揭げられたる委員會の任務を執行すべきものとす(一九二九年四月四日法律第二四三號、一九二二年法律第二九七號に依り修正)。

第二百四十九條　用語の意義(meaning of certain terms)、本章の規定は若干の施設に適用せず

本章の用例に於ける「報償」(compensation)なる用語は有效にして積極的なる義務の遂行に因る宣告刑期の短縮期間を意味するものなり。尙は該報償は三十日の期間に於て服役を科せられざる受刑者に對しても同期間內に於て與へらるゝものとす。本章の規定は一九一五年法律第五百七十九號を適用さるる施設收容受刑者にして該法の規定を受くる者に對しては適用せず(一九一六年五月一日法律第三五四號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第十章　郡監獄或は農業監獄(Jail Farms)に對する減刑

第二百五十條　減刑の許與

本州に於ける第一審刑事裁判所(any court having original criminal jurisdiction)に依り郡監獄或は農業監獄に於て一年を超えざる期間の拘禁を命ぜられたる者は裁判所又は法律に依つて罰金支拂の換刑適用者を除き、有效にして積極的なる義務遂行に對する報償として宣告刑期の各月每に五日間の減刑或は報償を與へらるゝことあるべし(一九一八年法律第五五〇號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號、一九一九年法律第一九三號に依り修正)。

第二百五十一條　二個以上の刑に對する報償

二個以上の獨立せる刑に處せられたる者に對して減刑を許與する場合に於ては總刑期に對して行はるゝものとす(一九一八年法律第五五〇　に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第二百五十二條　記錄

典獄(sheriff)又は郡監獄或は農業監獄の管理職員は本章の規定に依り減刑を與ふべき受刑者に關する減刑日數を適當なる帳簿に記入し、尙は各三十日の第二十五日に於て有效、積極的なる義務の遂行に依り減刑に價する者に之を與へ其の旨帳簿に記入すべし。減刑を與ふるに際して刑期が三十日以上なるときは次の期間は減刑されたる前の期間の滿了時に開始するものとす。尙は同帳簿には收容日、姓名、罪名、刑期、罰金、年齡、性別、出生地、人種別、社會關係、一般竝に宗教教育、犯罪事情、逮捕者、釋放事由竝に時期、全減刑期間、職業、逮捕時の職業の有無、前科數を記入するものとす。郡監獄に於ては此等の記錄は郡法律第九十五號樣式の帳簿に記入することを得べし。同帳簿は一般記錄として典獄或は其他の職員に引つゞき後任者に引繼がれ同職員室の綴込書類として保管さるべし(一九二八年法律第五五〇號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號、一九一九年法律第五五〇號に依り修正)。

第二百五十三條　收容者に對する本章の示達

郡監獄又は農場監獄に本章の恩惠に浴し得べき受刑者を收容するときは同典獄又は其他の責任官吏は本章の規定を本人に示達し其意義に關して充分なる說明をなすべし(一九一八年法律第五五〇號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二三四號に依り修正)。

第二百五十四條　釋放手續

本章の規定する減刑に依り受刑者を釋放するときは典獄又は其他の責任官吏は本章の規定を本人に示達し其の意義を充分に說明すべし(一九一八年法律第五五〇號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二三四號に依り修正)。

第二百五十五條乃至第二百五十九條缺

第十一章　處遇寬和(executive clemency)

第二百六十條　判事及び地方檢事(district attorney)は審理事實を報告すべし

(一九二六年七月一日法律第六二一號に依り廢止)。

第二百六十一條　處遇寬和適用に關する召喚狀

知事は處遇寬和適用事項を管理し召喚狀に指定せる日時と場所に於て本人に出頭を强制する召喚狀を發すべき權限を有す。尙は知事は或る書籍文書等の保管者に宛てたる召喚狀に

依りて召喚狀に指定せる日時場所に於て該書籍文書等を提出せしむべき權限を有す。而して本章の規定は本州行政官廳の記錄室に保管さるゝ書籍、文書等には適用されざるものとす（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り無修正復效）

第二百六十二條　申請審理職員の任命

知事は處遇寬和申請事件を審理すべき職員を任命することを得。同職員の報償は日當十弗を超過すべからず。同職員は其の審理終了後遲滯なく聽取書（the testimony taken before him）を知事に提出すべし。知事は前條の規定に依り召喚されたる者を本條の規定に依つて知事の任命せる審理職員と對質せしむ。斯の如く召喚されたる者は本章前條の規定に依つて知事の任命せる前記職員に對して書籍、文書等を提出せしむ（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り無修正復效）

第二百六十三條　證人の宣誓

知事又は知事の任命せる處遇寬和申請事件審理職員は召喚せられたる者に宣誓を行はしむる權限を有す（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り無修正復效）

第二百六十四條　召喚狀の形式竝に送達、證人日當

本章の規定に依つて發行されたる召喚狀は知事祕書官の署名を得州印の證明を受け民事又は刑事訴訟に於ける召喚狀送達方を法律に依つて認可せられたる者其の送達をなすべし。本章の規定に依つて何人も高等法院（the supreme court）民事訴訟法法定證人出頭費として支拂はるゝ法定日當及び旅費を給さるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第二百六十五條　證人に對する缺席罰則

召喚を命ぜられたる者缺席し或は復答を拒絕し或は本章に規定されたる書籍、文書等の提出を拒みたるときは犯罪企圖として處斷せらるべし。尙ほ該被召喚者は現在及び將來に立法さるゝことあるべき民事竝に刑事訴訟に關する一切の規定に服すべし。而して知事は裁判所或は判事に屬する同樣の規定に關する一切の權限を有すべし。但し其の權限は本章の規定に關して起り得べき事項に限定せらるゝものとす（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り無修正復效）。

第二百六十六條　經費

本章に記載せられたる目的の遂行に關して必要なる經費は知事祕書官の承認を得て州金庫より支拂はるべし。但し此の際會計檢査官の保證認可を要し他の目的に使用されざる州金庫に於て賄はるゝものとす（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

二百六十七條乃至第二百七十九條缺

實務質疑應答

○遭喪免業に關する件

（問）監獄法第二十五條第二項は强行規定なりや。

（答）强行規定と解すべし。

第二十五條は

大祭祝日、一月一日二日及ヒ十二月三十一日ニハ就業ヲ免ス
父母ノ訃ニ接シタル者ハ三日間其就業ヲ免ス
主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ臨時就業ヲ免スルコトヲ得
炊事、洒掃、看護其他監獄ノ經理ニ關シ必要ナル作業ニ就ク者ニ付テハ就業ヲ免セサルコトヲ得

とあつて、質問の趣旨は右の第二項の所謂遭喪免業については如何なる場合も例外を許さず必ず三日間免業せしめねばならぬか、それとも第四項の除外例もこの場合適用があつて、場合により就業せしめることが出來るかといふ所にある。

强行規定なりと解する理由は

先づ第四項の除外例の規定について考へて見るに、一見するとこの規定は總ての免業の場合に適用あるが如く解され易い。然し一歩進んで規定の設けられた趣旨を推測するに、全部の休業に當つて洩れなく免業せしめるときは、全作業停止の結果を來す。それでは實際上不都合を生ずるので監獄經理の必要上一日も之を停止することを得ない種類の作業に就く者に限り便宜免業せしめないことを得る除外例を設けて右の不便を救濟してゐると見るべきで、從つてこの除外例の規定は全部免業に關してのみ適用あり、個人的免業の場合を含まぬと解せねばならぬ。實際問題としては、當該接計受刑者の免業によつて相當の不便を來す場合が生ずるかも知れないが、これは已むを得ぬ所である。

次に遭喪免業に對する規定の精神から推すも强行規定と解さねばならぬ。

元來本規定は我國の監獄法に獨特の條文であつて西歐諸國の立法に其例を見ない所であるとされてゐる。蓋し孝道を重しとする我國固有の國柄に由來する規定であつて父母の喪に服する定めは古制に於て既に認められ來つたものであり、其の精神は今日に於ても將來に於ても聊も變る所があらう筈なし。實に子として父母の死を哀しみ悼まぬ者はあるまい。哀戚の極慟哭已むなきに至るは蓋し人性の至情であり之を發揮せ

刑政第53巻第12号
矯正図書館

しむるのが即ち孝道の要義でなければならぬ。されば父母の訃に接せる者に對しては三日間は絶對に就業を免じて父母の喪に服せしめ、尚有效適切に教誨を加へ以て懺悔報恩の至情を啓發せしめんとするのが本規定の趣旨にちがひない。（參照　小河博士監獄法講義　二八三頁）

特に受刑者には親不孝者が多い。親の死に對して平然たる者もあり中には親に對して反感を持つ者すらないとは言へず時には遺喪免業に當つて就業を願ひ出る不心得者すら見受けるのが遺憾乍ら刑務所の實狀である。勿論免業せしむるや否やが受刑者の意思によつて左右され得ないことは其一般的たると個人的たるとに論なき自明の事に屬する。のみならずかゝる冷情を有する者に對して孝道を教へることこそ行刑官の任務であると言はねばならない。そしてそのためには遺喪の機會こそ絶好である要するに遺喪免業に關する本規定は絶對に例外を許さぬ強行規定であると解するが正しく、尚かゝる獨特の法規を監獄法中に有することを吾々は誇となし、時局柄特に其運用に就ては愼重適切を期して法の期待するところにそひたいものである。

（小穴鍾藏）

（問）委託作業原簿の交付の區受領者證印欄は空欄のまゝ完結してよきや。

（答）作業章程第十四條に基き委託者に成品の交付を爲したるときに於て證印を徴するを本則とす。但し證明書を以て證印に代ふることを妨げずとあるを以て本人の證印を徴することが困難なる場合は、成品の送達簿又は遞付鉄等により受領印を徴し之に代へ差支なきものと思料す。（橋本義一）

（問）指定許可日經過後到達せる假釋放取扱方に就き說明ありたし。

（答）通信機關其他の障碍のため指定期日迄に許可書が到達しなかつたときは到達後監獄法第六十四條の法定時間内に於て執行する外ないであらう。右取扱に關しては大正十五年二月行刑局長通牒行甲第二三三號を以て指示せられてゐる。

刑務所の實際取扱としては許可書到達の日時を記載すると同時に延着の事由を明確にして所長の認了を經るは勿論、司法大臣に進達すべき執行報告には指定せられた許可日を特に備考に附記し、指定日迄に到着せざりし事由を疏明すべきである。

（田中克巳）

海外時報

ニユウ・ヨーク州に於ける過去五年間のパロール（假釋放）實績報告

——Parole Five Year Study—New York——

アメリカン・プリズン・アソシエーション
總務主事　エドワード・キヤッス

この一文は、一九四〇年四月廿二日、米國イリノイ州シカゴ市に開催せられたる合衆國中部諸州パロール及びプロベーション會議（Central State Parole and Probation Conference）に於て、演述せられたる報告の大要である。

一八七六年ニユー・ヨーク州のエルマイラに、最初のリホーメートリーが建設せられた時に、時を同じうしてこのアメリカに始めての不定期刑とパロール（假釋放）の制度が施行せられたのであるが、この制度の採用せらるゝについては、ニユー・ヨーク・プリズン・アソシエーションの盡力に歸すべき功の大きなものがあつたのである。自分は今から廿四年前の一九一六年にニユウ・ヨーク州に於けるパロールの實施狀態を研究したことを憶ひ出すが、この研究でその當時の受刑者の約九一パーセントは彼等のミニマム・センテンス（不定期刑の最短期）の終了と共にパロールされてゐることが分明かつたのである。手短かに言へば、これはパロールが自働的に行はれてゐることを意味するもので、從つてパロールを決定する機關といふものは、殆んど必要でなかつたのである。不幸にしてパロールされた受刑者の監視は、有つて無きが如く無効果だつたのである。で、當時パロールの成功率は六五パーセントから、九五パーセントまでは大丈夫だと主張せられてゐたものだが、自分は、この主張を證明すべきどんな證據が實際存するものかを知るために、一九二一年に多くのステートを視察して巡つたのである。この際にも實際パロールの現狀は極めて貧弱で、信賴しがたいものであつたことを、殘念ながら玆處に繰返して言はなければならないのである。更らに、また、一九二七年に自分は、一九二一年の調査をやり直したが、この年に我がアソシエーション（協會）では取然として、パロールの眞相を公衆の前にさらけ出して示したのである。一九三五年に協會は、更らに他の調査を完了し、パロールの眞實の狀態に關する手に入れ得る限りの材料を公衆の前に提供したのである。當時、その報告に、「眞に目的に適合した科學的なパロール・メソッド（方法）と名づ

刑政第53巻第12号
矯正図書館

け得べきものを有つてゐるステート（州）は六七州に過ぎない」と述べられてゐたのである。今日も、我々は、餘りに多くのステートに於て、パロールは只だ名のみに止まつてゐると、報告し得るだけである。勿論、裁判手續上にはかなりの進歩が見られるが、しかし、パロールが眞に申分のないものとしての資格を有つまでには、まだ〳〵前途遼遠である。多くのステートではパロールの第一の機能ともいふべきスウパービジオン（監視）に向つて何等の便宜をすらも與へてゐないのである。此等のステートでは、パロールの許可せらるべき合格者を決定すべき政黨の干渉に煩はされない、賢明な熱誠ある手續方法が法律によつて規定されてゐないのである。

今日では、パロールは、政治上の惡干渉を排して、自分の二本の脚でしつかり立つことをしなければ、社會の信用を受けることはできないのである。

今回の會議では、會議のプログラム（立案）委員の懇請に基いて、——自慢ではなく——自分がニユウ・ヨーク州のパロール局（New York State Division of Parole）で得た經驗の二、三を諸君に聽いていたゞかうと思ふのである。このイリノイ州、ウイスコンレン、マサチユウセッ、ニユウ・ヂヤーシー、マリーランド、ミネソタ及び他の二、三州と、これに合衆國政府を加へて、此等は現在實施されてゐるパロール・システムの中で最も能率の高いシステムを有つてゐるのである。ニユウ・ヨーク・ステートでは、着實で賢明な法律によつて制定せられ、良心的で敢爲なるボード（合議體）によつて支配さるゝ極めて有能なるシステムを有つてゐるが、これを管理運用するために年年五十萬ダラ以上を支出してゐるのである。

ニユウ・ヨークのパロール・システムは一夜にして出來上つたものではない。パロールが社會の一般公衆の話題に上るようになつたずつと以前から、我々同志のものは現在このシステムの基礎となつてゐるパロールの制度の根本をなす所の多くの要素の確保の必要を主張して已まなかつたのである。すべての社會事業に關する方法手續の改良の場合と同じく、パロールもそれが申分なく巧みに運用され得るようになるまでには、先づ社會のこれに對する十分な需要の生ずるのを待たなければならないのである。社會的制度は只だこれを無理に押しつけても成功するものではない。進歩といふものは社會の需要の進み以上に急速ではあり得ないものである——ニユウ・ヨークの州民は、長い間統一のない經費の少ないシステムでどうにかかうにか善處して來たが、終に一九三〇年の議會で現在のパロールの組織と手續とを起案した法律案を可決したのである。この法律によつて、これまでステートの矯正省（Department of Correction）の所管に屬してゐたパロールの職務は內務省（Executive Department）に於ける別箇のデイビジョン（局）に移され、ガヴアーナー（州知事）の直接の監督の下に置かるゝことになつたのである。ニユウ・ヨークのパロール・ロー（Parole law——假釋放法）には、玆處に擧げて言ふべき價値ある重要な特色が數々あるのであるが、先づ、第一に擧ぐべきは、この法律が特にパロール・オフイサー（Parole officer）（監視吏）各自の受持つケース（假釋放者）の最大量を制限し而して之に對して相當の職員數を置くことを規定したことである。法文の一節を引くと、「オフイサー一人にして一時に七十五人以上のケースの監視を强要せらるゝことなかるべき十分の員數を置く」、とある。しかし、不幸にして豫算の關係上この規定を嚴守することができなかつたのである。約五年前には、オフイサーの受持つケース・ロード（件數）は百五十人から二百人の間を上下してゐたのである。これでは監視の十分に行屆かないのは當然で、爾來オフイサーは增員せられて、爲めに現在ではケース・ロードは各オフイサー一人平均九十人見當である。或る場合には八十人以下に降つたこともあるが、結局普通九十人を少し越えてゐるのである。

次に、このシステムをして當然の機能を十分に發揮せしめんがための豫算が組立てられたのである。この關係で特に注意を惹きたいのは、わが假釋放局（Division of Parole）の職員は、ボードの三人のコムミッショナーを除いて、全部文官任用法（Civil Service law）に規定せられてゐる高い標準と嚴重な條件に從つて任命せらるゝことである。玆處で自分が言ひ添へてをきたいのは、ニユウ・ヨーク市のオフイスだけでも、その職員の八〇パーセントはバチエラー（大學選科並びに專門學校の得業士）の學位を有つて居り、二二パーセントはマスター（大學の學士、バチエラーの上位）の學位を有し、二、三のものはドクター（博士）の學位をさへ有つてゐるし、更らに、五五パーセントは、大學其他の高等教育以外に、別に社會事業學校（school of social work）で實地の訓練を受けてゐるものである。かういふと變に高等教育を有難がつてゐるように思はれると困るから、丁度この機會を幸ひに言つてをくが、高等教育が効果的なパロール・スーパービジョン（監視）の萬能藥ではないといふ事實を自分以上に認識してゐるものはないと思ふのである。しかしながら、人間のビヘービア（行動）の問題を理解するためには、高等教育の訓練は是非共缺くべからざるものであること

刑政第53巻第12号
矯正図書館

は勿論認めなければならないのである。犯罪は一個のビヘービア・プロブレムであるから、効果的に是れに對處するためには、人間の精神的機構を徹底的に理解しなければならないのである。

パロール・オフイサーの俸給は、優秀な人材を招致せんがために、年俸三千ダラまで支給され得ることになつてゐる。現在正規のパロール・オフイサーは八十七人である。他に局の幹部職員としては、十人の故參のパロール・オフイサー、五人の監督（case supervisor）、三人の職業紹介係（employment officer）一人の主任パロール・オフイサー及びエキセキユウテイブ・デイレクター（總監督）がある。なほ外に、三人の寛典調査係（clemency investigator）、一人の移送收監係（transfer and warrant officer）、及び、約七十五人の書記及び雇員がゐる。全職員數は約二百二十五人である。パロール・デイビジョン（局）を統轄するボードを組織する三人のコムミツシヨナーの内、一人が他の選擧によりてボードのチエアマン（長）となり、而して、三人のコムミツシヨナーは、各自それ〴〵三つの地方管區（ニユウ・ヨーク、アバニー、バツフアーロー）のオフイスの監督を擔任してゐるのである。

パロールの記述に入る前に、自分の言ひたい事は、ニユウ・ヨークに於けるパロール局（Division of Parole）の並々ならぬ高い標準と賢明なる實施の手續に對する信望の多分はチエアマンたるキヤナヴワン氏（Joseph J. Canavan）の功に歸することである。氏の倦むなき努力と職に忠なる精神とはニユウ・ヨーク州民の求むるパロールの高いレベルを維持するに多大の功があつたのである。

パロールの主旨を速かに公衆をして認受せしめようとする職業的の熱意から、多くの理想主義派のパロールの當局者や局内で椅子に坐つてばかりゐる專門家輩は、法外に高いパロールの成功率を確實だと主張してゐるのである。自分の知つてゐるのに、或る人は九九パーセントを主張してゐるものがある。しかし、この問題を眞面目に考へてゐる吾曹は、或る人が信ずるようにパロールがそれほど成功するものであつたらと希望するのさへ無謀と思ふのである。とにもかくにも、プリズンといふ處は社會の失敗者落伍者を受取る場所ではないのか——スクールは、ホームは、チヤーチは、はた又た、ソーシアル・サイエンス（社會科學）は、此等のものはすべて失敗しなかつたらうか。しかも、其上に、多くのものがプリズン・バー（鐵の格子）の中に押し込まれてから受ける屈辱に、我々は氣がついてゐないだらうか。然らば、何故に、我々は不確實な事實の主張を揭げて以て却て箇の近代的な矯正手續たるパロールの進歩を阻止しなければならないのだらうか。

ニユウ・ヨークのボード・オブ・パロール（デイヴイジヨンの

統轄機關）はパロールに關する正確なる統計の必要を認め、而して過去五年間愼重に熟心に每年釋放さるゝ者のパロール期間中の行動を調査記錄したのである。これは全く最初の試みで、爾來引續きその期間中釋放された者のパロール・ヒストリー（經歷）を記錄保存してゐるのである。

自分は、今玆處に、無意味なプロパガンダでなく赤裸々の眞實を提供するがために、わざとパロールにとつて最も不利な年——1931——を選んで、ニユウ・ヨークのパロール・ボードによつて見出された事實の二、三を諸君に示したく思ふのである。一九三四年といふ歲は、釋放さるゝものゝ數を異常に高めたミニマム・ターム（最短刑期）低減の法律の制定されたために、パロールにとつては頗る不利だつたのである。パロール・オフイサーの負擔の重過ぎる爲めに、パロール前の調査も十分でなかつたし且つ一般から要求されてゐる高い標準に應じなかつたし、應じたいと思つてもできなかつたのである。一九三四年は現在のパロール・デイビジオンの歷史に於て最大のパロリー（假釋放者）の群れを見た歲であつたのである——而して、この大きなグループが已に重いケース・ロードを負擔してゐるオフイサーによつて處理されなければならなかつたのである。實に一九三四年はデイビジョンにとつて不利な歲だつたのである

——しかし、發見された事實をお聽き下さい。

すべて此等のパロリーの僅かに九・十分の四パーセントが新たなる重罪で有罪宣告を受け、僅かに八・十分の一パーセントが輕罪と違警罪でコンビクト（有罪宣告）されたのみであつたのである。

六四・十分の一パーセントは何等の犯罪についてもコンビクトされなかつたし、また、彼等の行動はパロール違犯者又はあり得可き違犯者として再收容を要するようなものではなかつたのである。是れに由て、六四パーセントは立派にパロールの義務を履行したものであることが分明るのである。

パロール・ボードは、殘部の一八・十分の三パーセントは彼等の刑期を完了するために再收容を要するものと認め、このグループは再び罪を犯し又は犯す處の生する以前に收容されてしまつたのである。

かくして、五年間のレコード（記錄）は、パロール期間中全く何等の犯罪についてもコンビクトされなかつたパロリーは總數その八二・二分の一パーセンドに上つたことを示してゐるのである。而して、一九三七年以來パロールの違犯によりてプリズンに再收容せらるゝものゝ數の顧えず減少しつゝあつたことを言ひ添へてをかなければならない。

刑政第53巻第12号
矯正図書館

茲處に引用したパーセンテージの數字は決して選まれた僅少の實例から採拾せられたのではないのである。ボードの特殊の研究の歳であつた一九三四年に於て出所したパロリーは二千二百五十七人であつて、パーセンテージは其後の五年間の彼等の經歷から採拾せられたものである。此等の人々は、犯罪の溫床ともいふべき大都市の人口稠密地帶から出たもので、綜合したケース・ヒストリー（犯人の經歷）を檢討すると、いづれも學校は夙くから廢めてしまひ、職場には尻が落着かず、少年審判所や警察を煩はしたものばかりである。此等の人々がパロールに於ける間、自由な社會の生活に適應するといふ困難な仕事に助力するためにあらゆる努力が試みられたのである。嚴重な型にはまつた拘禁生活と都市の自由な生活との間に架けられた橋は、プリズンから出て來た者には渡るに頗る骨の折れる長いものである。自由な世界に直面して、パロリーはプリズンの外の始終變化してゐる生活のテンポと歩調を合はせることができないのである。もし、ライフ・セーバー（水難救濟員）と安全な錨地とがなければ、犯罪生活へ逆戻りをするのは避けがたいことである。

一九三四年度のパロリーのレコードは、同年に、行狀佳良のため減縮された時日を除いた刑期のマキシマム（最大限）の滿了により釋放されたもの丶釋放後の成績に比べると、一層意義が深められるのである。此等の人々は法律により（其後不定期刑の適用の範圍の擴張のために修正されたが）釋放されたもので、種々の理由のためボードによつてパロールに付せられることを許されなかつたのである。彼等が監視の下に在つたのは、規定上行狀佳良のために許された短縮期間の時間だけである。彼等の間に於ける失敗の率はかなり高いもので、重罪又は輕罪で新たにコンビクトされたものは、普通のパロリーの一七・二分の一パーセントに比べて二五パーセントに達してゐるのである。

年々ステートに於ける一般の犯罪率は增加を示してゐるにも拘らず、パロリーの間に於ける有罪宣告の件數は斷えず減じてゐるのである。今そのレコードを示すことにする。

一九三五年には、僅かに二百十一人のパロリーがパロール期間中新たに重罪を犯かしてゐる。一九三六年には、重罪でコンビクトされたパロリーは只だの百七十九人で、一九三七年にはこの數は更らに減じて百六十三人となり、一九三八年には百二十人となつたのである。引用された數字は刑の執行猶豫を受けたものさへも包含してゐるのである、かくして新たな重罪を犯かすパロリーの數の絶えず減少していつた結果、監視は一層嚴

密の度を加へたのである。例へば、ニユウ・ヨークに於て、一九三八年には、重罪でコンビクトされたものが約六千人あつたのであるが、この內パロリーは二パーセントよりも少なかつたのである。この年には、ステートに於て全體として、犯罪は前年の一九三七より八・二分の一パーセントの增加を見たことを思ひ出していたゞきたいのである。なほ其上に、州外で竝行されるパロールに在るパロリーの間に於ける重罪の宣告の割合も減少したのであつて、州外で監視を受けてゐる人々の間に於ける減少のパーセンテージは州內のパロリーの間に於けるものと殆んど同じであつたのである。

一九三五年に於て、州外のパロールに付されてゐたもので新たな重罪でコンビクトされたものが十一人あつて、新犯罪のために科せられた刑の完了した上パロール・ボードによつて其年の內にニユウ・ヨークのステート・プリズンに再收容されたのである。

一九三六年には、州外のパロリーの八人が同樣に再收容せられ、一九三七年には七人、一九三八年には四人、一九三九年には五人の者が再收容されたのである。此等の年々には州外のパロールに付せられてゐるニユウ・ヨーク・ステートのパロリーは約九百人であつたのである。

一九三八年は其年の完全な精密な統計が書物の形で公にされた最後の年であるが、これに依ると其年には監視の下に在るパロリーが九千〇九十六人であつた。刑期のマキシマムの滿了によりパロールを解かれたもの及び其他を除いて、一九三八年十二月三十一日に於てパロールに在つたパロリーは總計七千二百三十六人であつたのである。

他に聞かれて恥かしからぬパロールの實施を要求してゐたニユウ・ヨーク州民は、熟練した、政黨の制肘を受けない、賢明な職員を獲るに努めた結果、パロールについての社會の了解を大に改善進歩せしむるを得たのである。プリズンに在る受刑者が外へ出たがるのは自然で、しかも、彼等は一般にパロールで出たがつてゐるのである。しかし、ニユウ・ヨークに於ては、パロールは受刑者達に餘り好まれてゐないのである。これは、彼等がニユウ・ヨークのパロールが語の眞の意味に於けるパロールで、決してこれにまつわる「不正」（sphony）な何物も存してゐないことを知つてゐるからである。

（了）

Journal of Criminal Law and Criminology,
May-June, 1940



刑務所便り

苗穗刑務支所開廳式

札幌刑務所

當所々屬苗穗刑務支所開廳式は時恰も紀元二千六百年の菊花薫る十月二十七日午前十時より同支所教誨堂に於て盛大に擧行された。式場や行刑參考品展覽會場其他札幌刑務所の在庫製品及大通刑務支所の女受刑者の手に成れる毛糸編物製品の展覽即賣會場の整備も前日迄に完成し、午前九時頃より札幌刑務所長以下幹部竝苗穗刑務支所長以下職員一同今は只來賓の參廳を待つばかりである。同九時三十分頃から來賓一時に殺到定刻に至るや一同入場中濱支所長の開式の辭、宮城遙拜、國家齊唱、皇軍將士の武運長久竝英靈に對する感謝の默禱、枇杷田札幌刑務所長の式辭、金澤行刑局長代理香椎函館刑務所長の祝辭を始め各來賓の祝辭あり日高控訴院長の發聲に依る　陛下の萬歲三唱中濱苗穗刑務支所長の挨拶竝閉式の辭によつて式を終了した。參列の來賓者四十數名刑務職員五十餘名であつた。

橿原奉納建國體操

川越少年刑務所

川越少年刑務所が建國體操の會に入會し埼玉縣第三分會と註せられてより歲を閱すること二星霜、風の日も雪の朝も二百五十の收容少年と五十の職員が上衣を脫しての半裸體、憂々たる腕の唸りもの「エイヤア」の掛聲諸共に勇ましくも又凄く、松本學氏其他本部指導員の指導來援あり、技愈々熟す。

茲に飛電あり、橿原に向け召請狀は來り、當所よりは柴田教師、瀧本部長、眞田、加藤の兩看守を派遣せらる。

十月十二日午前八時、橿原神宮外苑の野外講堂に於て建國體操の會本年度の表彰式が行はれた。壇上高く竝べられし表彰大楯は三個、これが今日の晴を飾るもので全國よりの參會者一同の實に羨望の的となつた。數千の觀衆は既に鳴りを鎭め、只視線のみは依然として遙かに卓上の電光に集中さるゝのみである。中にも全國數十萬の會員中より代表者として選ばれてここに集つた三百有餘の胸の動搖めきは如何。吾等一行も亦片唾を呑んで待ち遠しく、松本會長の訓示の間も既にもどかしく思はれた。聽て午後八時三十分、司會者は『川越少年刑務所建國體操の會』と大聲に連呼する。我々四人は只唖然、起る拍手の音は今迄の靜寂を破つて萬雷の一時に轟くにも似て、榮ある受賞に中央へ運ぶ脚もいつかは踊躍めき胸の高鳴りを禁ずることが出來なかつた。

三個の表彰大楯の第一番が我々の手に授けられたのである。次いで斯會に貢獻せし功勞者の賞狀、記念品授與が行はれ、我が寺光分會長柴田教師を最先に以下數十名に授與されたのであつた。

嗚呼、日本全國數百に餘る分會の內より優良分會として表彰されしもの僅かに三。川越の他には岩手、横濱の某分會である。而も最先に名を呼ばれし時の嬉しさ、重き楯も今は輕く、八紘寮舍に歸る道すがらも凱旋將士の步み豐かに實に悠揚迫らず、大道狹しと活步する姿こそ、これが滿二年努力の報いかと思へば轉た今昔の感に獻欷するのみである。

洋裁縫訓練所開所式

浦和支所

新體制に卽應すべき刑務所作業中益〻重きを爲す〇〇縫製品の生產擴充に備ふべく着々計劃中なりし洋裁縫訓練所も各所よりの受刑者選定移送を終りたるに付、十月十日愈〻本訓練の第一步を進めたる次第にして、此日早朝より快晴に惠まれ所謂天高く馬肥ゆると言ふ樣な氣分の何となく朗かな日柄に本省よりは前田囑託、本所よりは河邊所長、石澤作業課長列席せられ、心理考査の石井囑託、今井東京洋裁學校長尙當支所の白井技手等を始め職員多數參列、二十二名の訓練生を圍み紀元二千六百年に相應しき本訓練開所式を擧行した。

其式次は左記の通りなり。

一、開式の辭　內藤作業主任
一、國歌齊唱
一、宮城遙拜
一、默禱
一、式辭　稷本浦和刑務支所長
一、訓示　河邊豐多摩刑務所長
一、敎師挨拶　今井東京洋裁學校長
一、閉式の辭　內藤作業主任

六七會總會開催さる

三重刑務所

名古屋控訴院管內刑務敎誨研究機關「六七會」本年度總會は去る十月十九日（第三土曜）三重刑務所構上に開かれた。三重刑務所近藤敎務課長司會の許に三重刑務所職員司法保護事業者等數十名の傍聽を加へ開會の辭、皇大神宮、並宮城の遙拜、默禱に、次いで飯野三重刑務所長の挨拶ありて神宮皇學館大學敎授西村爲之助氏の日本精神についてと題する特別講演を聽講す。同敎授の二時間に亙る眞摯熱烈なる講演は日本精神の中心と考へらる神道精神更にその本質ともすべき淸明心について懇切なる說明あり、一同に深き感銘を與ふるところがあつた。

出征歸還職員感謝會

德島刑務所

當所に於いては十月十七日神嘗祭の佳

日を卜して僚友會主催の下に出征歸還職員感謝會を開催した。

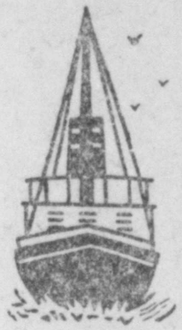
聖戰既に四年、出征勇士は或は傷つき或は斃れて新東亞建設の人柱となつた英靈も多數に上る中に、萬死に一生を得て武勳輝く身を以て凱旋せられた勇士に對しては銃後の一員として感謝と共に敬仰の念に堪えない次第である。我が僚友會長殿が此の催しを企圖せられたことは蓋し右の點に於いて其の意義深きを覺える。

當日は朝來無風晴朗、申し分なき麗日で中秋の日射しが和やかに流れ込む事務室棧上では數十鉢の香り高き菊花が今を盛りと咲き匂ふて正面にしつらへられた日章旗と映射して高貴なる光彩を放つてゐた。午前十時雄々しき戎衣に身を固めた歸還十一勇士を中心に職員一同肅然として入場、恭々しく皇居を遙拜、國歌を齊唱し、續いて所長殿より會長として十一勇士に對し一々感謝狀並に紀念品の贈呈があつて「……皇軍勇士として砲煙彈雨の間を馳驅せられ嚇々たる偉勳を樹てられた十一名の僚友が無事歸還せられたことは銃後國民として慶祝と感謝に堪へません。內外多事多難なる現下、國民等しく緊褌すべき秋、幸に諸兄を迎へ銃後行刑陣の强化大なるものあることを確信します。此の上は多年集積せられた豐富なる經驗に加ふるに實戰に於いて體得せられた尊い軍人精神を以てし、終始職員の中核體となり當所に全き行刑を具現すべく將來益々各自の本分に邁進せられ職場奉公に一段の努力方を切望する次第……」この挨拶があつた。勇士代表寺尾曹長は感激に眼霑ませ緊張溢るゝ面持にて進み出で力强き謝詞並に謝辭があつて開宴、僚友會の齊施に係る手料理に舌鼓み打ちつゝ座談會に移り、和氣靄々裡に實戰談の花を咲かせ銃後國民としての抱負を披瀝し固く一致協力せんことを誓ひ最後に　聖壽の萬歲を奉唱して目出度く閉會した。

優勝の榮冠

松山刑務所

大每松山支局後援、縣體育協會、縣軟式野球聯盟主催の第一回縣下軟式野球選手權大會は十七日午前八時半から道後球場で擧行、縣下各地の豫選を勝ち進んだ八幡濱ライオン、新居濱野球協會、松山刑務所、新居濱昭和クラブ、宇和島追手軍、今治工人軍の六チイームが覇權をめぐつて熱戰を演じたが優勝戰は松山刑務所と新居濱野球協會の對戰となり新居濱すべり出しよく二回三敵失を利し一點獲得、刑務所軍は連戰の疲れで反撥しかねたかに思はれたところ六回集中安打と敵內野陣の混亂に乘じ一擧四點を入れて勝利を確定的なものにした、新居濱は七回總攻擊に二點を入れ、なほ一死で走者三一壘の好機があつたが刑務所軍の好守に阻まれ四—三で松山刑務所軍が優勝、本社の大優勝旗を獲得した。



海外異聞錄

◇呆れたアメリカの珍廣告

國民の義務とは云へ、鐵砲擔ぎは辛いとあつて米國徵兵法に依る第一次召集を控へて頭を惱ましてゐる若者があちらこちらに悲鳴を擧げてゐる折柄、加州大學で發行してゐる日刊大學新聞紙上に「早く結婚して兵役を遁れよ」といふ奇拔な廣告が出てセンセイションを起した。廣告文面は

召集までにあと二十日間、速かに結婚して兵役を遁れよ、本代理所は諸君獨身男子の好みに應じて料理か上手で皿洗ひが出來て而も諸藝に富めるダンス、ビールを好む女性を世話する、金髮、黑髮、赤髮、何でもお好み次第、詳細はパークレー九一七一に電話して照會ありたし

將來主婦たらんとする　女性同盟

といふのである。俄にこの廣告を見て好奇心に驅られた獨身者達から前記寃に電話が殺到し、同所宿泊中の十九名の女學生は悲鳴を擧げてゐるといふ。米國などでは見られぬ風景の一つである。

◇醉拂ひの定義

どの程度を醉拂ひとするかは自動車事故などの場合必要だが、その判定がむつかしい。そこで、アメリカのメイン州では法律で血液中〇・一五パーセントのアルコールを含んでゐる場合、その運轉手を醉拂ひと認めることになつてゐる。

◇ロンドンで空襲時の惡戲に嚴罰

間斷なき獨空軍の空襲に恐怖のロンドンに於いて、市民は職々競々たる中に捨鉢になり、種々なる惡戲やその他で當局の手を燒かせてゐる。空襲時の惡戲の例では、サイレンや爆彈の落ちるヒューといふ音を眞似た茶目な青年があつたが、ある女が抑止したところ同女を毆つたといふので逮捕された。また一人の老人は泥醉して遲發爆彈のそばに臥てゐたのを發見され「お前の生命は警察の手に握られてゐるのだぞ」と嚇かされた上に罰金、また燈火管制違反に對する罰金高は、檢事が五ポンド求刑したのを、判事は倍の十ポンドにしたといふ例もある。これは犯罪ではないが、空襲時に生れた赤ン坊に「サイレン」といふやうな名前をつける親が殖えたといふので、洗禮に當る教會の牧師からかゝる異常な命名を禁じてもらひたいと抗議が出てゐる。

◇廢墟で盜む兵隊、依然絕えない犯罪

國家危急の際にも犯罪が絕えない。しかもそれが軍關係者とあつては英國人の僞善の假面がひんむかれたやうだ。その一例としてノーフオーク聯隊の七人の兵隊は爆擊された家屋から盜みをし軍法會議に附され禁錮に處せら

れ、また防空隊所屬の二名が廢墟の中から金時計を拾つて隱匿しヘーレー監獄に送られ、同じ防空隊の二名は煙草のライターを拾つてこれも同樣處罰された。ラヂオ商店からラヂオセットを盜んだ十八歲の兵隊が二人あるかと思へば、防空壕の闇で三ポンド七シルリング人の財布をすつたのもある。

◇凄い板前と離婚訴訟

サンフランシスコの一コック、ボエル君は妻君が十四年間に百四十ポンドから二百五十六ポンドまで肥大したといふので離婚訴訟を起したが、その判決に曰く「彼は優秀なるコックであるから卓越せる板前振りを發揮してその妻を肥大せしめたるものなりと思考さる……」と。

◇獨ゲーリング空相に挑む「空中決闘」

「ハレムの黒鷲」と異名をとつた一黒人飛行士ハバート・ジユリアン大尉が、人もあらうにドイツ空軍の指揮者ゲーリング空相に「空中決闘」を申込んだといふので、全米に大センセイションを捲き起した。その理由はジユリアン大尉がヒトラー總統の「我が闘爭」を讀んだところ「半猿半人の黒人」と書いてあつたのでいたく憤慨してのことである。ジユリアンはその昔エチオピア唯一の飛行士として活躍した男であるし、ゲーリング空相も有名なリヒトホーフェン中隊の荒鷲として鳴らした人たから、英佛海峽上空一萬呎の空で決闘するといつてゐる彼の言が本當なら、まさに「世紀の一騎打」といふところだ。

◇第五部隊學校と米國

米國における第五部隊恐怖症は愈々蔓延しつゝあるが、米政府調査局長エドガー・フーヴアー氏は最近開催された法律勵行官全國大會に臨み、米國内に於ける陰謀團體の活動狀況を報告、左の如く述べて嚴重取締方を要望した、卽ち「調査局は我が國防計畫に對する各種のサボタージユ行動を發見したが、これ等陰謀團は學校を開設して最も恐るべき破壞方法を教授してゐることが判明した、現に飛行機發動機にダイヤモンドの粉末を入れたり、軍艦の機關に破壞物を入れたりした事實があり、各都市に於ても今後十分調査の上全機關の保全を期せられたい」

◇フランスに五つ兒

世界の奇蹟として話題となつたカナダのデイオンヌ姉妹も既に立派な少女となつた今日、又もや今度はフランスで五兒が生れたといふので騷がれてゐる。卽ちプチ・パリジアン紙報道によるとパスドカレーの一勞動者の妻ミシユレー・ドビエイは最近男兒四人、女兒一人といふ男女混合の五つ兒を産みおとした。但しその女兒は分娩後間もなく死亡したといふから完全な五つ兒とは云ひ得ないが、戰火に洗はれたばかりのフランスのことではあり、兩親が貧乏な勞働者のことゝて、產後思ふやうな醫療や世話が出來なかつた憾みがあつたことは事實で、百金の用意があつたならば、この五つ兒も完全に育つて新たな世界の話題となつたらうにと惜しまれてゐる。だが殘つた四人の男兒と母親は極めて健全たといふことである。

審査概評

今回の應募作品は皆出來はよかつた。課題、隨意共に勝れたものが多かつた。ことに特級の方々の作品は何れも兄たり難く弟たり難く席順を決めるのに困つた程であつた。

○

課題

特級 ▲金化君、君の作品は兎角粗雜な筆が應々あつて何時の審査に當つてもそれがチト氣になつて居たがこの作品には粗雜筆は全くない佳作である。▲芳山君、なか〳〵よく整つて居る。これに剛放な筆が出る樣になると申分ないと思ふ。

一級 ▲安海君、沈着である、結體も用筆も正しい落款又妙。▲峯月君、極めて眞面目な作品である、惜しいことには落款の文字がチト揃はない、あまりかたくなつても味がないものだ。

二級 ▲松雲君、筆勢俊險、體形最も整ひたり。

三級 ▲雲洋君、上品に書いてあるが、一體に筆を拔く時に早くやり過ぎる爲めか少し輕く見える、もう少しどつしりと書いては如何。▲常春君、大分強い筆も出來て來たが少し弱い一本、一本の線をもつとしつかりと練習して見てはどうか。

四級 ▲華仙君、堂々たる出來ばへである、この勢でぐん〳〵練習したならば將來有望である。

五級 ▲舟水君、謹嚴の作、この眞劍さには敬服する。▲廣一君、極めて上品な出來であるが如何にも細い、こまかい字にはなか〳〵良く書いてある眞の筆力を得るにはもつと大きく太く書いて見るべきだ。▲華溪君、眞面目な點には敬服するが、初めのうちは運筆は遲くともよいから、だん〳〵と早目にしかも筆をゆるめずに練習して下さい。

隨意

特級 ▲峯堂君、歐法を良く學んでゐる、結體は申分がない、但しうつかりすると用筆平板になる恐があるものであることを頭に置いて研究して戴きたい。▲光月君、緊密、但し足字の形がチト惡い、然し全體がキツチリとしてよく出來てゐる。▲禾碩君、重厚な味を持つ出來である、だん〳〵強くなつて來たことはなんと云つても嬉しい。

一級 ▲桂舟君、眞面目な點には感服の外ない、但し孟字以外の五字はこと〴〵と形體を損じてゐる一考せられたい。▲竹巖君、緊密過ぎる程結體に緩るみはない、もう少しゆとりがあつてもよいと思ふ。

二級 ▲翠亭君、よく纏めてはゐる、が筆を弄する丈けでは體勢の變化にはならないことを知つて戴きたい。

三級 ▲流帳た出來である、これに食ひ込んだ筆が出て來るとしめたものだ。▲常山君、一生懸命に書いたところが紙面に現れてゐる、形や筆の運び等をよく研究せられたい。

四級 ▲華仙君、少し重い感じがする課題の方が遙かに出來がよい。

五級 ▲華石君、實に堂々たる出來である敬服の外ない。

條幅

▲陽峯君、半折三行は實にむづかしいものであるが、ヒヨイ〳〵楷書のやうな筆が見へるのは注意してほしい。▲竹巖君、楷書二行樂に書き上げてゐる落款の竹の字がチト俗な感じがする。▲禾碩君、皇紀二千六百年祝典に際して勅語を書上げたるは謹嚴の極みである　敬服。

第十一回競書成績發表

◎印は當選、○印は昇級、課題、隨意何れか昇級すれば次回より兩方とも昇級します。

課題

特級

静岡　◎山本金花
水戸　◎宮芳山

一級

横濱　飯村禾碩
府中　大川蘆畔
濱松　鈴木寛
水戸　吉田光月
三重　中山峯堂
崎　古野崖龍

静岡　◎宮本安海
水戸　◎遠西峯月
東京　吉川桂舟
水戸　見川秋翠
名古屋　松浦竹巖

二級

金泉　◎清原松雲
東京　宮本關山
臺北　豐翠亭

三級

名古屋　◎竹内雲洋
沼津　伊藤常春
神戸　高橋白川

四級

金泉　◎井上華仙
神戸　池永正義

隨意

特級

八王子　ひでさと
三重　◎中山峯堂
水戸　◎吉田光月

一級

横濱　◎飯村禾顚
静岡　山本金花
長崎　古野崖龍
濱松　鈴木寛
静岡　山本金花
水戸　宮山芳花
静岡　見川秋翠

二級

横濱　◎小川舟水
濱松　◎清水廣一
静岡　◎大西華溪
水戸　○井上忍
○金織玉仙

東京　◎吉川桂舟
名古屋　◎松浦竹巖

三級

名古屋　◎竹内雲洋
沼津　伊藤常春
神戸　高橋白川

四級

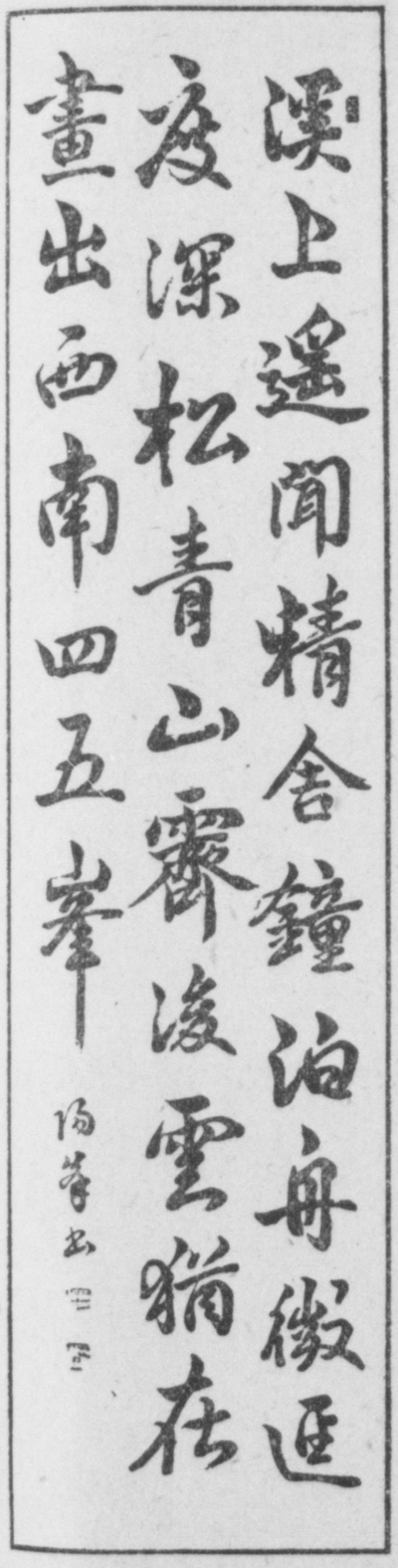
金泉　◎井上華仙
神戸　池永正義

五級

東京　◎鈴木翠石
松江　○小川舟水
山口　○大西華溪

條幅

東京　◎桐原陽峯
名古屋　松浦竹巖
横濱　飯村禾碩



二級

小菅　諸戸翠堂
水戸　遠西峯月
静岡　宮本安海

臺北　◎豐翠亭
金泉　清原松雲
東京　宮本關山

三級

名古屋　◎竹内雲洋
千葉　◎海保常山
沼津　伊藤常春
千葉　海保常山

四級

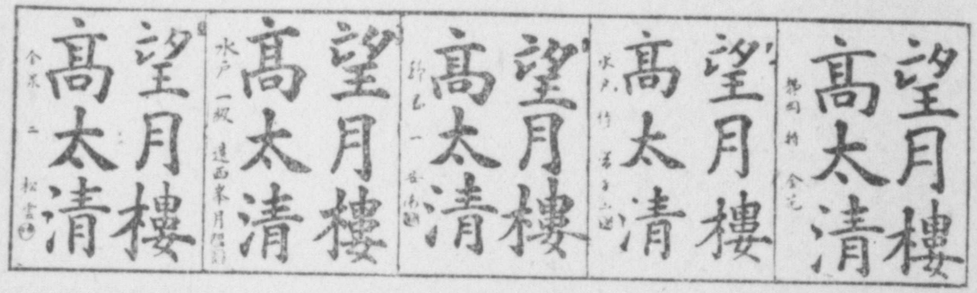
金泉　◎井上華仙

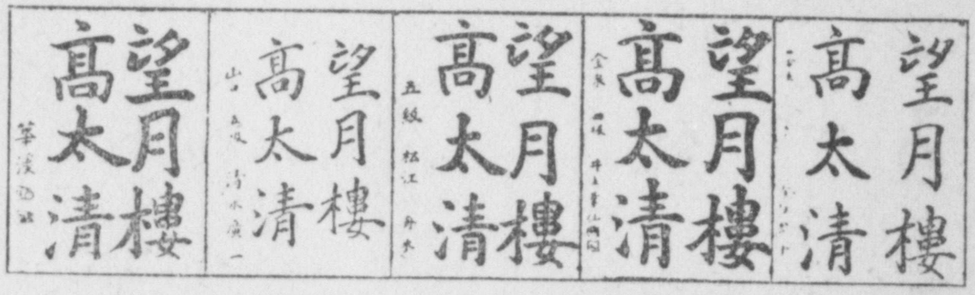
五級

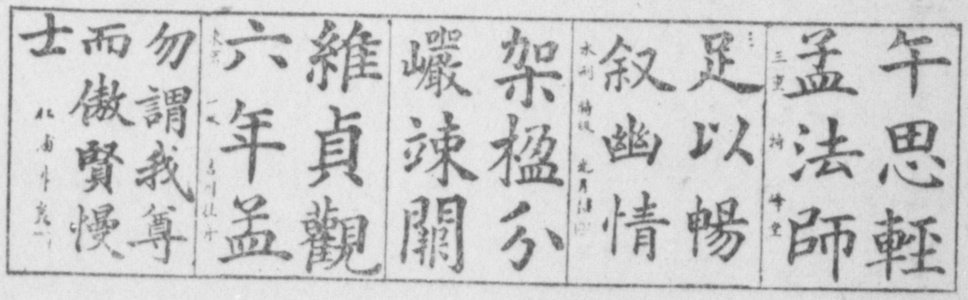
東京　◎鈴木翠石
松江　○小川舟水
元山　○大西華溪

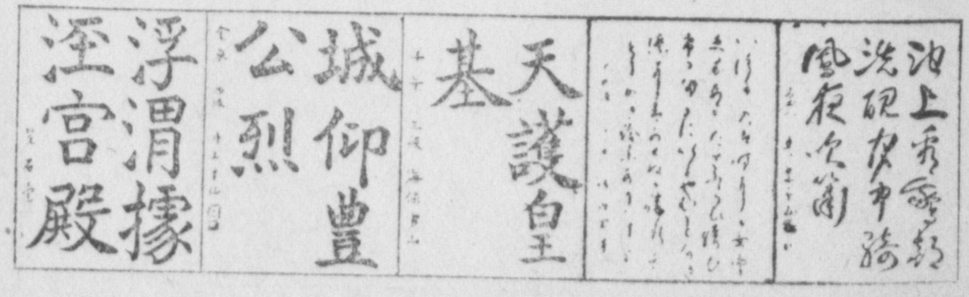
條幅

東京　◎桐原陽峯
名古屋　松浦竹巖
横濱　飯村禾碩









刑政第53巻第12号
矯正図書館

選歌しつつ（三十八）

古今集の話（11）

大翼

歌が奇矯にして浮薄な傾向を呈するやうになつた一因として、當時貞觀寛平の年代に亙つて禁中縉紳の間に盛んに流行した歌合がある。歌合では各自が奇想を誇り、巧緻を競うたもので、ためにいよいよ歌を堕落させた。集中、何々の歌合にてよめる、といふのがそれで、その數はなかなか多い。例へば

寛平の御時きさいの宮の歌合の歌

秋風に聲をほにあげて來る船は天の門わたる雁にぞありける

藤原菅根朝臣

とい ふ歌が卷四にあるが、何の眞面目さも熱情もない悪洒落といふの外はない。萬葉集に少い題詠がこゝに多くなつてゐるのも、やはり以上の傾向に通ふものである。卷四には

鳴きわたる雁の涙や落ちつらむ物思ふ宿の萩の上のつゆ

といふ歌がある。まさに天外から落ちた奇想であるが、活きた感動はその萩の上の露ほどもない。「貫之は下手な歌よみにて古今集はくだらぬ歌集に有之候」と、故正岡子規が古今集を嫌つたのは、その無感動無内容の悪巫山氣と、

夏と秋と往きかよふ空の通ひ路はかたへ涼しき風や吹らむ

に見るやうな理窟の歌がたまらなかつたのである。

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠
締切　毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

臼井大翼選

一
たまさかに父と外出の歡びになじまぬ吾子と心かなしむ　名古屋　高島明峯

二
父われの歸り來にしを云ふ吾子の聲とほるなり朝の戸外に　岐阜　梶田草民

三
聖業をしのぶ感激きはみなくけふのよき日をことほぎ祀る　小田原　白河英龍

佳作
○　新義州　翠松
霜深く降りたる道に大根の白き肌は寒く眼に泌む　咸興　岡元舜水
○　横濱　柳田北斗星
菊の香のたゞよう部屋にたまさかの休みの寛ひなつかしみけり　沼津　常春
○
秋深き月の光のあまねきにきぬたの音のさえてきこゆる　咸興　岡元舜水

獲り入れし俵の山にかこまれて又來む年をたぬしく語る　名古屋　内木亮二
○　空高き秋の日射に居竝れつゝ囚等樂しくラヂオを聞けり　倶江　三世
○　去年よりは二十日も早く降る霜にさかりのながき白菊の花　宮城　志賀宮童
○　白菊の香めでたき此の朝御代の榮えをことほぐわれは　青森　奈良
○　そこはかと朝霧の濃き愛國日婆おぼめき人の詣づる　海州　黒岩重治
○　雜木林に栗拾ふ子のあぐる聲秋の日和の暖さかな　青森　一
○　しら〳〵と秋の夕べの灯ともりてオフイスの人らなにかたのしげ　京都　平井鶴宗
○　うちなびき冬きたるらし川のべのとほきすゝきのかれゆくみれば　名古屋　鞍田陽明
○　鐵窓にもたれてみ空仰ぎゐる囚徒の顔に寄月あはし　米子　原一二三
○　官服をぬぐひまもなく封切りてふるさとの便り讀む間たのしも　横濱　柳澤君男
○　取入れのモンペ姿の乙女やも何を微笑むいそしみながら　名古屋　鞍田陽明
○　鶏の聲をきゝつゝ野良に出で銃後の守り收穫はげむ

刑政第53巻第12号　　矯正図書館

秋薔薇の句など

花　蓑

枝變りして咲きつゞく秋薔薇　紅臭子

夏の薔薇は花の盛りには一時に澤山の花が咲くのでありますが秋の薔薇は花の盛りといふ時期はなくあの枝この枝に咲いては散り散つては咲くといふ風に枝變りをして咲くものです、さういふ風に枝變りをして咲き乍らも花の絶えるといふことはなくあの枝この枝と花をつゞけてゐるのであります、私の庭にも四季咲の薔薇があつて秋咲く花の狀態を見て來て居りますが全くこの句の通りであつてこの句は秋咲く薔薇の狀態が遺憾なく表現されてあります。

管制の灯を守りつゝ夜なべ妻　嶺　昇

「守りつゝ」が利いてゐる、この言葉あるが爲に凡ての灯を消して了つて只一つの灯に黒布の覆をして絶對に灯影の外へ洩れないやうに氣を配りつゝ管制下にある緊張した心持が出てゐます、そしてモンペーを穿いたまゝ待機の姿勢をとつて縫物か何か夜なべをしてゐるのでありませう、銃後の婦人は正に斯の如くあらねばなりません。

片雲に江の島見ゆり秋日和　春　洋

秋晴の空に只一片の雲が現はれてその雲の爲に江の島が見つて來たといふのであつて一片の雲もない單調な景色よりも一片の雲の爲に變化を與へて一層秋晴の景色を引立てゝゐます、その爲に輝かしい海の中に江の島の黒い影が浮上つて見えるやうです、その情趣の上から言つても確かに江の島固有のものを傳へてゐます。

竹林にかくれし離れ草雲雀　筍　子

竹林といふと同じ藪にしても風致が感じられます、又實際手入の屆いた風致的な竹林でありませう、その竹林にかくれるやうに離れがあるといふのも矢張り意匠の存するところでありませう、そしてそのあたりには草雲雀が鳴いてゐるといふのもさびと品位が感じられます。

岩風呂の外には鮎の荒瀬かな　里　水

岩風呂といふのは溪流の岩の間に湧出する溫泉があつてそれを取圍んでゐる岩が自然の浴槽を形作つてゐる、つまり野天の岩風呂です、この岩風呂は男女混浴でこれがこゝの溫泉地の一つの名物にもなつてゐるのでせう、その岩風呂の外には荒瀬があつて激しい流れが飛沫を上げて奔騰してゐるのです、今は鮎漁の時季で荒瀬をのぼる鮎の影がちら〳〵見えてゐるのでせう。

「外には」は外にと言ふのと同じ意味ですが外にはの「は」はこゝでは感嘆詞の役

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
締切毎月五日限
用紙官私製葉書

選

丙火焚く母の瞳にうるみあり　名古屋　水野はつゑ

とめどなき憶ひちゞろの庭にたち　同　同

休日の晝餉たのしく秋刀魚燒く　同　同

雨音の靜けくなりてちゞろ鳴く　綱岡　宗靈舟

逸りの簗ぬぎすてし珠數子かな　同　同

珠數玉や靡めき合うて家鴨の子　同　同

秋刀魚燒く煙に暗し厨の灯　同　同

まさをなる銀杏の空や鵙の聲　函館　船山船風

更けてゆく夜汽車に秋の冷え覺ゆ　同　同

秋行くや燈火管制あるまゝに　同　同

くわりんの實軒に撓みて秋深し　同　同

誇りかに心氣高し菊つくり　同　同

鵙鳴いて陵の湟水澄めり　滋賀　西村幸吉

稻刈に橘寺の塀白し　同　同

文展の前を行くなり時雨傘　同　小田原　白河英龍

喘き登る坂の嶮しく紅葉濃し　同　同

雪紛々北風西に變りけり　同　同

雷霆劇し雪峰怯えわれ怯え　名古屋　栗本咏代子

多天の伸び來る旭地に映へり　同　同

この一日松葉をくべて栗燒けり　同　栗本豐齊

月見草暗く離愁の堪へがたし　同　同

川明り秋空うつし昏れなづむ　同　小田原　大木舟波

しん〳〵と陵山に霧たちぬ　同　同

柳散る夕風ひしと身に沁みて　同　青森　奈良健藏

朝の日を受けて爽かに蝗とぶ　同　同

朝顏の枯蔓殘る垣根かな　同　宇都宮　高島筍雄

多の夜や炭もて炭をくだく音　同　同

雲多き野の果に狐舍見えてあり　同　水戸　田澤麗月

狐の眼鋭く夏毛ほゝけたり　同　同

歸還してその夜うれしき柚湯かな　同　滋賀　深田五角

野鼠のわたる畦みち落し水　同　同

近江路や秋の稔の豐かなる　同　松江　川津天水

初霜や烏止まれる水車小屋　同　同

向日葵の夕日逐りて戻りそむ　同　横濱　先崎寧芳

向日葵の戻りはじめて灯りけり　同　同

鐘のなきこゝの鐘樓草紅葉

大根の畑の隅にも黄菊かな

目を勤めてゐてそこに意外にも鮪の荒瀬を見出したときの驚きの實感が出てゐます。

二階より三味の聞ゆる松手入　松石

二階から三味の音が聞えるといふのだからこの家は料亭であることが分る、庭には蓑蛇師が來てゐて松の手入をして居るのですが二階座敷には藝者をあげて遊興をしてゐる人があるのです、藝者廢止の問題も起つてゐる戰時下の今日、未だに斯くの如き不心得者のあることは第三者にはにが〳〵しく思はれませうが然ではさういふ道義的觀念にこだはつてはいけません、この句はこの間銚子へ行つたとき宿に句會があつてその時の寫生句です、銚子は日本でも屈指の漁港でこゝにはこゝの特種の生活情調がある、この句にもどこかさうした情調の一端が覗はれるではありませんか。

言ひ慣きしこと亦氣になり稻を刈る　邦雪

農繁期の農家では年寄り子供に留守居をさせて野良へ出るやうなことはあり勝ちなことでせう、この句その留守居番に何か言ひ置きをして置いたのであるが矢張りその事が氣にかゝる、うまく用が達せられたかどうか不安に思ひ乍らも稻刈をしてゐるのといふのであります。

風花にふられて囚徒落葉はく　名古屋　設樂銀月
體制も新たに御用納めかな　同
山葡萄霧の凝りては甘くなる　飯田　市川紅東
大根を木にかけ干して山の家　前橋　設樂利三郎
新羅野は靜かに更けて遠砧　金州　後藤虛斗
啄木鳥の音の聞ゆる裏の山　名古屋　哲屋藤波
法燈の靜かに揺れて報恩講　金泉　官山松雲
月落ちて更けゆく山に鹿の聲　前橋　良子
朝早く免囚のあり秋の雨　名古屋　鞍田陽明
雨だれの音のみ聞ゆ秋の夜　同　大岩尙子
葉鷄頭に朝の日ざしの眩しやか　高知　堅田庚生
障子張る日向に遊ぶ雀かな　前橋　不二夫
繩張のありて茸の香ほのかなり　大阪　米田調月
稻刈や鎌とぐ流れ緩やかに　高知　いしろ
停戰の心和やか月の宴　滿洲　清原憲城
行秋の夕日流るゝ落葉かな　海州　黑岩重治
標識の埋れし數地壽蟹の花　富山　栃折越人
少年の頃の話や秋の草　神戸　和田櫻枝
尺八の音も澁しき秋の夜　京都　藤井久惠
送る人送らるゝ人秋の風　豐多摩　露草
彼らしき銀杏並木あとあるかげ　姬路　ちから
除草機を押してどの娘も多モンペ　大阪　北野
容はれて秋闌の蒸柿かな　神戸　岡井道夫

叙任辭令

十月二十三日

任看守長（都岡）五三　看守　阿部正博（東拘）
同（沖縄）九級　同　田羅馬巖（高松）
同（福井支）八級　同　福平眞（名刑）
同（鳥取支）九級　同　小川清則（福岡）

十月二十四日

願免　保護技師　佐々木英信（岡山）

十月二十九日

願免五級　看守長　佐竹貞悉（熊本）
神戸六級　同　大内宏（水戸）
岐阜　教誨師　吉田教靈（奈良）
奈良　同　本多龍馬（横濱拘置所）

十一月六日

大分支　看守長　林關松（松山）
松山　同　伊藤駒市（高松）
高松　同　筒井正盛（廣島）
廣島　同　長山厚（滋賀）
免本職　滋賀　支所長　神谷勇治（都山支所長兼島支）
看守長　毛利佐四郎（新潟）
新潟　同　中村外喜男（水戸）
免本職　看守　松田勇（小田原）
敵討　長　下井英之助（上諏訪支所松本支）
上諏訪支所長兼松本支　看守長　山田規一（松本支）

十一月十五日

看守長　川口隆（府中）

十一月十八日

看守長　三東俊六（神戸）
同　片岡福次郎（岩國）
大前雜助（高松）

十一月十九日

保護技師　小林悦三郎（橫濱拘置支）

釋放者保護觀察法

來議會へ提案に決定

司法省では前科抹消制度を確立して一人の落伍者もなく擧國一體の體制を整へることになつたが、更にこれと並行して一般釋放者の保護善導に當るとともに再犯を防止して銃後治安の萬全を期すること決定、二十六議會に

刑政第53巻第12号
矯正図書館

編輯後記

□スザーランドの示唆に富む新版が出て幾月か過ぎた。遅まきながら寺光忠氏にお願ひして新興刑事學の若干の原理を巻頭に掲げた。日として進まざるなきアメリカ刑事理論と實踐については、わが國の現狀に於ても決してこれを無視すべきではない。

□日沖憲郎氏の「社會的豫後」亦アメリカにその母體をもつ累犯豫測を扱はれたものである。アメリカ行刑は嗜てロシヤに不定期刑と善時制度とを齎らし、ドイツにベンシルバニヤ制と感化制とそして自治制を齎らしたとされる。

□ドイツ行刑はアメリカ行刑の粋を採らうと年來の努力をかさねてゐる。嘗てはモリツツ・リープマンの果した役割を今フランツ・エクスナーが果さうとしてゐる。日沖憲郎氏の「社會的豫後」によつてわが國にも累犯豫測に關する研究の活潑に出ることを願つてやまない。

□行刑の新體制がそこはかとなく論ぜれてゐる。が、刑事政策の新體制から始めるのでなければ本當の行刑新體制は生れて來ない。新聞紙の報ずるところによれば、來るべき議會にはかういふ方面の議案が相當に提出されるらしい。不定期刑を採るにしても保安處分を採るにしても、累犯豫測の問題は重大な問題たるを失はない。

□行刑の新體制といふものも、官吏の心構へといふ精神的な部面に加ふるに、やはりかうした實際的な方面に一歩前進するといふことにあるのであらう。

□嘗て府中刑務所でこの累犯豫測に着手されたかに聞いてゐる。その後の成果はどうなつてゐるであらうか。累犯刑務所たる府中に待つこと大きい。

□同じ府中刑務所では技手權瀬英五郎氏が今回の奉祝美術展に入選の榮を擔はれた。刑務作業にさらに一つの名譽を加へたとしなければならぬ。同氏に敬意を表する所以である。

□紀元二千六百年も暮れようとしてゐる。行刑に於ても意義深き多くのものを醸醸しつゝ。

（小川）

□行刑の新體制がそこはかとなく論ぜれてゐる。が、刑事政策の新體制から始めるのでなければ本當の行刑新體制は生れて來ない。新聞紙の報ずるところによれば、來るべき議會にはかういふ方面の議案が相當に提出されるらしい。不定期刑を採るにしても保安處分を採るにしても、累犯豫測の問題は重大な問題たるを失はない。

□行刑の新體制といふものも、官吏の心構へといふ精神的な部面に加ふるに、やはりかうした實際的な方面に一歩前進するといふことにあるのであらう。

□嘗て府中刑務所でこの累犯豫測に着手されたかに聞いてゐる。その後の成果はどうなつてゐるであらうか。累犯刑務所たる府中に待つこと大きい。

□同じ府中刑務所では技手權瀬英五郎氏が今回の奉祝美術展に入選の榮を擔はれた。刑務作業にさらに一つの名譽を加へたとしなければならぬ。同氏に敬意を表する所以である。

□紀元二千六百年も暮れようとしてゐる。行刑に於ても意義深き多くのものを醸醸しつゝ。

（小川）

定價　一冊（稅共）金三十錢
六冊（稅共）金一圓八十錢
十二冊（稅共）金三圓六十錢

廣告料　一等一頁　金五十圓
二等一頁　金四十圓
普通一頁　金三十圓

注文規定
●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十五年十一月二十八日印刷納本
昭和十五年十二月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一　大原虎夫

印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　大河内恭三郎

印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷所

發行所　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

法學新報

物權法と人權法……鵜飼通孝
——その一、財産所有權に關する家族的拘束——
國民優生法とその文化意義（四）……川村秀雄
——特に優生的斷種を中心として——
おびた・でいくな……鵜飼信成
——（七）言語と法律——
猥褻頒布罪と刑法概觀（二）……團藤重光
刑事判例研究……福長淸治
警察官吏の投棄所取締と公務執行妨害罪の成立（佐々波張佐文郎）——更衣勸の被告人供述と豫審公判調書の證據能力（高橋誠一）——相續の抛棄を爲し得る期間內に於ける訴訟手續受繼の裁判と其の效力（高橋誠一）——賃貸人の承諾なき轉貸借と賃貸人の所有權に基く返還請求權（岩田新）
比較法制研究……比較法制學會
『兒童の勞働並少年の勞働時間に關する法律（少年保護法）』に就て（市川秀雄）

昭和十五年度

司法部

十二月初旬刊行

法曹會雜誌

第十八卷　第十二號　司法省構內　法曹會
昭和十五年十二月一日發行
振替口座東京一五六七〇番
定價　金五拾錢

○無能力者のための親族會の繼續性……東京區裁判所判事　可法省調査部
○ドイツに於ける證人保護と損害賠償
◇法曹會決議　◇司法省訓令通牒回答
◇大審院判例要旨　◇登記事務協議會決議　◇新刊
◇雜　報　◇各控訴院管內小作調停事務協議會
◎日本法理研究會の活動狀況
○附　錄
法曹會會則並第十八卷總目次

矯正図書館